米沢市

高　齢　者　福　祉　計　画
第９期介護保険事業計画

（令和６年度～令和８年度）

令和６年３月

米　　沢　　市

目　次

第１章　計画策定の趣旨

１　法令の根拠…… 1
２　計画策定の背景…… 1
３　計画の基本的考え方…… 2
４　計画の期間…… 3
５　他の計画との関係…… 3
６　計画の策定体制…… 4
７　ＳＤＧｓとの関係…… 4

第２章　高齢者をめぐる現況

１　高齢者人口等の現況と推計…… 5
（１）人口構造…… 5
（２）高齢化率の推移…… 6
（３）高齢者世帯の推移…… 7
２　要介護者の現況と推計…… 8
３　高齢者に対する基礎調査について……10
（１）調査の目的……10
（２）調査の対象……10
（３）調査の方法……10
（４）調査の実施時期……10
（５）配布・回収の結果……10
（６）在宅介護実態調査（一部抜粋）……11
（７）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一部抜粋）……18

第３章　施策・事業の推進

施策の体系……24
中ビジョン１：一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる……26
中ビジョン２：多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる…26
中ビジョン３：誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし、持ち続けることができる…26
施策１：介護予防、健康づくり施策の充実……26
施策２：認知症施策の推進……32
施策３：在宅医療・介護連携体制の充実……37
施策４：社会参加といきがい対策……38
中ビジョン４：心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる …39
施策１：尊厳ある暮らしのための支援と成年後見の充実……39
施策２：過不足のない介護給付の提供・支援……41

施策３：家族介護者への支援……43
施策４：地域包括支援センターの機能強化……45
施策５：利用者負担の軽減……46
施策６：生活支援サービスの充実……47
施策７：地域共生社会の理念啓発・社会の構築……49
施策８：介護人材確保及び業務効率化の取組……50
施策９：災害や感染症対策に係る体制整備……51
中ビジョン５：自分に合った住まいや住まい方の選択ができる……52
施策１：住まいの環境整備の支援……52
施策２：高齢者の住まいの確保……54
施策３：住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報連携強化……55
施策４：令和 22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備……55

第４章　介護保険事業の見込

１　日常生活圏域の設定……56
（１）本市の日常生活圏域……56
（２）日常生活圏域の状況……56
２　介護保険サービスの利用状況……59
（１）介護サービス利用者数の推移……59
（２）保険給付費の推移……60
（３）サービス毎の状況……61
３　介護給付等対象サービスの確保と利用量の見込……63
（１）介護給付等対象サービス基盤整備の方向性について……63
（２）施設系・居住系サービスの整備方針……63
（３）居宅系サービスの整備方針……65
（４）サービスごとの利用量の見込……67
（５）給付費の見込……76
４　地域支援事業について……78
（１）地域支援事業の実態……78
（２）地域支援事業の財源構成……79
（３）地域支援事業の見込額……79
５　第 9 期計画の保険料について……80
（１）費用の負担割合……80
（２）第 1 号保険料の収納状況……80
（３）介護保険の基金の活用……80
（４）保険料段階について……81
（５）保険料の算定方法……83
（６）保険料の算定……84
（７）基金等の繰り入れによる効果額……84

（８）保険料の将来推計(保険料段階ごとの対象者分布、負担割合を第９期と同一とした場合の推計）……84
（９）保険料率……85

第５章　推進体制

１　介護保険運営協議会……86
２　地域包括支援センター運営協議会……86
３　地域密着型サービス運営委員会……86
４　地域包括支援センター……86

資料

米沢市介護保険運営協議会審議経過……87
米沢市介護保険運営協議会条例……89
米沢市介護保険運営協議会委員名簿……90
用語の解説……91

第１章

計画策定の趣旨

１　法令の根拠

この計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定により策定するものであり、老人福祉事業及び介護保険事業を円滑に実施するためのものです。

２　計画策定の背景

我が国の高齢者人口は、総務省統計局の人口推計によると、令和 5 年 4 月 1 日時点で約 3,620 万人、高齢化率は 29.1％となっており、約 3.3 人に 1 人以上が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。

一方、本市における同時点での高齢化率は 32.7％と、国の水準を上回る数値を示しています。

今後も高齢化は進み、住民基本台帳人口を基礎とした独自推計（コーホート変化率法）によると、令和 8 年 10 月 1 日時点では、33.9％に達することが見込まれ、3 人に 1 人が高齢者という時代が間近に迫っています。

介護保険制度は、こうした超高齢社会における介護問題の解決、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年 4 月に創設されました。

本市では、介議保険導入に合わせて策定した第 1 期計画（平成 12 年度～）以降、法に定められている見直しを行い、介護サービスや生活支援サービスの整備、介護予防の推進を図ってきました。特に第 5 期計画以降、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が包括的に確保される「地域包括システム」の構築に向けた取り組みを推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるまちづくりを進めてきました。

第 9 期計画では、第 8 期計画の成果を基に、国の方針に協調しながら、さらなる高齢化が見込まれる本市における高齢者福祉の充実を図る方針を立てています。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）の目的・理念を発揮できるよう施策に反映していきます。具体的には、介護予防、認知症総合支援、地域包括ケアシステムの整備などに力点を置きつつ、長期的には、団塊ジュニアの世代が 65 歳に達し、現役世代が急減する令和 22（2040）年までのビジョンも視野に入れて、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性向上の推進等、適切なサービスの提供ができる体制の構築に取り組みます。 我々が直面しており未来に向けて解決すべき課題に対して、適切な介護サービスや予防策の実施、及びそれに基づく施策の整備を進めていくことが求められています。

第 9 期計画は、その中長期的視野をもとに、本市の高齢者福祉の課題を総合的かつ体系的に取り組み、解決するための計画として、ここに策定します。

３　計画の基本的考え方

（１）基本理念

本計画は、市の最上位計画である米沢市まちづくり総合計画の目指すべき将来像である「ひとが輝き　創造し続ける　学園都市・米沢」と、上位計画である米沢市地域福祉計画の基本理念「支えあいの“わ”で築く一人ひとりが輝くまち　よねざわ」、そして「健康長寿日本一のまち米沢」を実現するため、第８期計画から継続して次の基本理念を掲げます。

いきがいの　“わ”　でつなぐ　げんき米沢

◇「いきがい」とは、生きていく上でのはりあいや喜びという意味があり、一人ひとりがいきがいを持つことができる米沢を目指します。いきがいは、趣味活動のみを指すのではなく、日々の生活を送る上で持つ各自の役割、周囲との交流など個人を形成する要素すべてを含みます。

◇”わ“は二つの漢字「輪」と「和」を表現しています。「輪」には、人や社会とのつながりという意味があり、「和」には、互いに相手を大切にして協力し合う関係にあることという意味があります。

◇一人ひとりが生きていく上でのいきがいを持つことで人や社会とつながり、相手を大切にして協力し合うことで、本市で生活している一人ひとりの「げんき」になり、それらがつながり合うことで米沢市全体の「げんき」につながることを目指します。

（２）大ビジョン

基本理念に掲げた米沢を達成するために、大ビジョンを３つ掲げます。

大ビジョン　１	自立して暮らすことができるまち
大ビジョン　２	互いに支え合いができるまち
大ビジョン　３	いきがいを持つことができるまち

（３）中ビジョン

大ビジョンを達成するため、より具体的な目標を掲げます。

中ビジョン１	一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる
中ビジョン２	多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる
中ビジョン３	誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし持ち続けることができる
中ビジョン４	心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる
中ビジョン５	自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

４　計画の期間

この計画は、令和 6 年度を初年度とする令和 8 年度までの 3 年間を計画期間としています。

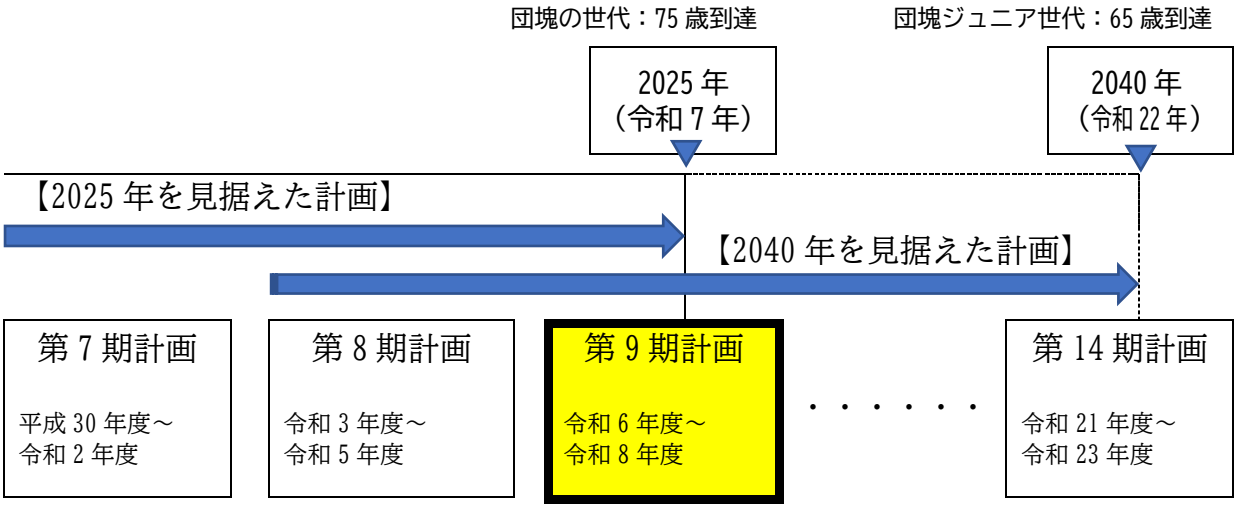

５　他の計画との関係

本計画は、国や県の高齢者施策や計画などを指針としながら、本市の総合計画である「米沢市まちづくり総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関係する各種計画との連携・協働を図る計画とします。

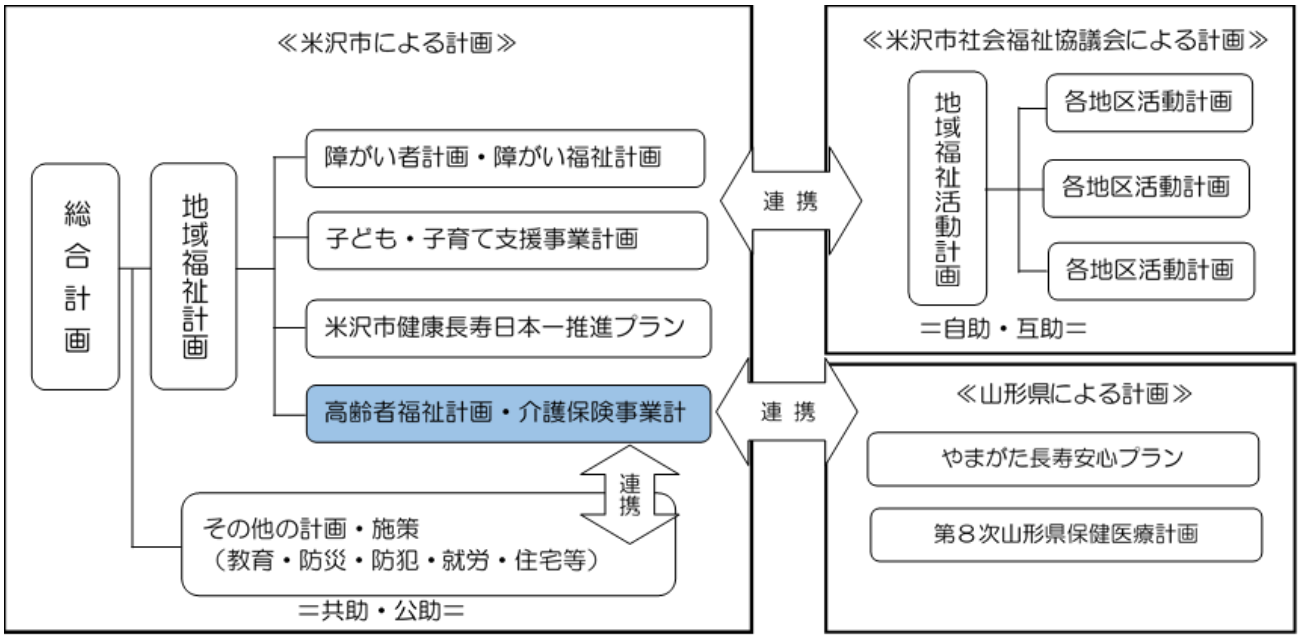

６　計画の策定体制

米沢市介護保険運営協議会条例（平成 12 年米沢市条例第 48 号）第 3 条に基づいて、知識経験を有する者、関係団体の代表者、被保険者等 15 名を、令和 3 年 10 月に協議会委員として委嘱しました。

協議会は令和 3 年度、令和 4 年度に第 8 期計画の実施状況等を進捗管理し、令和 5 年度には事業計画の策定について協議・検討を行ってまいりました。

７　ＳＤＧｓとの関係

本市では、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを推進しています。本計画における各種取り組みを推進することで、主に以下のゴールの達成に寄与します。

目標 3
すべての人に
健康と福祉を

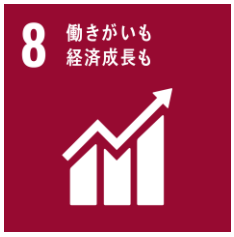

目標 8
働きがいも
経済成長も

目標 10
人や国の不平等
をなくそう

目標 11
住み続けられる
まちづくりを

目標 17
パートナーシップで目標を達成しよう

第２章

高齢者をめぐる現況

1　高齢者人口等の現況と推計

（1）人口構造

①　現況

本市の 65 歳以上の人口は、令和 4 年度から減少しておりますが、高齢化率は年々増加しており、令和 5 年 10 月 1 日における高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 32.8%となっています。

【人口の推移】

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
年少人口 0～14 歳	9,557 人 11.8%	9,257 人 11.6%	8,909 人 11.3%	8,603 人 11.0%	8,295 人 10.7%	7,927 人 10.4%
生産年齢人口 15～64 歳	46,515 人 57.4%	45,703 人 57.1%	44,972 人 56.8%	44,329 人 56.6%	43,985 人 56.8%	43,254 人 56.8%
40～64 歳	26,905 人 33.2%	26,562 人 33.2%	26,292 人 33.2%	26,002 人 33.2%	25,770 人 33.3%	25,442 人 33.4%
高齢者人口 65 歳以上	25,012 人 30.8%	25,105 人 31.3%	25,237 人 31.9%	25,351 人 32.4%	25,187 人 32.5%	24,998 人 32.8%
前期高齢者 65～74 歳	11,612 人 14.3%	11,651 人 14.6%	11,791 人 14.9%	12,098 人 15.5%	11,694 人 15.1%	11,407 人 15.0%
後期高齢者 75 歳以上	13,400 人 16.5%	13,454 人 16.8%	13,446 人 17.0%	13,253 人 16.9%	13,493 人 17.4%	13,591 人 17.8%
総人口	81,084 人	80,065 人	79,118 人	78,283 人	77,467 人	76,179 人

※　各年 10 月 1 日における住民基本台帳人口

②　推計

高齢者人口は横ばいに進んだ後、減少していきますが、高齢化率は引き続き上昇していくものと推計されます。

【人口の推計】

区分	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	…	令和 12 年	…	令和 22 年
年少人口 0～14 歳	7.792 人 10.3%	7,529 人 10.0%	7,279 人 9.8%	…	6,508 人 9.2%	…	5,284 人 8.6%
生産年齢人口 15～64 歳	42,923 人 56.5%	42,339 人 56.4%	41,823 人 56.3%	…	39,459 人 55.7%	…	32,256 人 52.4%
（第 2 号被保険者） 40～64 歳	25,266 人 33.3%	24,910 人 33.2%	24,620 人 33.2%	…	23,255 人 32.8%	…	18,956 人 30.8%
高齢者人口 65 歳以上	25,189 人 33.2%	25,203 人 33.6%	25,127 人 33.9%	…	24,817 人 35.1%	…	24,043 人 39.0%
（前期高齢者） 65～74 歳	11,073 人 14.6%	10,789 人 14.4%	10,510 人 14.2%	…	9,949 人 14.1%	…	9,998 人 16.2%
（後期高齢者） 75 歳以上	14,116 人 18.6%	14,414 人 19.2%	14,617 人 19.7%	…	14,868 人 21.0%	…	14,045 人 22.8%
総人口	75,904 人	75,071 人	74,229 人	…	70,784 人	…	61,583 人

※　各年 10 月 1 日時点

※　住民基本台帳人口を基礎とした独自推計（コーホート変化率法）

【人口の推移】

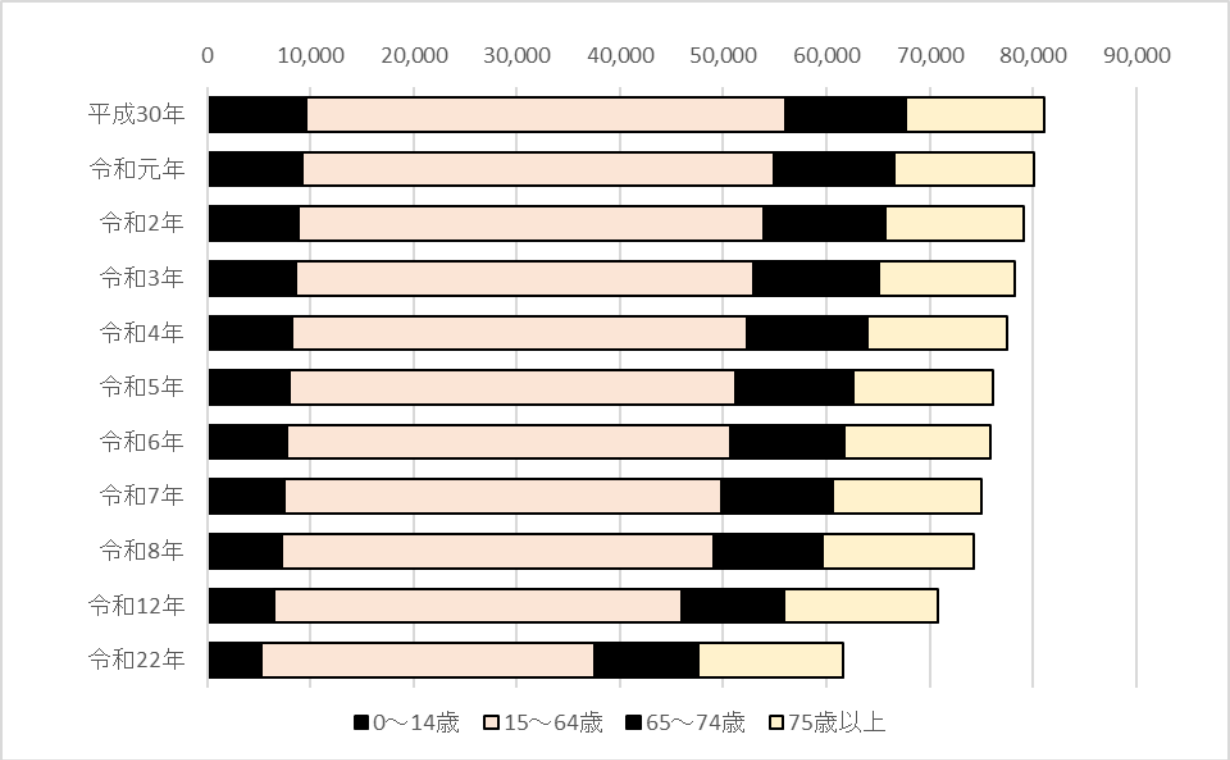

（2）高齢化率の推移

高齢化率は、国・県・市いずれにおいても一貫して上昇を続けています。

また、全国の高齢化率との比較では山形県は全国を大きく上回っており、本市も山形県よりは低いものの、全国を上回る数値で高齢化が進んでいます。

【高齢化率の比較】

区　分	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年	令和７年	令和22年
全　　国	14.6%	17.3%	20.1%	22.8%	26.6%	28.6%	29.6%	34.8%
山 形 県	19.8%	23.0%	25.5%	27.5%	30.8%	33.8%	36.0%	41.0%
米 沢 市	18.5%	21.0%	23.6%	25.6%	28.8%	31.9%	33.6%	39.0%

時点：各年10月1日時点

出典：令和2年までは総務省「国勢調査」、令和7年以降は、全国が国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」、山形県は同「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」、米沢市は住民基本台帳人口を基礎とした独自推計（コーホート変化率法）

（3）高齢者世帯の推移

高齢者世帯数は、全国、山形県、本市いずれも一貫して上昇を続けています。

また、本市は山形県とともに 65 歳以上の親族がいる世帯に占める１人世帯及び夫婦のみの世帯の割合が全国よりも低い状況ですが、その割合は年々上昇してきております。

【高齢者世帯数の比較】

（単位：世帯）

世帯区分等			平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	一般世帯		46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	65歳以上の親族がいる世帯		15,044,608	17,204,473	19,337,687	21,713,308	22,655,031
		１人世帯	3,032,140 20.2%	3,864,778 22.5%	4,790,768 24.8%	5,927,686 27.3%	6,716,806 29.6%
		夫婦のみの世帯	3,971,633 26.4%	4,487,042 26.1%	5,525,270 28.6%	6,420,243 29.6%	6,533,895 28.8%
		上記以外	8,040,835 53.4%	8,852,653 51.5%	9,021,649 46.7%	9,365,379 43.1%	9,404,330 41.5%
山形県	一般世帯		376,219	385,416	387,682	392,288	396,792
	65歳以上の親族がいる世帯		187,169	199,117	205,215	214,421	219,080
		１人世帯	19,833 10.6%	25,050 12.6%	29,683 14.5%	36,953 17.2%	43,451 19.8%
		夫婦のみの世帯	29,993 16.0%	33,090 16.6%	38,575 18.8%	44,284 20.7%	47,618 21.7%
		上記以外	137,343 73.4%	140,977 70.8%	136,957 66.7%	133,184 62.1%	128,011 58.4%
米沢市	一般世帯		32,522	33,130	32,920	32,894	33,013
	65歳以上の親族がいる世帯		13,349	14,356	14,767	15,424	15,572
		１人世帯	1,707 12.8%	2,205 15.4%	2,462 16.8%	2,976 19.3%	3,300 21.2%
		夫婦のみの世帯	2,150 16.1%	2,376 16.6%	2,770 18.8%	3,101 20.1%	3,254 20.9%
		上記以外	9,492 71.1%	9,775 68.1%	9,535 64.6%	9,347 60.6%	9,018 57.9%

時点：各年10月1日時点

出典：国勢調査

2　要介護者の現況と推計

①　現況

平成 12 年 4 月の介護保険事業制度導入以来、認定者は年々増加し平成 27 年を境に減少していましたが、その後は横ばいで推移しています。要介護認定率についても横ばいです。年齢区分別に見た場合、75 歳以上の認定者が全体の約 9 割を占めています。

【年齢区分別要介護認定者数の推移】

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年（見込）
第 1 号被保険者	25,012 人	25,105 人	25,237 人	25,351 人	25,187 人	25,155 人
第 1 号被保険者（認定者数）	4,481 人	4,467 人	4,524 人	4,610 人	4,487 人	4,427 人
65 歳以上 75 歳未満	396 人	389 人	421 人	473 人	442 人	439 人
75 歳以上	4,085 人	4,078 人	4,103 人	4,137 人	4,045 人	3,988 人
第 2 号被保険者	87 人	84 人	86 人	80 人	82 人	84 人
計	4,568 人	4,551 人	4,610 人	4,690 人	4,569 人	4,511 人
要介護認定率	17.9%	17.8%	17.9%	18.2%	17.8%	17.6%

時点：各年 10 月 1 日時点　　出典：介護保険事業状況報告（月報）

※（要介護認定率）＝（第 1 号被保険者の認定者数）÷（第 1 号被保険者数）×100

②　推計

令和 6 年以降、団塊の世代が後期高齢者に移行するに伴い、再び認定者数が増加する見込みです。

【年齢区分別要介護認定者数の推計】

区分	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	…	令和 12 年	…	令和 22 年
第 1 号被保険者	25,189 人	25,203 人	25,127 人	…	24,817 人	…	24,043 人
第 1 号被保険者（認定者数）	4,497 人	4,525 人	4,565 人	…	4,530 人	…	4,496 人
65 歳以上 75 歳未満	432 人	418 人	406 人	…	380 人	…	375 人
75 歳以上	4,065 人	4,107 人	4,159 人	…	4,150 人	…	4,121 人
第 2 号被保険者	78 人	78 人	76 人	…	70 人	…	57 人
計	4,575 人	4,603 人	4,641 人	…	4,600 人	…	4,553 人
要介護認定率	17.9%	18.0%	18.2%	…	18.3%	…	18.7%

時点：各年 10 月 1 日時点

※見える化システムによる推計値

※（要介護認定率）＝（第 1 号被保険者の認定者数）÷（第 1 号被保険者数）×100

【年齢区分別認定者数の推移】

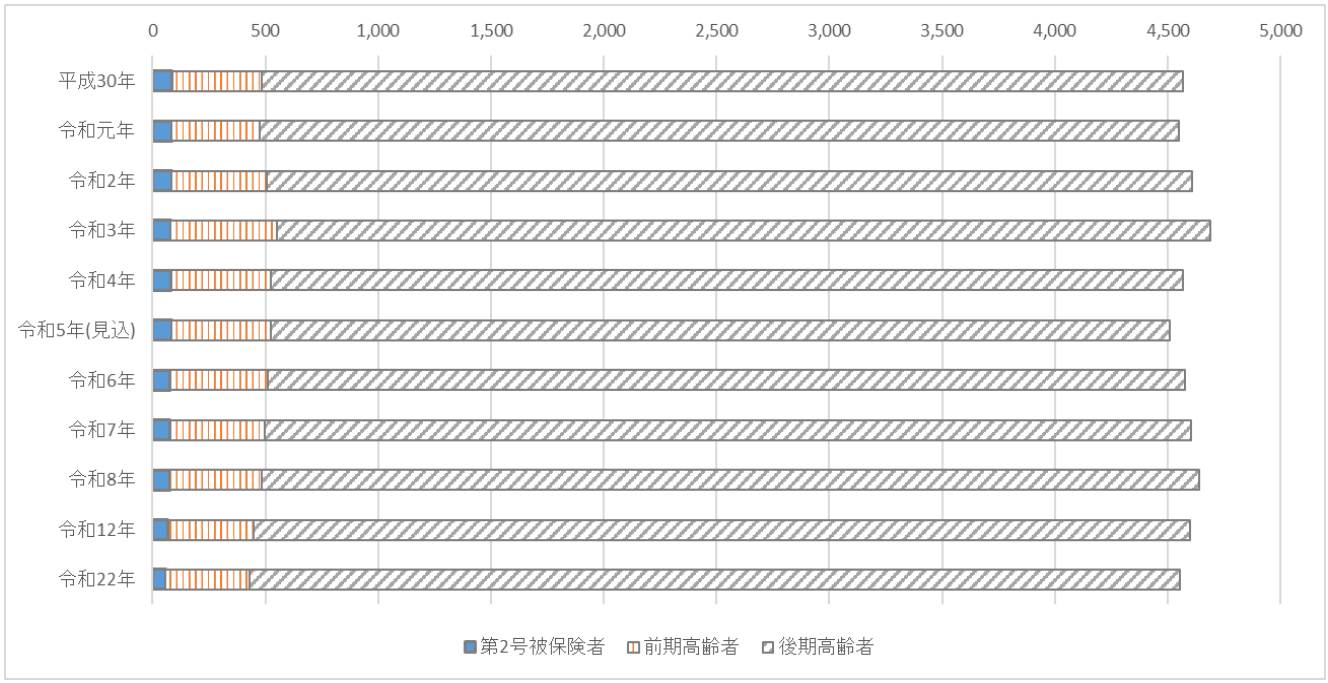

【要介護度別認定者数の推移】

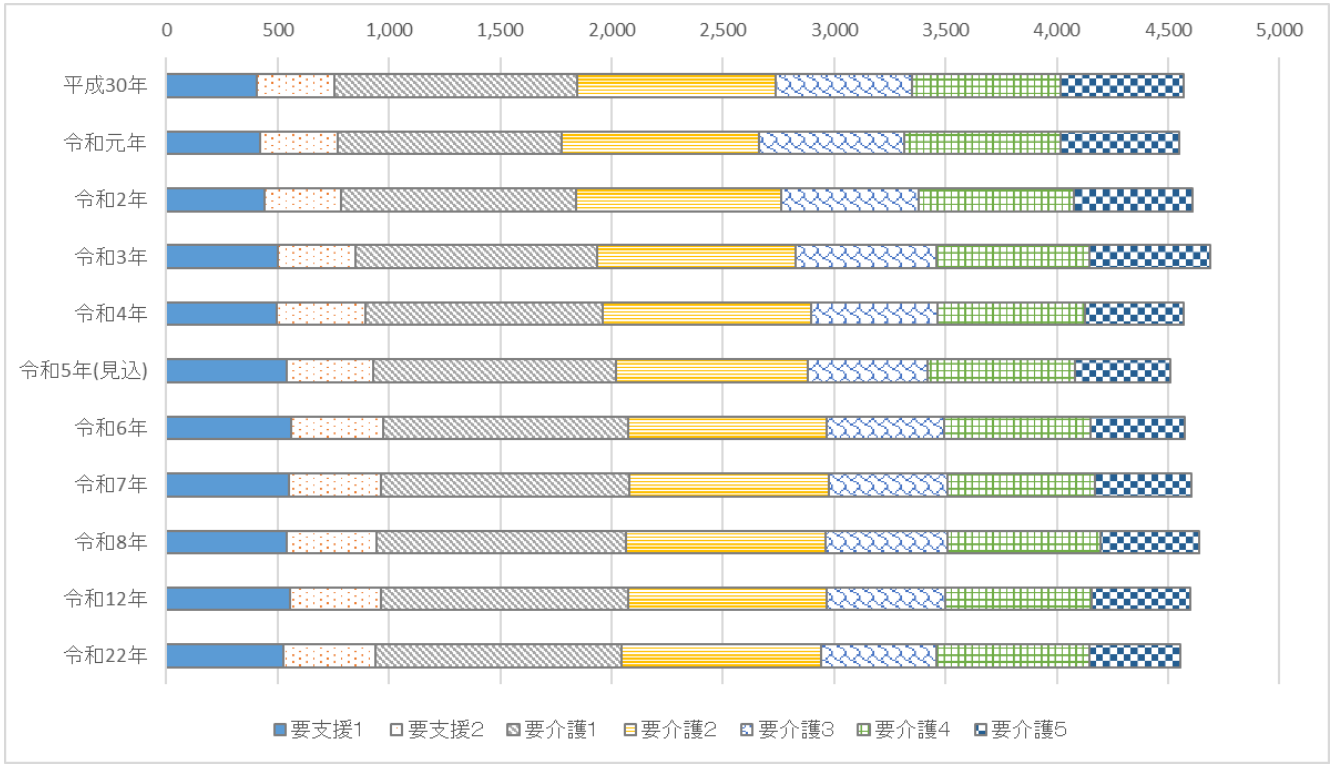

3　高齢者に対する基礎調査について

（1）調査の目的

本調査は、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「米沢市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定するにあたり、日常生活圏域ごとに在宅介護者の実態や、高齢者の日常生活の状況、身体の状況、健康づくりに対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画策定の基礎資料とし活用するために実施しました。

（2）調査の対象

① 在宅介護実態調査

在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、令和 4 年 12 月 14 日から令和 5 年 4 月 30 日の間に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 372 人を対象としました。

② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65 歳以上で要介護認定を受けていない方（要支援を含む）を対象とし、その中から、年齢、男女比などを考慮した上で、層化無作為抽出法により 1,100 人を抽出しました。

（3）調査の方法

① 在宅介護実態調査

介護認定調査員による聞き取り調査

② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

郵送による配布・回収（一部は Web 回答）

（4）調査の実施時期

① 令和 4 年 12 月 14 日～令和 5 年 4 月 30 日

② 令和 5 年 2 月 2 日～令和 5 年 2 月 16 日

（令和 5 年 2 月 22 日までの回収票も有効とした）

（5）　配布・回収の結果

区分	配布数	回収数	無効回答	回収率
在宅介護実態調査	372 件	372 件	0 件	100.0%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,100 件	867 件	0 件	78.8%

（6）在宅介護実態調査（一部抜粋）

【介護者が不安に感じる介護】

- 「認知症状への対応」の割合が最も高く、次いで「夜間の排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」が 2 割台となり、身体介護が上位を占めています。
- 世帯別では、【夫婦のみ世帯】は「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」などの割合が高く、【単身世帯】は「食事の準備（調理等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」といった生活援助が多く、世帯状況による違いもみられるため、生活状況に応じた支援・サービスにつなげていくことが在宅生活の継続には重要であると考えられます。
- 施設入所検討別では、【施設へ入所・入居を検討している方】及び【すでに申し込みをしている方】は、「認知症状への対応」「夜間の排泄」に不安を感じている割合が特に高くなっており、在宅生活の継続が困難と判断する重要なポイントであると考えられます。

【対応する施策】

- 生活支援サービスの充実
- 家族介護者への支援
- 過不足のない介護給付の提供・支援
- 住まいの環境整備の支援

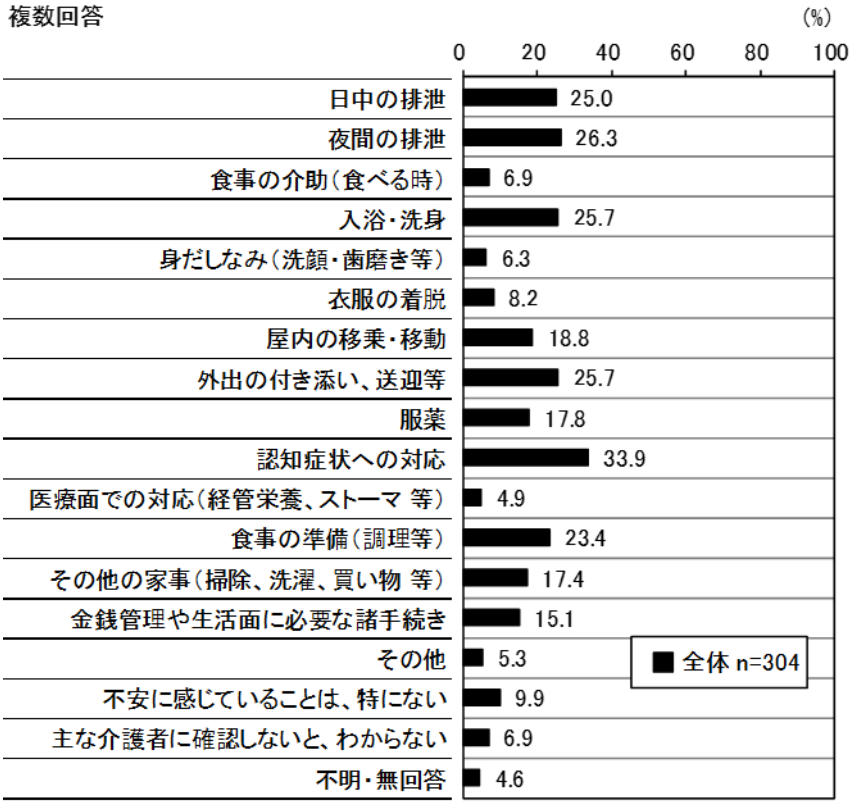

（%）

		日中の排泄	夜間の排泄	食事の介助（食べる時）	入浴・洗身	身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	衣服の着脱	屋内の移乗・移動	外出の付き添い、送迎等	服薬
全体	n= 304	25.0	26.3	6.9	25.7	6.3	8.2	18.8	25.7	17.8
要介護度別										
要支援1・2	n= 91	14.3	19.8	3.3	22.0	4.4	4.4	13.2	25.3	9.9
要介護1・2	n= 168	28.0	28.6	6.5	24.4	7.1	9.5	20.2	24.4	22.6
要介護3以上	n= 37	29.7	29.7	18.9	35.1	8.1	10.8	24.3	29.7	13.5
世帯別										
単身世帯	n= 43	18.6	23.3	7.0	20.9	2.3	2.3	16.3	18.6	11.6
夫婦のみ世帯	n= 52	21.2	25.0	17.3	36.5	9.6	11.5	26.9	42.3	23.1
その他	n= 199	27.6	27.6	4.5	23.6	6.5	8.5	17.6	23.6	18.1
施設入所検討別										
入所・入居は検討していない	n= 231	20.3	22.1	3.9	24.2	5.2	6.9	16.9	24.2	15.2
入所・入居を検討している	n= 52	34.6	36.5	17.3	25.0	7.7	11.5	25.0	21.2	25.0
すでに入所・入居申し込みをしている	n= 14	42.9	35.7	14.3	28.6	14.3	14.3	14.3	50.0	21.4
性別										
男性	n= 84	27.4	28.6	8.3	36.9	9.5	11.9	27.4	35.7	27.4
女性	n= 212	22.6	25.0	6.6	20.3	5.2	6.6	15.1	21.2	13.7

（%）

		認知症状への対応	医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）	食事の準備（調理等）	その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	その他	不安に感じていることは、特にない	主な介護者に確認しないと、わからない	不明・無回答
全体	n= 304	33.9	4.9	23.4	17.4	15.1	5.3	9.9	6.9	4.6
要介護度別										
要支援1・2	n= 91	25.3	3.3	23.1	18.7	8.8	4.4	13.2	12.1	5.5
要介護1・2	n= 168	40.5	4.8	23.8	17.3	17.3	5.4	8.3	5.4	3.6
要介護3以上	n= 37	24.3	10.8	24.3	13.5	13.5	8.1	10.8	2.7	2.7
世帯別										
単身世帯	n= 43	30.2	7.0	34.9	18.6	23.3	4.7	4.7	18.6	9.3
夫婦のみ世帯	n= 52	34.6	9.6	28.8	30.8	19.2	7.7	7.7	3.8	1.9
その他	n= 199	35.2	3.0	20.1	14.1	12.1	5.0	11.6	4.0	4.0
施設入所検討別										
入所・入居は検討していない	n= 231	29.4	5.2	19.9	16.5	13.9	6.1	11.7	7.8	5.6
入所・入居を検討している	n= 52	46.2	3.8	40.4	19.2	19.2	3.8	3.8	5.8	－
すでに入所・入居申し込みをしている	n= 14	57.1	－	7.1	14.3	14.3	－	7.1	－	7.1
性別										
男性	n= 84	28.6	9.5	19.0	17.9	14.3	3.6	10.7	3.6	3.6
女性	n= 212	35.8	3.3	25.5	17.0	14.2	6.1	9.9	8.5	4.2

【在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】

- 前回調査との比較では、「外出同行（通院、買い物など）」は前回（5.9%）から 8.1 ポイント上昇しています。
- 要介護度別では、【要介護 3 以上】は「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「調理」の割合が他の要介護度よりも高くなっています。
- 世帯別では、【単身世帯】は「外出同行（通院、買い物など）」「ゴミ出し」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 2 割台など、他の世帯よりも割合が高くなっています。【夫婦のみ世帯】は「外出同行（通院、買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が 2 割台と高くなっています。

【対応する施策】

- 生活支援サービスの充実
- 地域包括支援センターの機能強化

(%)

		配食	調理	買い物（宅配は含まない）	ゴミ出し	外出同行（通院、買い物など）	掃除・洗濯	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	見守り、声かけ	サロンなどの定期的な通いの場	その他	特になし	不明・無回答
全体	n= 372	8.3	6.2	7.3	5.4	14.0	7.5	15.6	11.0	4.3	2.2	53.8	5.6
前回	n= 538	7.2	5.9	7.2	6.5	5.9	14.7	17.7	12.6	5.2	3.9	43.5	11.7
要介護度別													
要支援1・2	n= 126	8.7	3.2	9.5	9.5	14.3	11.1	18.3	7.1	5.6	4.0	50.8	4.0
要介護1・2	n= 195	7.2	6.7	5.1	2.1	11.3	4.6	11.3	12.3	3.6	1.5	59.0	6.2
要介護3以上	n= 43	11.6	11.6	7.0	7.0	16.3	9.3	20.9	14.0	2.3	－	44.2	7.0
世帯別													
単身世帯	n= 68	13.2	11.8	19.1	20.6	22.1	16.2	20.6	16.2	10.3	1.5	39.7	5.9
夫婦のみ世帯	n= 63	14.3	12.7	11.1	6.3	20.6	14.3	20.6	14.3	3.2	1.6	47.6	4.8
その他	n= 224	5.4	2.7	3.1	0.4	9.4	3.1	12.5	8.5	2.7	2.7	60.7	4.9
施設入所検討別													
入所・入居は検討していない	n= 280	9.3	5.7	6.1	5.4	12.9	8.2	16.1	8.9	4.6	2.5	55.0	3.6
入所・入居を検討している	n= 59	8.5	10.2	10.2	6.8	11.9	6.8	13.6	18.6	5.1	1.7	55.9	3.4
すでに入所・入居申し込みをしている	n= 23	－	－	13.0	－	34.8	－	21.7	17.4	－	－	52.2	4.3
圏域別													
第一中学校圏域	n= 65	4.6	1.5	－	1.5	10.8	6.2	12.3	15.4	－	3.1	52.3	10.8
第二中学校圏域	n= 57	7.0	7.0	7.0	7.0	14.0	8.8	19.3	12.3	1.8	1.8	47.4	3.5
第三中学校圏域	n= 48	14.6	6.3	6.3	2.1	12.5	8.3	12.5	12.5	10.4	2.1	54.2	6.3
第四中学校圏域	n= 77	11.7	7.8	14.3	9.1	19.5	9.1	15.6	10.4	6.5	1.3	53.2	3.9
第五中学校圏域	n= 44	4.5	6.8	4.5	2.3	11.4	6.8	18.2	9.1	4.5	2.3	50.0	4.5
第六中学校圏域	n= 17	5.9	5.9	－	－	5.9	－	5.9	5.9	－	5.9	64.7	5.9
第七中学校圏域	n= 34	5.9	8.8	11.8	5.9	2.9	5.9	5.9	2.9	2.9	－	76.5	0.0
(旧)南原中学校圏域	n= 22	9.1	4.5	4.5	13.6	18.2	9.1	27.3	9.1	4.5	4.5	50.0	9.1

【隣近所の方に頼みたい生活の手伝い】

- 全体では、「災害時の手助け・声掛け」「話し相手」が３割台と高くなっています。
- 世帯別では、【単身世帯】で支援を希望する割合が全体的に高くなっており、生活支援コーディネーターによる住民同士の助け合いの仕組みづくり活動などの重要性が増しています。また、「災害時の手助け・声掛け」は【単身世帯】及び【夫婦のみ世帯】でニーズが高く、防災分野と連携した災害時の支援体制の充実が重要となっています。

【対応する施策】

- 生活支援サービスの充実
- 災害や感染症対策に係る体制整備

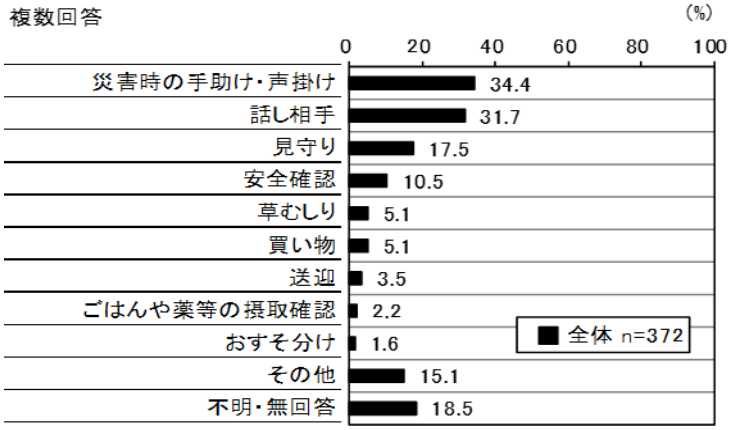

(%)

		災害時の手助け・声掛け	話し相手	見守り	安全確認	草むしり	買い物	送迎	ごはんや薬等の摂取確認	おすそ分け	その他	不明・無回答
全体	n= 372	34.4	31.7	17.5	10.5	5.1	5.1	3.5	2.2	1.6	15.1	18.5
要介護度別												
要支援1・2	n= 126	37.3	31.7	13.5	7.9	6.3	6.3	5.6	1.6	3.2	16.7	14.3
要介護1・2	n= 195	31.3	31.3	19.5	10.8	4.6	3.1	1.5	2.1	0.5	12.8	21.5
要介護3以上	n= 43	32.6	27.9	14.0	11.6	2.3	4.7	2.3	2.3	2.3	18.6	18.6
世帯別												
単身世帯	n= 68	45.6	36.8	30.9	23.5	8.8	14.7	10.3	7.4	2.9	8.8	11.8
夫婦のみ世帯	n= 63	39.7	30.2	14.3	9.5	7.9	6.3	1.6	1.6	－	19.0	14.3
その他	n= 224	31.3	31.3	15.2	7.6	3.6	2.2	2.2	0.9	1.8	15.2	20.5
施設入所検討別												
入所・入居は検討していない	n= 280	35.7	31.8	15.7	9.6	5.4	4.3	3.6	1.4	1.8	16.4	17.5
入所・入居を検討している	n= 59	28.8	32.2	27.1	11.9	6.8	6.8	1.7	5.1	1.7	10.2	15.3
すでに入所・入居申し込みをしている	n= 23	43.5	39.1	21.7	21.7	－	13.0	8.7	4.3	－	8.7	21.7
地区別												
第一中学校圏域	n= 65	32.3	26.2	16.9	9.2	4.6	3.1	－	1.5	－	18.5	18.5
第二中学校圏域	n= 57	33.3	28.1	15.8	7.0	3.5	7.0	－	1.8	3.5	14.0	19.3
第三中学校圏域	n= 48	35.4	25.0	20.8	14.6	8.3	－	2.1	－	2.1	10.4	29.2
第四中学校圏域	n= 77	41.6	40.3	20.8	11.7	3.9	9.1	7.8	3.9	1.3	9.1	14.3
第五中学校圏域	n= 44	34.1	22.7	6.8	9.1	4.5	6.8	4.5	－	－	18.2	25.0
第六中学校圏域	n= 17	23.5	41.2	17.6	5.9	5.9	－	－	－	5.9	23.5	11.8
第七中学校圏域	n= 34	17.6	26.5	17.6	8.8	5.9	－	2.9	5.9	2.9	23.5	14.7
(旧)南原中学校圏域	n= 22	36.4	50.0	13.6	9.1	4.5	－	4.5	－	－	9.1	9.1

【本人のやりたいこと】

- 全体では、「お出かけ」「友人との交流」、「趣味・その他」が 2 割台と高くなっています。
- 要介護度別では、【要介護 3 以上】は「趣味・その他」の最も割合が高く、次いで「旅行」、「テレビ等の鑑賞」となっています。
- 世帯別では、【単身世帯】は「友人との交流」の割合が高くなっています。コロナ禍で人とのつながりが希薄化したため、単身世帯では孤立感を感じていた方も少なくないと考えられるため、交流の場の充実が求められます。

【対応する施策】

- 介護予防、健康づくり施策の充実

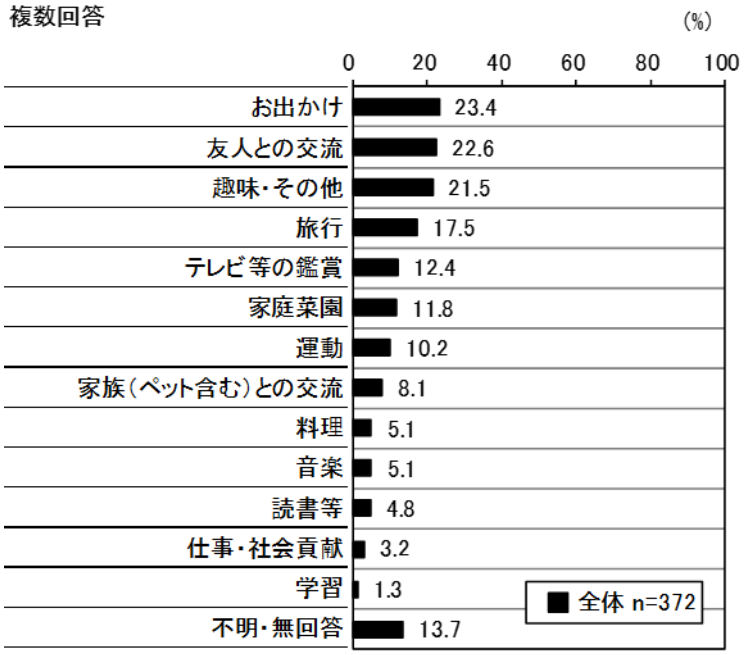

(%)

		お出かけ	友人との交流	趣味・その他	旅行	テレビ等の鑑賞	家庭菜園	運動	家族（ペット含む）との交流	料理	音楽	読書等	仕事・社会貢献	学習	不明・無回答
全体	n= 372	23.4	22.6	21.5	17.5	12.4	11.8	10.2	8.1	5.1	5.1	4.8	3.2	1.3	13.7
要介護度別															
要支援1・2	n= 126	24.6	24.6	23.8	17.5	6.3	13.5	13.5	5.6	4.0	4.8	4.8	2.4	0.8	10.3
要介護1・2	n= 195	24.1	23.1	16.9	16.4	14.4	11.3	9.2	8.2	5.1	5.6	5.1	3.6	2.1	14.4
要介護3以上	n= 43	16.3	16.3	32.6	20.9	18.6	9.3	2.3	14.0	7.0	2.3	4.7	4.7	-	20.9
世帯別															
単身世帯	n= 68	25.0	32.4	29.4	19.1	11.8	10.3	10.3	2.9	5.9	10.3	2.9	2.9	1.5	10.3
夫婦のみ世帯	n= 63	27.0	22.2	22.2	33.3	12.7	20.6	20.6	9.5	6.3	7.9	3.2	3.2	1.6	12.7
その他	n= 224	22.3	20.1	19.2	12.5	11.6	10.3	7.6	8.9	4.0	2.7	5.4	3.6	1.3	15.2

【就労継続見込み】

- 全体では、「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が最も高く、次いで「問題なく、続けていける」となり、合計すると『続けていける』は７割台となっています。『続けて いくのは難しい』（「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計）は１割台となっています。
- 要介護度別では、【要介護３以上】は回答件数が少ないものの、『続けていくのは難しい』（「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計）が、他の要介護度よりも高くなっています。
- 介護者の就労状況別では、【フルタイムで働いている方】は「問題はあるが、何とか続けていける」割合がパートタイムよりも高くなっています。また、【パートタイムで働いている方】はフルタイムよりも『続けていくのは難しい』（「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計）の割合が高くなっています。【フルタイムで働いている方】はパートタイムよりも「問題はあるが、何とか続けていける」割合が高くなっていますが、フルタイムで働いている方は要支援１・２の介護者が多いことが要因の一つとして考えられるため、今後、要介護度が重くなった場合は仕事と介護の両立が難しくなることが考えられます。

【対応する施策】

- 認知症施策の推進
- 家族介護者への支援
- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域共生社会の理念啓発・社会の構築

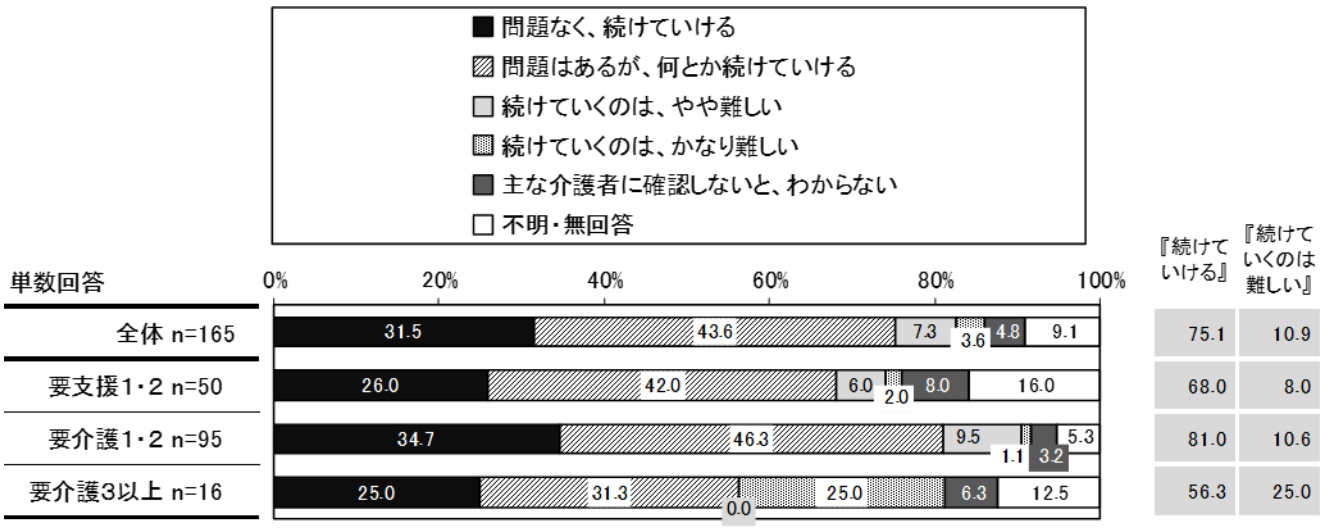

（%）

		問題なく、続けていける	問題はあるが、何とか続けていける	続けていくのは、やや難しい	続けていくのは、かなり難しい	主な介護者に確認しないと、わからない	不明・無回答	『続けていける』	『続けていくのは難しい』
全体	n= 165	31.5	43.6	7.3	3.6	4.8	9.1	75.1	10.9
世帯別								0.0	0.0
単身世帯	n= 25	28.0	44.0	4.0	－	16.0	8.0	72.0	4.0
夫婦のみ世帯	n= 14	14.3	64.3	－	14.3	－	7.1	78.6	14.3
その他	n= 121	34.7	42.1	9.1	3.3	3.3	7.4	76.8	12.4
施設入所検討別								0.0	0.0
入所・入居は検討していない	n= 122	36.9	41.8	4.1	1.6	5.7	9.8	78.7	5.7
入所・入居を検討している	n= 31	9.7	54.8	16.1	9.7	3.2	6.5	64.5	25.8
すでに入所・入居申し込みをしている	n= 8	37.5	37.5	12.5	12.5	－	－	75.0	25.0
介護者の就労状況別								0.0	0.0
フルタイムで働いている	n= 115	29.6	48.7	4.3	1.7	7.0	8.7	78.3	6.0
パートタイムで働いている	n= 50	36.0	32.0	14.0	8.0	－	10.0	68.0	22.0

（7）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一部抜粋）

【昨年と比較した外出状況】

- 全体では、『減っていない』（「あまり減っていない」「減っていない」の合計）は 6 割台となっています。『減っている』（「とても減っている」「減っている」の合計）は 3 割台となっています。
- 圏域別では、【第五中学校圏域】【第七中学校圏域】は『減っている』割合が他の圏域よりも高くなっています。
- 『減っている』（「とても減っている」「減っている」の合計）割合は前回よりも 8.7 ポイント上昇しています。コロナ禍による外出控えもあると考えられますが、通常の日常生活に戻りつつあるため、高齢者が安心して外出できるような支援策や気軽に参加できる活動の場づくりと併せて、転倒防止や運動器機能の向上をはじめとする介護予防・フレイル予防等にも取り組んでいく必要があります。

【対応する施策】

- 介護予防、健康づくり施策の充実

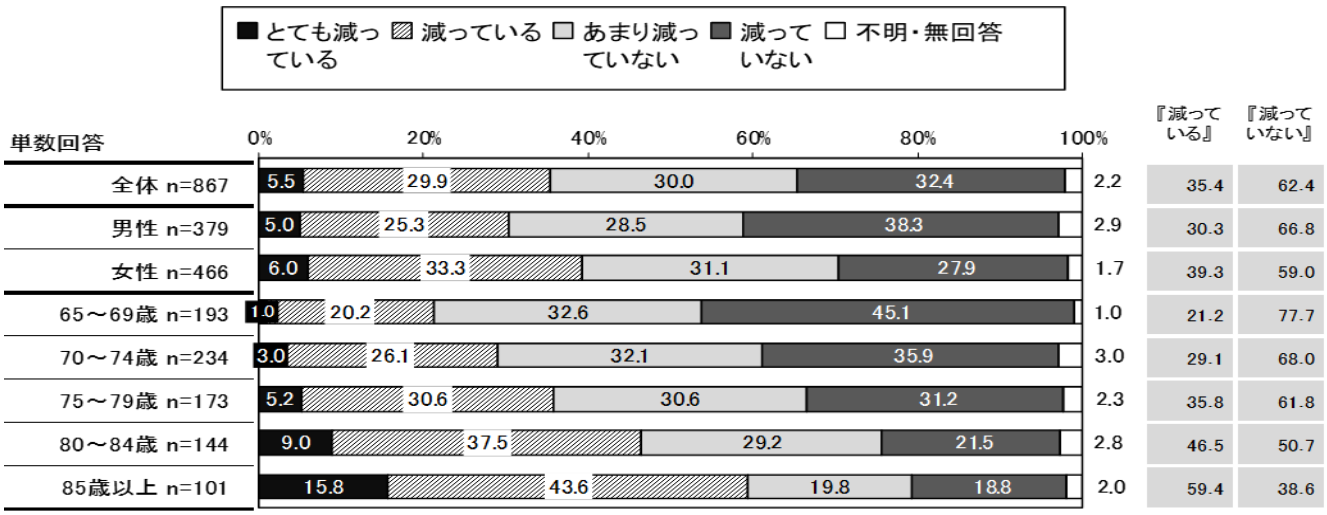

(%)

		とても減っている	減っている	あまり減っていない	減っていない	不明・無回答	減っている⇨	⇦減っていない
全体	n= 867	5.5	29.9	30.0	32.4	2.2	35.4	62.4
前回調査	n= 793	3.7	23.0	31.1	40.7	1.5	26.7	71.8
圏域別								
第一中学校圏域	n= 134	7.5	20.9	32.8	37.3	1.5	28.4	70.1
第二中学校圏域	n= 136	4.4	32.4	29.4	30.1	3.7	36.8	59.5
第三中学校圏域	n= 120	4.2	35.0	27.5	31.7	1.7	39.2	59.2
第四中学校圏域	n= 121	5.8	28.9	35.5	26.4	3.3	34.7	61.9
第五中学校圏域	n= 103	9.7	31.1	18.4	39.8	1.0	40.8	58.2
第六中学校圏域	n= 78	3.8	26.9	34.6	33.3	1.3	30.7	67.9
第七中学校圏域	n= 77	5.2	37.7	24.7	31.2	1.3	42.9	55.9
（旧）南原中学校圏域	n= 76	2.6	26.3	36.8	30.3	3.9	28.9	67.1

【運動する習慣をつけるためにあると良いもの】

- 全体では、「自宅でできるメニュー」の割合が最も高く、次いで「友人、仲間」、「散歩コース・公園」となっています。
- 性別では、【男性】は女性よりも「トレーニング施設」が、【女性】は男性よりも「自宅でできる メニュー」「友人、仲間」の割合が高くなっています。
- 圏域別では、【第一中学校圏域】は「自宅でできるメニュー」「散歩コース・公園」が、【第二中学 校圏域】は「参加自由のグループ」が、【第六中学校圏域】は「友人、仲間」が高い割合となって います。

【対応する施策】

- 介護予防、健康づくり施策の充実

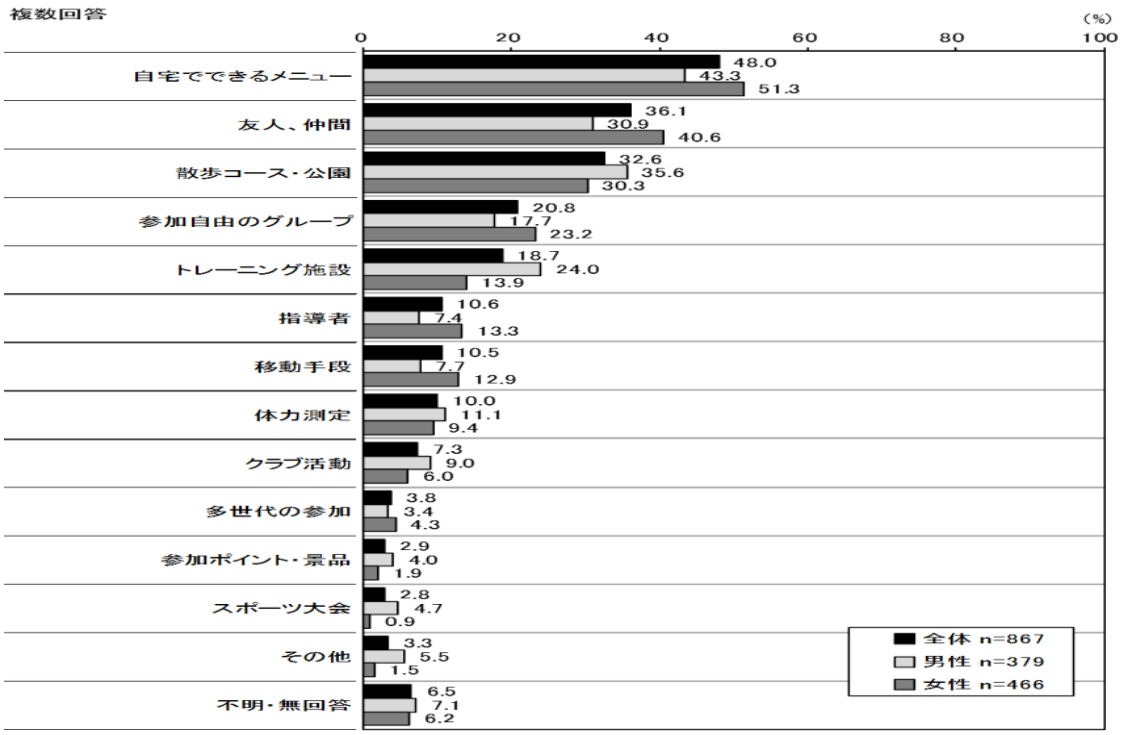

上位6位　(%)

		自宅でできるメニュー	友人、仲間	散歩コース・公園	参加自由のグループ	トレーニング施設	指導者
全体	n= 867	48.0	36.1	32.6	20.8	18.7	10.6
年齢別							
65～69歳	n= 193	50.3	37.8	46.1	23.8	28.0	13.5
70～74歳	n= 234	50.0	39.3	32.1	19.2	21.8	9.8
75～79歳	n= 173	42.2	34.1	29.5	23.7	10.4	11.0
80～84歳	n= 144	50.7	32.6	31.3	20.1	11.8	9.0
85歳以上	n= 101	42.6	34.7	15.8	13.9	15.8	8.9
圏域別							
第一中学校圏域	n= 134	56.0	39.6	42.5	19.4	17.2	8.2
第二中学校圏域	n= 136	43.4	33.8	30.1	30.9	22.1	8.8
第三中学校圏域	n= 120	49.2	34.2	36.7	15.0	16.7	9.2
第四中学校圏域	n= 121	43.8	38.0	40.5	21.5	21.5	15.7
第五中学校圏域	n= 103	52.4	35.9	24.3	17.5	18.4	13.6
第六中学校圏域	n= 78	43.6	47.4	30.8	19.2	9.0	12.8
第七中学校圏域	n= 77	45.5	28.6	18.2	26.0	19.5	14.3
（旧）南原中学校圏域	n= 76	44.7	31.6	28.9	13.2	21.1	2.6

【口腔機能リスク】

問 1：半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。
問 2：お茶や汁物等でむせることがありますか。
問 3：口の渇きが気になりますか。
上記 3 問中、2 問以上「はい」と回答した場合は該当

- 全体では、「該当」は 2 割台となっています。
- 年齢別では、【75～79 歳】以上は年齢階層が高くなるにつれて該当者の割合が高くなっています。
- 状態像別では、【要支援 1・2】は該当者が一般高齢者よりも高くなっています。
- 口腔機能の低下は、低栄養・認知機能の低下にもつながり、要介護状態になるリスクが高くなる恐れがあるため、オーラルフレイル予防の取り組みが重要となっています。

【対応する施策】

- 介護予防、健康づくり施策の充実

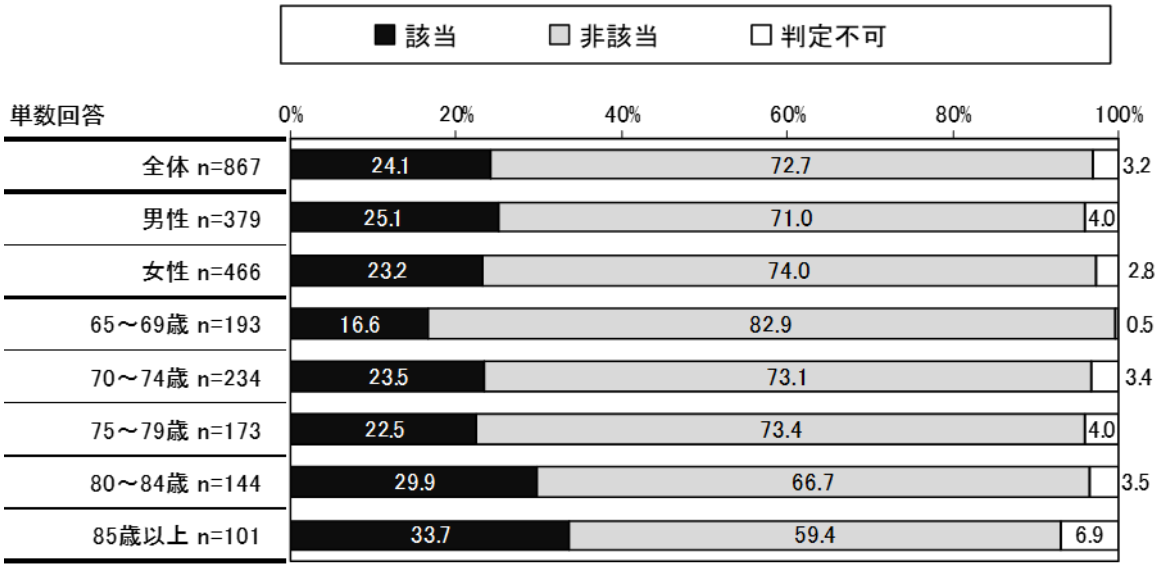

【圏域別、状態像別】　(%)

			該当	非該当	判定不可
全体		n= 867	24.1	72.7	3.2
圏域別	第一中学校圏域	n= 134	25.4	71.6	3.0
	第二中学校圏域	n= 136	27.2	69.9	2.9
	第三中学校圏域	n= 120	28.3	68.3	3.3
	第四中学校圏域	n= 121	26.4	69.4	4.1
	第五中学校圏域	n= 103	25.2	69.9	4.9
	第六中学校圏域	n= 78	21.8	76.9	1.3
	第七中学校圏域	n= 77	10.4	87.0	2.6
	(旧)南原中学校圏域	n= 76	19.7	76.3	3.9
像状別態	一般高齢者	n= 806	23.4	73.3	3.2
	要支援1・2	n= 39	35.9	59.0	5.1

【物忘れが多いと感じること】

- 全体では、「いいえ」が 5 割台、「はい」が 4 割台となっています。
- 前期高齢者でも 4 割前後と高くなっています。将来的に認知症となる恐れのある方の認知症予防や認知症の早期診断・早期対応に向けた取り組みが重要となっています。

【対応する施策】

- 認知症施策の推進

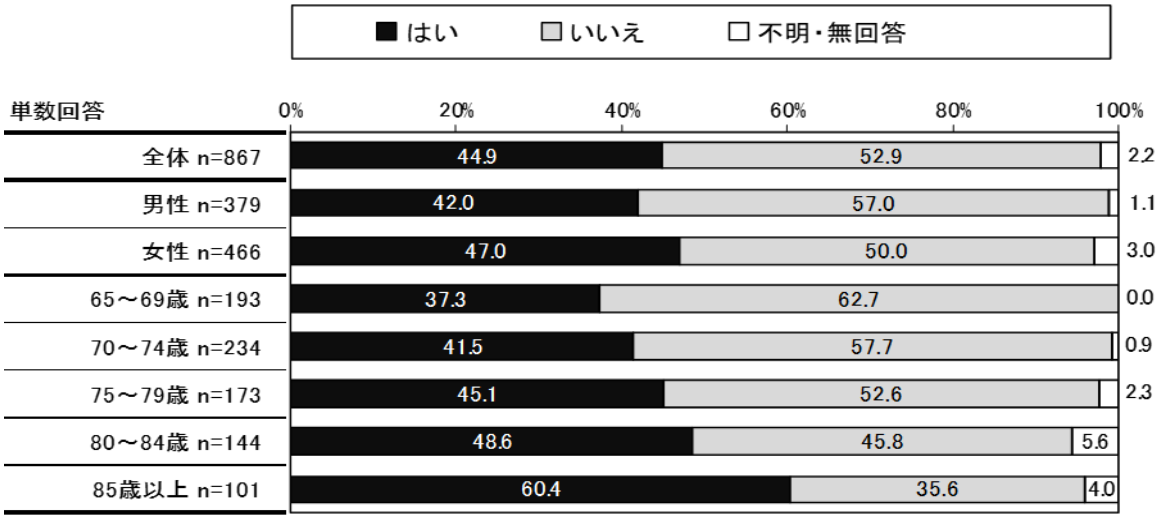

【認知症に関する相談窓口の認知度】

- 年齢別では、【65～69 歳】は他の年齢階層よりも高く、【80～84 歳】【85 歳以上】は低くなっています。
- 認知症に関する相談窓口の認知度は、前回調査と同程度となっているため、周知を強化していく必要があります。

【対応する施策】

- 認知症施策の推進
- 地域包括支援センターの機能強化

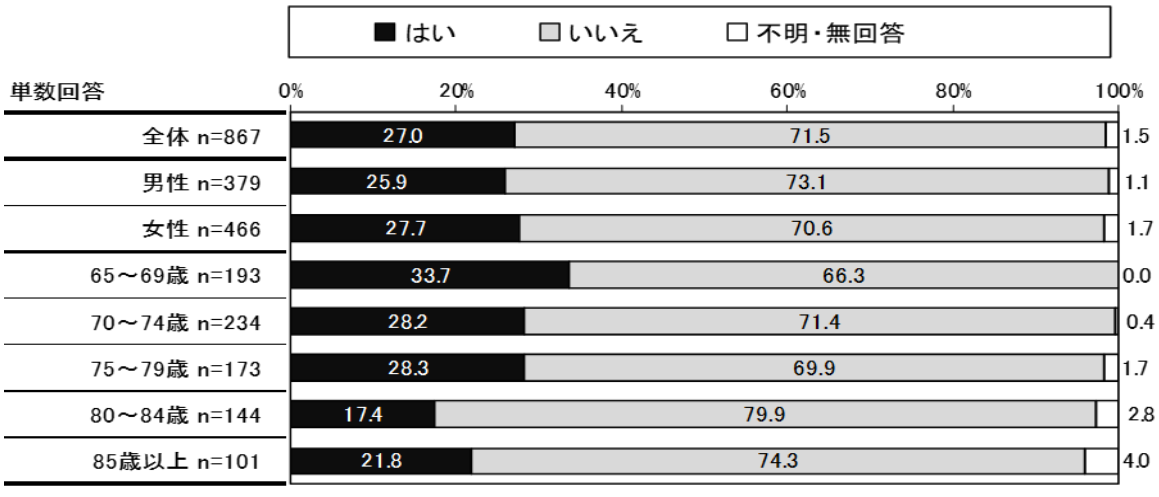

【地域活動への参加者としての参加意向】

※地域活動：地域住民の有志による、健康づくり活動や趣味等のグループ活動のこと

- 全体では、「是非参加したい・してもよい」は５割台となっています。「参加したくない」は３割台となっています。
- 前回調査との比較では、「参加したくない」が前回から 3.9 ポイント上昇し、「参加したい・してもよい」は 2.9 ポイント低下しています。
- 年齢別では、【65～69 歳】は「参加したい・してもよい」割合が他の年齢階層よりも高くなっています。
- 圏域別では、【第四中学校圏域】は「参加したい・してもよい」割合が他の圏域よりも高くなっていますが、【第七中学校圏域】【（旧）南原中学校圏域】は低くなっています。
- 地域活動への参加希望率の低下は、コロナ禍の影響もあると考えられますが、通常の生活に戻りつつある中で、身近な地域活動への参加や地域住民の交流機会が充実するように、各種活動への支援や活動情報の周知を図るなど、参加促進を図っていく必要があります。

【対応する施策】

- 介護予防、健康づくり施策の充実

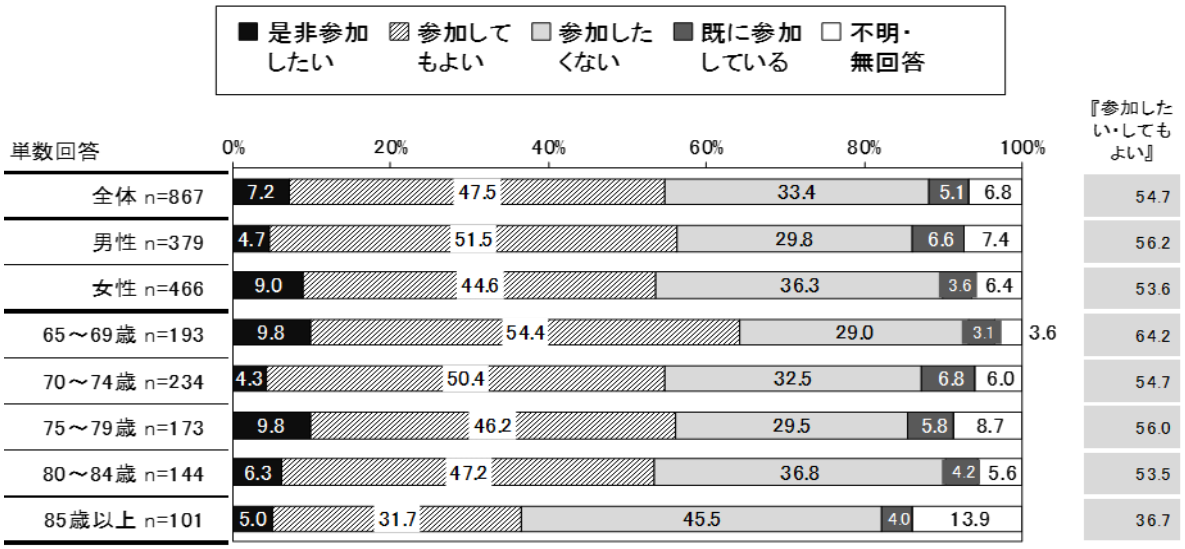

【前回調査、圏域別】　（%）

			是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	不明・無回答	『参加したい・してもよい』
全体		n= 867	7.2	47.5	33.4	5.1	6.8	54.7
前回調査		n= 793	9.1	48.5	29.5	7.1	7.8	57.6
圏域別	第一中学校圏域	n= 134	5.2	52.2	32.1	4.5	6.0	57.4
	第二中学校圏域	n= 136	8.1	44.1	34.6	7.4	5.9	52.2
	第三中学校圏域	n= 120	5.0	48.3	35.8	4.2	6.7	53.3
	第四中学校圏域	n= 121	9.9	54.5	28.9	1.7	5.0	64.4
	第五中学校圏域	n= 103	6.8	52.4	27.2	6.8	6.8	59.2
	第六中学校圏域	n= 78	3.8	47.4	35.9	6.4	6.4	51.2
	第七中学校圏域	n= 77	11.7	35.1	37.7	5.2	10.4	46.8
	（旧）南原中学校圏域	n= 76	6.6	40.8	38.2	3.9	10.5	47.4

【成年後見制度に関する相談を市役所や地域包括支援センターでできることについての認知度】

- 成年後見制度に関する相談を市役所や地域包括支援センターでできることについての認知度は4割台となっています。
- 性別では、【男性】は女性よりも認知度が低くなっています。
- 年齢別では、【65～69歳】は認知度が他の年齢階層よりも高くなっていますが、【85歳以上】は低くなっています。
- 圏域別では、【第一中学校圏域】【第四中学校圏域】は他の圏域よりも認知度が高い一方、【第七中学校圏域】は低くなっています。
- 高齢になるほど成年後見制度の必要性も高まるため、置賜成年後見センターと連携し、さらに周知を図っていく必要があります。

【対応する施策】

- 尊厳ある暮らしのための支援と成年後見の充実

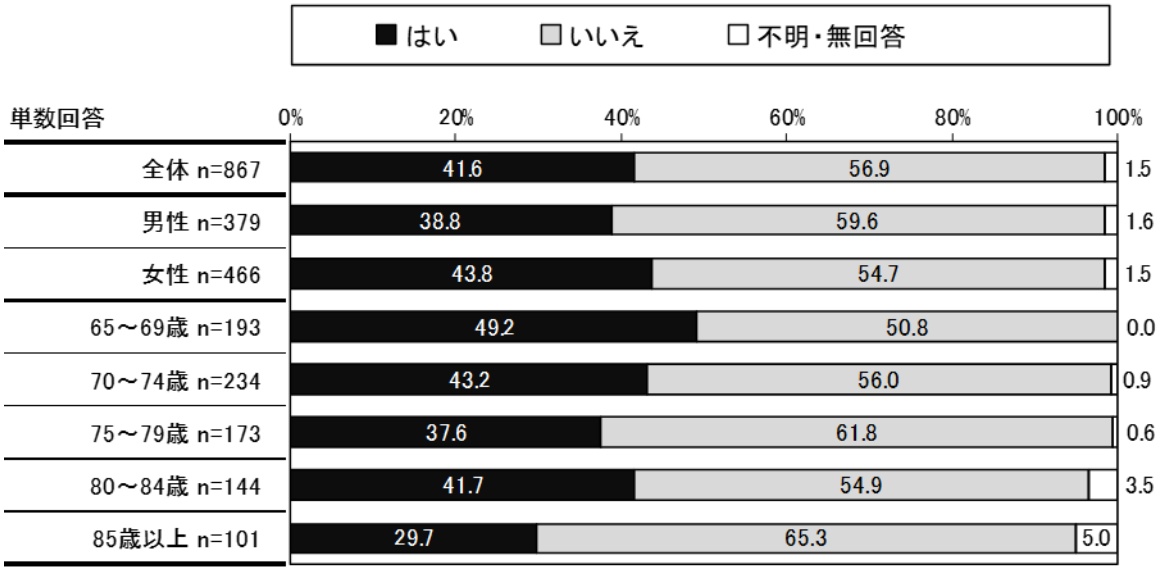

【圏域別】　(%)

			はい	いいえ	不明・無回答
全体		n= 867	41.6	56.9	1.5
圏域別	第一中学校圏域	n= 134	50.0	49.3	0.7
	第二中学校圏域	n= 136	35.3	62.5	2.2
	第三中学校圏域	n= 120	41.7	57.5	0.8
	第四中学校圏域	n= 121	51.2	47.1	1.7
	第五中学校圏域	n= 103	35.9	62.1	1.9
	第六中学校圏域	n= 78	44.9	53.8	1.3
	第七中学校圏域	n= 77	33.8	64.9	1.3
	(旧)南原中学校圏域	n= 76	34.2	63.2	2.6

第３章

施策・事業の推進

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS
3 すべての人に健康と福祉を
8 働きがいも経済成長も
10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

◎施策の体系

基本理念	大ビジョン	中ビジョン
いきがいの“わ”でつなぐ　げんき米沢	自立して暮らすことができるまち	１.【健康長寿】 一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる ２.【社会参加】 多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる ３.【いきがい】 誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし、持ち続けることができる
	互いに支え合いができるまち	４.【支え合い・助け合い】 心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる
	いきがいを持つことができるまち	５.【住まい】 自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

施策	主な取り組み（網掛け：新規・重点）
1）介護予防、健康づくり施策の充実	① 介護予防把握事業(高齢者見守り訪問員の配置)
	② 介護予防普及啓発事業（介護予防教室等の開催）
	③ 地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場立ち上げ・継続支援、介護予防推進員の育成）
	④ 地域リハビリテーション活動支援事業（住民主体の通いの場への専門職派遣）
	⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業
	⑥ 高齢者いきいきデイサービス事業
	⑦ 老人クラブ活動推進事業
	⑧ 老人体育レクリエーション大会事業
	⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【重点】
	⑩ 高齢者温泉利用福祉事業
2）認知症施策の推進	① 認知症サポーターの養成
	② 相談先の周知
	③ 認知症の人本人からの発信支援
	④ 認知症予防の推進
	⑤ 認知症初期集中支援チームの配置
	⑥ 認知症地域支援推進員の活動推進
	⑦ 家族介護者への支援
	⑧ 認知症バリアフリーの推進
	⑨ 若年性認知症の人への支援【新規】
	⑩ 地域の見守り体制の構築支援（チームオレンジの整備）【重点】
3）在宅医療・介護連携体制の充実	在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携支援センターの設置）
4）社会参加と生きがい対策	① 高年齢者労働能力活用事業（米沢市シルバー人材センターの運営支援）
	② 生きがいと創造の事業
	③ 敬老祝金等支給事業

1）尊厳ある暮らしのための支援と成年後見の充実	① 置賜成年後見センターの運営
	② 高齢者虐待防止対策の推進
	③ 高齢者消費者被害防止（消費者見守りサポーター等の養成）
	④ 成年後見制度利用支援事業（申立経費、成年後見人報酬の支援）
2）過不足のない介護給付の提供・支援	① 要介護認定の適正化
	② ケアマネジャーの質の向上
	③ 住宅改修アドバイザー事業利用の推進
	④ 医療情報との突合・縦覧点検
	⑤ 介護相談員派遣事業
3）家族介護者への支援	① 家族介護者交流支援事業
	② 介護教室の開催【新規】
	③ 紙おむつ給付事業
	④ 訪問理美容助成事業
4）地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター運営事業
5）利用者負担の軽減	① 米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業
	② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
6）生活支援サービスの充実	① 生活支援コーディネーターの配置
	② 高齢者等生活支援事業（生活援助員の派遣）
	③ 愛の一声事業
	④ はり、きゅう、マッサージ等助成
	⑤ あんしん電話事業
7）地域共生社会の理念啓発・社会の構築	
8）介護人材確保及び業務効率化の取組	① 趣旨普及事業【重点】
	② 介護保険事業所運営指導及び介護保険事業所集団指導
9）災害や感染症対策に係る体制整備	

1）住まいの環境整備の支援	① 住宅改修費支給事業
	② 福祉用具購入費支給事業
	③ 高齢者等除雪援助員派遣事業
	④ 高齢者等雪下ろし助成事業
2）高齢者の住まいの確保	① シルバーハウジング生活援助員派遣等事業（市営住宅塩井町団地におけるライフサポートアドバイザーの配置）
	② 老人福祉施設入所
	③ 高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）
3）住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報連携強化	
4）令和 22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	

【健康長寿】

中ビジョン１：　一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる

【社会参加】

中ビジョン２：多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる

【いきがい】

中ビジョン３：誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし、持ち続けることができる

（1）第 8 期振り返り・第 9 期の方針

第 8 期では、新型コロナウイルスの影響により、介護予防教室や地域活動等、多くの事業の活動が制限された一方で、新しい生活様式が定着し、社会全体で健康への意識が向上しました。

第 9 期では、本市がより一層高齢化していく中で、さらなる課題に対応する必要があります。高齢者の健康志向の更なる強化、多世代間の交流の拡大、能力を発揮できる環境の整備等を達成するため、それぞれのビジョンが実現することを目指します。

（2）各施策について

施策 1）介護予防、健康づくり施策の充実

高齢者自身が健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら進んで取り組むことができるよう、自立支援に資する取り組みを推進していきます。

そのために、住民主体の活動を奨励するとともに、専門職と連携し、単に高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、生きがいや役割を持って地域で暮らせるための取り組みを進めていきます。また、地域支援事業のほか、介護予防に資する多様な事業等と連携し充実を図っていきます。

外出に関して、自家用車の利用率が高く、降雪量の多い本市において、高齢化の進展に伴い、閉じこもり傾向に陥ることが懸念されます。新型コロナウイルス感染症の流行により、特に高齢者の集う機会は著しく減少し、住民主体の通いの場の活動も自粛期間が続き、心身機能の低下が心配されました。それらを踏まえ、フレイル（虚弱）の状態にある高齢者や認知機能の低下傾向にある高齢者を早期に把握し、速やかな対応を行うことにより心身機能の低下、重度化防止を図る必要があります。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、運動習慣の定着化には、自宅でできるメニューのほか、仲間や友人と共に取り組める環境が必要と考える高齢者が多い状況にあります。そのために、高齢者の社会参加の促進につながる介護予防事業の充実のほか、身近な地域での通いの場の立ち上げのほか、既に活動を再開した通いの場の活動支援に取り組み、セルフケアの定着を通じた高齢者の自立支援・重度化防止を推進します。

併せて、本市においては要支援等の比較的軽度な状態の認定率が高いことから、重度化防止のための水際対策に取り組む必要があります。高齢者の自立支援と共に、重度化防止に取り組むには、高齢者一人ひとりの健康に対する意識と感心を高め、日頃から健康づく

りに取り組むことが大切になることから、リハビリテーション専門職を始めとする医療・保健の多様な専門職や職能団体等の関係機関と連携し、各専門職との協働により、健康づくりから介護予防までを一体的に取り組むことのできる体制構築に取り組みます。

（参考）要支援・要介護認定者数

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
令和３年度	491	369	1,054	914	600	683	501	4,612
令和４年度	515	385	1,087	859	556	678	430	4,510
令和５年度	542	385	1,095	858	540	659	432	4,511

出典：介護保険事業状況報告（各年度３月分）より

※令和５年度のみ、地域包括ケア「見える化システム」の推計値による。

【主な取り組み】

① 介護予防把握事業(高齢者見守り訪問員の配置)

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
訪問員数	6	6	6	8	8	8
登録者数	144	144	150	350	350	350

【概要】

高齢者の心身の状況や支援の必要性を早期に把握し、高齢者の安心で自立した生活の継続を支援するため、見守り訪問員が週 1 回介護保険サービスを利用していない高齢者世帯等を訪問し安否確認を実施しています。

【第９期方針】

引き続き、対象高齢者の支援の必要性を早期に把握し、適切な福祉サービスにつなげることで、高齢者の安心で自立した生活の継続を図ります。

② 介護予防普及啓発事業（介護予防教室等の開催）

ア）元気アップ教室（旧介護予防教室）

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
開催回数(回)	98	121	140	140	140	140
参加者数(延人数)	1,148	1,652	2,100	2,100	2,100	2,100

イ）脳はつらつ教室（旧認知症予防教室）

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
開催回数(回)	36	36	36	36	36	36
参加者数(延人数)	503	563	576	576	576	576

ウ）水中足腰しっかり教室（旧泳がない！水中足腰運動教室）

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
開催回数(回)	24	24	24	24	24	24
参加者数(延人数)	217	240	360	360	360	360

エ）体はつらつ教室（旧地域づくり型運動教室）

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
開催回数(回)	72	72	72	72	72	72
参加者数(延人数)	527	864	1,080	1,080	1,080	1,080

【概要】

高齢者が身体機能を維持しながら介護を必要とせずにいつまでも元気で暮らしていけるように運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防、閉じこもり防止、うつ予防を目的とした介護予防教室を開催しています。

【第９期方針】

各教室の参加を通じて、介護予防に必要な知識と技術の習得を図ると共に、生活習慣の見直し等、高齢者自身の健康に対する関心を高めるため、介護予防と健康づくりに取り組みます。また、教室への参加をきっかけに住民の主体的運営による場（通いの場）での活動につながるようセルフケアの定着に努めます。

併せて、各種教室は、多様な主体の委託事業者により実施されるため、サービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、介護予防事業の目的やそれに向けて実施すべきこと、期待される役割についての共通理解を図るため、研修の機会を設ける等、質の向上に取り組みます。

③ 地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場立ち上げ・継続支援、介護予防推進員の育成）

ア）住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）新規設置数

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
新規設置数	1	4	5	5	5	5
総数	31	33	38	43	48	53
参加者数	503	491	560	630	700	770

イ）住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）継続支援回数（回）

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
継続支援回数	69	112	110	115	120	125

ウ）介護予防推進員総数（人）

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
実績値(実人数)	7	7	21	21	21	36

【概要】

高齢者が歩いて通える範囲内に、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる場（通いの場）を立ち上げることにより、介護予防の地域展開を目指し、住民の主体的運営による通いの場の立ち上げ支援及び継続的活動の支援を実施しています。

また、介護予防推進員（介護予防についての基本的な知識と技術を習得した市民ボランティア）の人材育成研修、地域活動組織の育成および継続的活動の支援を実施しています。

【第 9 期方針】

生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等と協働し、住民主体の通いの場、特に「米沢はっぴぃ体操」や「いきいき 100 歳体操」に取り組むシューイチ体操倶楽部の立ち上げに取り組みます。立ち上げ時から、フレイルの状態にある高齢者を早期に把握し、適切な介入により状態の改善や悪化防止を図ります。その他、体力測定や活動状況の把握を行うほか、保健事業の専門職との協働（保健事業と介護予防の一体的実施）により、フレイル予防の取り組みを推進します。

また、介護予防推進員の継続的な活動を支援するとともに、新たな人材養成に取り組み、支える側と支えられる側の高齢者という従来の関係を超えて活動できる地域に根差した介護予防活動を推進します。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業（住民主体の通いの場への専門職派遣）

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
派遣団体（数）	8	11	12	20	20	20
派遣数(回)	17	25	30	40	40	40

【概要】

住民主体の通いの場に対してリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の能力評価・改善可能性の助言等、介護予防の取り組みに対する技術的指導を実施しています。

【第 9 期方針】

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士といったリハビリテーション専門職のほか、栄養士・歯科衛生士等の多様な専門職を住民主体の通いの場等に派遣し、専門職の直接的関与により、介護予防や健康づくりに関する知識及び技術の習得を支援していきます。

また、単なる高齢者の心身機能の改善・向上だけでなく、高齢者の持っている能力を引き出し、日常生活における活動の意識を高め、家庭や地域における社会参加及び生活の質の向上に取り組みます。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
従前相当訪問型サービス延べ利用者数	659	745	780	819	860	903
従前相当通所型サービス延べ利用者数	5,345	5,271	6,164	6,472	6,796	7,136
短期集中訪問型サービス延べ利用者数	0	0	6	60	60	60
短期集中通所型サービス延べ利用者数	22	41	240	500	500	500

【概要】

要支援者等の多様な生活ニーズに対応するため、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に加え、多様な主体による様々な支援を実施しています。

【第９期方針】

短期集中型サービスについて、短期間であっても、リハビリテーション専門職をはじめとする保健・医療の多様な専門職の積極的な介入により、心身機能の改善が図られることは国レベルで実証されています。比較的軽度な認定者等が多い本市において、対象となる高齢者は存在するものの、短期間でのサービス終了に否定的な方も少なくありません。医師会や医療機関の協力のもと、対象となる高齢者への利用を促し、自立支援に寄与するよう取り組みます。

そのために、ケアマネジャーや地域包括支援センター等に対し、参加者やサービス提供事業所の取組状況等を共有する機会を設け、高齢者の状態に応じた改善可能性に目を向けた適切なケアマネジメントの実践、多職種協働による効果的なサービス提供を推進します。

⑥ 高齢者いきいきデイサービス事業

		第８期(実績)			第９期(目標)		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
アクティブコース	開催日数	102	108	115	115	115	115
	利用者数（登録者数）	51	59	70	75	75	75
ゆったりコース	開催日数	200	229	235	235	235	235
	利用者数（登録者数）	152	142	150	160	160	160

【概要】

65 歳以上の高齢者のうち、介護保険法の要介護認定において非該当（自立）認定または同程度と見込まれる者が在宅生活を維持できるよう、日常生活での動作の訓練や食事、語らいの場を提供して、高齢者の社会的孤立感を解消することを目的に、通所型サービスを実施しています。

【第９期方針】

さらにフレイル予防に重点を置いた活動となるよう関係機関と連携して内容を充実し、事業利用者が要介護状態にならず、できるだけ自立した在宅生活を送れるよう心身機能

の維持向上を図ります。

⑦ 老人クラブ活動推進事業

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
クラブ数	20	20	16	16	16	16
会員数（人）	646	615	519	520	520	520

【概要】

高齢者の生きがいを高めるため、老人クラブ活動指導員 1 名を配置し、老人クラブ活動の充実、発展と高齢者福祉の増進を図っています。

【第 9 期方針】

高齢化がますます進む中で、老人クラブの存在は、地域コミュニティを維持する上で極めて重要なコミュニティです。事務局である米沢市社会福祉協議会と連携し、現状維持を図りながら、健康・生きがいづくりや、これまでの知識や経験を活かした活動の促進が図れるようよう取り組んでいきます。

⑧ 老人体育レクリエーション大会事業

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数	中止	282	中止	300	300	300

【概要】

高齢者がスポーツ、レクリエーションを通じて、健康の保持と相互の親睦を図り、老後の生活を豊かなものとするため、昭和 50 年から実施しています。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、令和 5 年度は災害発生等が想定される豪雨予報により、参加者の安全を確保するため中止としました。

【第 9 期方針】

第 9 期では、参加者が増え、活動が活性化することを目指し、参加しやすい競技内容の検討を行う等の工夫を図ります。

⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【重点】

【概要】

保健事業を通じた健康状態不明者の実態把握や重症化予防（ハイリスクアプローチ）、住民主体の通いの場等を対象としたフレイルに関する健康教育、健康相談（ポピュレーションアプローチ）を実施しています。

【第 9 期方針】

75 歳到達による医療保険制度の異動に伴い、保健事業の主体が切り替わることから、医療保険制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業に一体的に取り組み、年齢による切れ目のない保健活動の展開を図るため、地域の健康課題を分析し、健康課による保健事業と高齢福祉課の介護予防事業を協働で行い、健康寿命の延伸を目指します。

⑩ 高齢者温泉利用福祉事業

【概要】

高齢者に対する低料金での入浴、高齢者の憩いの場、いきいきデイサービス事業の会場、介護が必要な高齢者や障がい者の入浴など、温泉を利用した福祉サービスの提供を実施しています。

【第９期方針】

引き続き、高齢者のための福祉事業として実施していきます。また、趣味の講座や健康づくりを開催するなど、心身の健康と潤いのある生活に資する事業を推進します。

施策２）認知症施策の推進

令和元年、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の後継にあたるプランとして「認知症施策推進大綱」が策定されました。大綱では「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく」という基本的な考え方のもと、具体的な施策の５つの柱が示され、本市においても、普及啓発を中心とした取り組みを進めてきました。

今後は、令和４年に行われた大綱の中間評価を踏まえ、５つの柱に沿って、本市における施策をさらに進める必要があります。併せて令和５年に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立しました。今後の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進する必要があります。本市としては、認知症に関する相談窓口の認知度が低いという課題があることから、より一層、認知症の人や家族の視点を重視した施策を推進します。

【主な取り組み】

① 認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
養成講座開催数(回)	29	42	45	45	50	50
養成数(人)	267	412	500	500	500	500
養成者数(延人数)	8,085	8,497	8,997	9,497	9,997	10,497

【概要】

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターと、サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成しています。

【第９期方針】

地域住民のほか、子ども・学生の若年層、認知症の人と関わることが多いと想定される小売業、金融機関等の幅広い職域サポーターを養成し、認知症に関する理解促進に取り組みます。また、講師役となるキャラバン・メイトについても、幅広い方に受講してもらえ

るよう、介護サービス事業所等を中心とした人材の養成に努めます。
　認知症サポーター及びキャラバン・メイト修了者に対するフォローアップとして、地域における活動支援のための講座として、ステップアップ講座を開催し、できる範囲での手助けを行う認知症サポーター等の近隣支援チームで組織する支援の仕組み、チームオレンジの立ち上げにつながるよう取り組みます。

② 相談先の周知
【概要】
　地域の高齢者の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめとする認知症に関する相談体制を整備し、周知しています。その際、「認知症になってもあんしん　米沢版サポートブック」を活用し、認知症に関する基礎的な情報や医療機関等についての情報提供を実施しています。
【第９期方針】
　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、本市において、認知症に関する相談窓口の認知度が低いことから、様々な機会を捉えて、地域包括支援センターが地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口であることの周知を図ります。
　周知にあたっては、本市認知症ケアパス「認知症になってもあんしん　米沢版サポートブック」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに具体的な相談先、医療機関等についても情報提供に努めていきます。

③ 認知症の人本人からの発信支援
【概要】
　「世界アルツハイマー月間」に合わせたイベント等を通じ、認知症の理解促進と認知症の人本人及び家族に対する支援を考えるとともに、地域で暮らす認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう情報発信を実施しています。
【第９期方針】
　毎年９月21日の「世界アルツハイマーデー」及び９月の「世界アルツハイマー月間」に合わせて、市立米沢図書館ナセ BA での認知症に関する図書の特設コーナー開設のほか、RUN 伴山形やオレンジライトアップへの協力、オレンジガーデニングプロジェクトへの参加等、各種イベントを通じ、認知症の理解促進とともに認知症の人本人と家族への支援を考える機会となるよう、地域住民や介護事業所等と一体となって取り組みます。
　また、各種イベントにおいて、認知症の人と家族の会をはじめとする関係機関等と協力し、認知症の人本人からの発信の機会につながるよう努めていきます。

④ 認知症予防の推進
【概要】
　介護予防教室による健康づくり、通いの場への参加による人とのつながり、その他、社会参加等を通じた多様な認知症予防の取り組みを実施しています。
【第９期方針】
　認知症施策推進大綱では、認知症予防とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことであると示されており、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加等が認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されています。
　本市では、介護予防普及啓発事業における元気アップ教室、脳はつらつ教室開催のほか、地域介護予防活動支援事業での住民主体の通いの場立ち上げ等を通じ、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

⑤ 認知症初期集中支援チームの配置

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
医療・介護サービスに繋がった者の割合(%)	100	100	100	100	100	100

【概要】

看護師や精神保健福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人を訪問し、観察・評価を行ったうえで適切な医療・介護サービスにつなげ、家族支援等の初期段階の支援を包括的・集中的に行う支援チームを市内医療機関に設置しています。訪問による具体的な支援のほか、地域包括支援センター等からの相談対応や助言・指導等、専門性に基づく必要な支援を実施しています。

【第 9 期方針】

支援チームの対象となる認知症が疑われる人等は、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等、地域から孤立している状態にある人が多いことから、支援チームと地域包括支援センターとの定例会議において事例検討を重ねる等、支援が必要と判断した場合に即時介入できる連携体制を構築し、専門性に基づく適切な対応が図られるよう取り組みます。

⑥ 認知症地域支援推進員の活動推進

認知症カフェ総数（箇所）

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
総数(実)	6	6	10	11	12	13

【概要】

1～3 名の認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症の人や家族の相談対応、認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう支援関係者の連携づくり、本市認知症ケアパス「認知症になってもあんしん　米沢版サポートブック」の作成・活用の促進、認知症カフェの開催及び立ち上げ支援等、地域の実情に応じ必要な支援を実施しています。

【第 9 期方針】

認知症の人やその家族をはじめ、認知症が心配な人や地域住民など、誰でも気軽に集い、交流や相談ができる集いの場として、地域包括支援センター毎での認知症カフェの立ち上げ及び活動支援に取り組みます。

また、認知症カフェの運営に認知症の人本人や認知症サポーター、地域住民が積極的に関われるよう支援を行うとともに、認知症カフェを拠点としてチームオレンジを立ち上げることも見据え、意欲のある認知症サポーターや地域住民を中心とした継続的な活動へとつなげられるよう、人材育成に取り組みます。

⑦ 家族介護者への支援

ア) 周知啓発・相談体制強化

【概要】

ケアマネジャーや地域包括支援センターによる相談対応を通じ、サービス利用等の認知症の人本人に対する支援のほか、認知症に関する理解促進や介護者の精神的負担軽減等、

家族介護者に対する支援を実施しています。

【第９期方針】

高齢化の進展に伴い、今後、働き盛りの世代の家族介護者が増加すると考えられ、家族介護者の仕事と介護の両立に向けた支援が必要になることから、介護休業制度の周知を図ります。

また、家族介護者の負担軽減のため、認知症の人本人の状態に応じた適切なサービスが利用できるよう、ケアマネジャーや地域包括支援センターの相談支援体制の強化に取り組みます。

その他、家族同士のピア活動や介護専門職との情報共有のための認知症カフェの活用や、認知症の人と家族の会への紹介等、家族介護者支援に向けた取り組みを推進します。

イ）徘徊高齢者等支援事業（事前登録制度「かえっぺ」）

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
延べ登録者（人）	194	228	258	288	318	348

【概要】

徘徊により行方不明の恐れのある認知症高齢者等の情報を警察署・地域包括支援センター・民生委員等の関係機関で共有し、行方不明時の早期発見による当該徘徊高齢者等の安全の確保及び、その家族への支援を実施しています。

【第９期方針】

事前登録制度及びQRコードシールを用いたシステムの周知を図ることにより、徘徊高齢者等の早期発見・保護につなげます。また、特にQRコードシールの理解促進を図るため、医療・介護事業所や民生委員等の関係機関・団体のほか、認知症サポーター養成講座を活用し、地域住民等への幅広い周知をさらに進めます。

⑧ 認知症バリアフリーの推進

【概要】

認知症の人本人の状況に合った社会参加が可能となるよう、地域で暮らし続けるための困り事、障壁を減らしていくための様々な取り組みを実施しています。

【第９期方針】

認知症があっても、安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった場合でも、早期発見・保護ができるよう、徘徊高齢者等支援事業（事前登録制度「かえっぺ」）を推進します。（再掲）

また、認知症により、判断能力が十分でない人であっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、置賜成年後見センターを中心とした権利擁護に関する専門的な支援を実施します。

同様に、消費者としての認知症の人を守るため、地域で見守る体制である消費者安全確保地域協議会や消費生活センターと連携し、消費者被害防止に取り組みます。

その他、特に認知症サポーター内の住民サポーターを核として、認知症の人とその家族もチームの一員として活動するチームオレンジを立ち上げ、近隣チームによる支え合い・助け合いの地域共生社会の実現を目指します。

⑨ 若年性認知症の人への支援【新規】

【概要】

若年性認知症に関する支援体制を構築するため、若年性認知症支援コーディネーターと

認知症地域支援推進員及び地域包括支援センターとの情報交換等、ネットワーク構築を実施しています。

【第９期方針】

若年性認知症に関しては、発症年齢が若いということから、認知症の人とその家族の心理的な負担、経済的な問題や就労、年金の取得等、高齢者の認知症とは異なる問題があることから、様々な制度やサービスを利用する必要があり、幅広い知識や情報が必要となります。

そのため、若年性認知症に関する相談のワンストップ機能を担う、山形県認知症相談・交流拠点さくらんぼカフェに配置された若年性認知症支援コーディネーターの支援を受け、連携を図りながら必要な対応を実施します。

⑩　地域の見守り体制の構築支援（チームオレンジの整備）【重点】

【概要】

認知症であってもなくても、同じ地域で共に生きる「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民や様々な職種の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う仕組みである「チームオレンジ」の整備を実施しています。

【第９期方針】

認知症に関する理解促進、啓発活動として認知症サポーター養成講座を通じ、幅広い世代の住民サポーターと様々な業種の職域サポーター等、チームオレンジのメンバーとなり得るサポーターの養成に取り組みます。

併せて、シューイチ体操倶楽部等の地域で活動する団体に対し、たとえ参加者である仲間が認知症になっても、引き続き共に活動する団体となるよう、支え合い・助け合いの意識の醸成を図りながら、既存の活動団体をチームオレンジに転換できるよう取り組みます。

施策 3）在宅医療・介護連携体制の充実

医療と介護の双方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を構築します。

また、令和 5 年の医療法に基づく医療提供体制の確保に関する基本方針の一部改正により、医療機関が地域で担う「かかりつけ医機能」を、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能と規定されました。今後、かかりつけ医報告制度が導入される予定となるほか、山形県保健医療計画の見直しが図られることから、それらを踏まえ、医師会を中心とした関係機関等の協力を得ながら、地域における在宅医療・介護連携のための体制強化に取り組む必要があります。

そのために、米沢市在宅医療・介護連携支援センターを中心に、連携に関する現状や実態把握、地域課題の抽出を行い、医療と介護等の関係者との協働・連携に向け、取り組みます。

併せて、在宅医療・介護連携支援センターについて、医師会をはじめとする関係機関と協議のうえ、効果的な運営のあり方について検討します。

【主な取り組み】

在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携支援センターの設置）

【概要】

在宅医療・介護連携支援センターを中心として在宅医療・介護連携に関する相談への対応、医療・介護関係者の情報共有支援、会議や研修会を開催し、切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築しています。

【第 9 期方針】

在宅医療・介護連携支援センターを中心に、医療・介護関係事業所からの連携に関する相談への対応、医療・介護関係者の情報共有支援、合同会議や研修会の開催等に取り組みます。

特に、看取りに関する地域住民と関係者の意識の共有を図る取り組みとして、米沢版エンディングノート「おしょうしなノート」の普及に努めるほか、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応について、関係機関等の協働・連携強化に取り組みます。

また、認知症の人への対応力を強化していく必要もあることから、認知症総合支援事業・生活支援体制整備事業等、共通点の多い事業との連携を図り、効率的・効果的な実施に努めます。

施策 4）社会参加といきがい対策

高齢者を「社会の支え手」としてとらえ、その豊かな知識や知恵、能力などを生かし、積極的に社会参画し、地域社会を支える力として活躍できるまちづくりを展開し、その生活をより豊かなものとするために取り組んでいきます。

また、高齢者への感謝と敬意を示すとともに、高齢者が社会で重要な役割を果たし、多くの貢献を続けていることを認識できる取り組みを行います。

【主な取り組み】

① 高年齢者労働能力活用事業（米沢市シルバー人材センターの運営支援）

【概要】

高齢者のライフスタイルに合わせた就業等の機会を提供するとともに、社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現を目指しています。

【第 9 期方針】

会員数増加に向けてシルバー人材センターが主体的に企画立案する事業等に対して、引き続き連携協力を図ります。

② 生きがいと創造の事業

【概要】

高齢者が持っている豊富な経験と知識、趣味や研修で習得した技能を生かし、参加した仲間と一緒に意欲的に創造活動や生産活動を行うことで老後の生きがいをより一層高め、心身の健康と潤いある生活を図ることを目的に実施しています。

【第 9 期方針】

高齢者の生きがいをより一層高めるため、引き続き事業を推進していきます。また、会員の意欲増進を図るため、展示会の開催等について工夫を図っていきます。

③ 敬老祝金等支給事業

【概要】

高齢者に対して、敬老の意を表し、併せて敬老思想の高揚を図ることを目的として、寿詞等を贈呈しています。

【第 9 期方針】

高齢者のための福祉事業として、継続して実施していきます。

【支え合い・助け合い】

中ビジョン４：心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる

（1）第 8 期振り返り・第 9 期の方針

第 8 期では、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、高齢者が自分らしい暮らしを続けていく環境を整えるため、多種多様な事業の推進に取り組みました。具体的には、置賜成年後見センターの開設や介護人材育成の研修会を開催しました。

第 9 期でも、地域での支え合いや助け合いを大切にし、高齢者が自分らしい生活を続けられるよう支援していくことで、より安全で安心なコミュニティの実現を目指します。

（2）各施策について

施策 1）尊厳ある暮らしのための支援と成年後見の充実

住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を送ることができるという、人としての基本的な権利を守るため、権利侵害の対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することが困難な状況にある高齢者に対して、権利擁護の支援に取り組んでいきます。

また、令和 4 年 4 月からは認知症等により判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護することにより、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活できるよう成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを図るため、置賜地域の中核となる機関として「置賜成年後見センター」を設置しています。

なお、少子高齢化社会において、身寄りのない高齢者に生じる諸問題（死後の各種手続き等）の状況把握に努め、どのような対策が必要か研究していきます。

【主な取り組み】

① 置賜成年後見センターの運営

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
市民後見人養成者数	―	―	―	-	3	6

【概要】

置賜 3 市 5 町における権利擁護支援体制の中核的な役割を担うため、令和 4 年 4 月 1 日に「置賜成年後見センター」を設置しました。置賜地域での権利擁護支援が推進されるよう、各市町の担当課や関係機関からの二次的な相談対応を行い、後見人等の選任がスムーズに行われるよう受任調整会議の開催等を実施しています。

【第 9 期方針】

成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを図っていくとともに、成年後見制度の担い手不足解消に向けた市民後見人の養成や法人後見受任についての機能を強化していきます。

② 高齢者虐待防止対策の推進

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
研修会等 実施回数	1	1	3	5	5	5

【概要】

高齢者虐待の防止対策に向けて、高齢者虐待防止相談員 1 名を配置し、適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組んでいます。

また、養介護施設従事者等による虐待の防止のため、関係機関と連携・協力して、当該施設従事者等向けの研修会等の企画、実施に取り組んでいます。

【第９期方針】

法的に虐待防止対策を義務付けられた介護サービス事業者だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含め、虐待防止や権利擁護に関する知識・介護技術等の習得の機会となるよう、研修会等の実施について支援を行います。

③ 高齢者消費者被害防止（消費者見守りサポーター等の養成）

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
養成講座開催数(回)	13	14	25	25	25	25
養成数(人)	86	80	150	300	300	300
養成者数(延人数)	2,355	2,435	2,585	2,885	3,185	3,485

【概要】

高齢者の消費者被害に係る知識を備えた「消費者見守りサポーター」を養成し、地域の多様な主体との連携による地域の見守りネットワークを推進することにより、高齢者の消費者被害防止を図り消費者にとって安全・安心な地域づくりを行っています。

【第９期方針】

米沢市消費者安全確保地域協議会の設置により、消費生活センターに相談しやすく、また様々な機関による支援体制が整備されたことを消費者見守りサポーター養成講座で周知することにより、さらなる高齢者の消費者被害防止の推進を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業（申立経費、成年後見人報酬の支援）

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
申立て費用助成件数	3	6	6	8	8	8
成年後見人等への報酬助成件数	3	0	3	5	5	5

【概要】

判断能力が不十分な認知症高齢者等に対し、所得の低い人でも成年後見制度を利用しやすくするために、申立てに関する支援や経費の助成、成年後見人等への報酬助成を行っています。

【第９期方針】

「置賜成年後見センター」の設置に伴い、事業利用者及び制度に関する相談対応の増加が想定されるため、適正な事業運用と丁寧な相談対応により、成年後見制度の利用促進を図ります。

施策２）過不足のない介護給付の提供・支援

介護給付を必要とする人が真に必要とするサービスを、介護サービス事業者が過不足なく適切に提供できるように、利用者や家族と介護サービス事業所が目的を共有しながら協働して取り組むように働きかけ、介護給付の適正化を一層推進します。

また、利用者やその家族等が介護保険制度を正しく理解し適切に利用できるように周知を図ります。

介護給付の適正化を図るために実施するケアプラン点検については、介護給付適正化システムを活用し、効果的なケアプラン点検を実施します。

要介護・要支援認定を速やかに実施するためには、申請受付から認定するまでの期間を短縮することが必要となり、そのために介護認定審査の効率化を図ることが重要となります。現在の対面で行う審査方式に加え、ICT を活用したオンラインによる介護認定審査会の開催等、効率的な実施方法を研究していきます。

【主な取り組み】

① 要介護認定の適正化

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
認定調査保険者実施率（%）	54.4	57.9	58.0	58.5	59.0	59.5

【概要】

認定調査保険者実施率の向上を図ると共に、委託調査票の全件点検を実施しています。また、山形県主催の介護認定審査委員及び認定調査員の研修を受講し、適正な要介護認定

を行っています。

【第９期方針】

全国一律の認定調査員テキストに沿った漏れのない正確な調査を実施していくため、市調査員が同じ基準で調査を実施していくよう、研修等により、研鑽を図っていきます。

また、居宅介護支援事業所等に委託した認定調査票の全件点検を引き続き実施し、委託調査員に指導等を行うと共に、市調査員による認定調査の実施率向上を図る等、更なる適正化に努めます。

② ケアマネジャーの質の向上

ア）面接によるケアプラン点検

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
点検数（件）	36	32	36	40	42	45

イ）新規ケアプラン確認指導

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
確認指導数（件）	250	250	240	240	240	240

ウ）自立支援型地域ケア会議

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
検討数（件）	48	62	71	72	72	72

【概要】

ケアマネジャーとの面接によるケアプラン点検や地域ケア会議における点検のほか、ケアプラン新規作成分の内容確認及び指導を行い、自立支援に資するケアマネジメントによるケアプラン作成の支援を実施しています。

【第９期方針】

介護給付実績を活用した、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証（多職種参加の議論による検証）や高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検、福祉用具の適正な利用についての点検等、テーマを絞ったケアプラン点検の実施を通して、ケアマネジャーの質の向上を図っていきます。

③ 住宅改修アドバイザー事業利用の推進

住宅改修アドバイザー事業利用数(件)

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
利用数（件）	8	6	7	36	36	36

【概要】

介護・介護予防給付の住宅改修を希望する方に、作業療法士等の専門職を住宅改修アドバイザー事業として派遣し、助言や指導を実施しています。

【第 9 期方針】

住宅改修アドバイザー事業について、引き続き周知を図っていくと共に、利用申請者に対しスムーズな専門職派遣をするよう、ケアマネジャー等と連携を図っていきます。

④ 医療情報との突合・縦覧点検

【概要】

医療情報と介護保険の給付情報の突合や複数月にまたがる介護報酬の支払状況を点検し、医療と介護の重複請求や請求内容の誤り等を発見し、事業所への適正請求の指導を実施しています。

【第 9 期方針】

介護給付と後期高齢者医療や国民健康保険の医療情報との突合や介護報酬の支払状況を確認し、不適切な請求がないように指導していきます。

⑤ 介護相談員派遣事業

介護サービス事業所への派遣数（回）

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
介護相談員派遣数(回)	1	27	200	210	240	270

【概要】

介護サービス事業所に介護相談員を派遣し、介護サービス利用者の日常的な不平、不満、疑問を受け付け、問題の発見や提起、解決策の提案などを通じて、苦情が発生するようなことを未然に防ぎ、介護サービスの質の向上を図っています。

【第 9 期方針】

通所介護事業所等の介護サービス事業所のほか、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームを訪問対象施設に加え訪問活動を行います。介護相談員が、面談により利用者の日常的な思いを直接確認し、事業所側にフィードバックすることで、利用者と事業所との橋渡し役を担うとともに、課題を共有し改善策を検討する等、サービスの質の向上に取り組みます。

施策 3）家族介護者への支援

高齢化の進展や人口減少に伴い、今後ますます家族の小規模化が進むことで、介護者にかかる負担の増加が予想されます。現に介護をしている家族に対する支援を通じて、介護負担等の軽減を行い、介護を必要とする高齢者と家族介護者とが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援に取り組みます。

家族介護者には、介護に関する課題・介護者自身に関する課題・家族に関する課題等、

複合的な課題が考えられます。介護離職、仕事と介護や子育てと介護の両立、老老介護、遠距離介護、ヤングケアラー等、課題は多様化していることから、それらを身近な相談窓口で適切に対応する必要があります。

介護者の身近な相談窓口となる介護支援専門員や地域包括支援センターにて、家族介護者を要介護者等の介護力として支援するのではなく、家族介護者の生活も支援する視点を持ち、介護を必要とする高齢者と家族介護者の両方を相談支援対象者として同等に捉え、課題に応じた専門及び関係機関につなぎ早期解決を図れるよう、幅広い関係機関等との連携体制の構築を図ります。

【主な取り組み】

①　家族介護者交流支援事業

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
実施内容	未実施	日帰り交流会 ２回 (白布･小野川)	日帰り交流会 ２回 (白布･小野川)	日帰り交流会 ２回 (市内･市外)	日帰り交流会 ２回 (市内･市外)	日帰り交流会 ２回 (市内･市外)
参加者数	0	15	30	40	40	40

【概要】

在宅で高齢者の介護している家族を、介護から一時的に解放し、相互交流を図る機会を提供しています。

【第９期方針】

対象者が興味を持って広く参加できるように周知啓発を強化し、家族介護者の負担軽減・心身の健康向上に資する教室や講座を実施していきます。

②　介護教室の開催【新規】

【第９期方針】

家族介護者の介護負担の軽減を図るため、在宅で介護を行う家族に対し、介護の知識や介護の技術に関する内容を取り入れた「介護教室」の開催を検討します。

③　紙おむつ給付事業

【概要】

寝たきり高齢者等に対し紙おむつの給付を行うことにより、清潔で快適な生活を過ごせるよう支援し、その介護を行う方の経済的負担軽減を目指します。

【第９期方針】

当該高齢者の清潔で快適な生活及び介護者支援を図るため事業継続していくとともに、給付要件について、実情に合わせて内容を検討していきます。

④　訪問理美容助成事業

【概要】

寝たきり状態にあることや身体の障がい等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である概ね 65 歳以上で介護保険における要介護度が 3・4・5 の人や重度身体障がい者(下肢障がい 1・2 級)等に対し、自宅への出張訪問に要する費用の一部を助成しています。

【第 9 期方針】

当該高齢者の在宅生活を支援するため、継続して実施していきます。

施策 4）地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援するために、介護保険サービスをはじめ、保健・医療・福祉・権利擁護等の関係機関と連携し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

国の基本指針の見直しにより、高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、センターの業務負担軽減を進めるとともに体制整備を図る必要があるとされ、今後、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等についての居宅介護支援事業所への指定対象拡大、居宅介護支援事業所等を活用した総合相談支援業務の部分委託等が可能となります。

まずは、センターの現状と課題を適切に把握し、適切な人員体制の確保、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、PDCA の充実による効果的な運営の継続という観点から、国が策定している評価指標等による評価を行い、センターとの協議による業務改善・体制整備・職員の資質向上に努めます。

併せて、見直しにより、指定介護支援事業所、介護支援専門員の業務負担増となる可能性も高いことから、十分な検討が必要になると考えられます。よって、業務委託の検討を行う場合には、指定介護支援事業所、介護支援専門員連絡協議会等の意見を十分に聴取し、介護保険運営協議会での協議を行うこととします。

【主な取り組み】

地域包括支援センター運営事業

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
総合相談件数	10,265	10,370	10,470	10,580	10,690	10,800
権利擁護に関する相談件数	257	283	290	307	325	345
予防給付ケアプラン作成数	2,968	3,024	3,115	3,208	3,304	3,403

【概要】

高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助等を通じ、地域包括ケアの推進を図っています。

【第９期方針】

地域住民や関係機関等からの複雑・多様な相談及び複合的課題を有する世帯へ対応するために関係機関との情報共有、連携体制の強化に努め、課題の解決につなげます。

また、従来の業務であるアウトリーチ等を活用しつつ、センターが地域の実情・実態を把握し、支援が必要な高齢者を把握した場合には、必要なサービスにつなげる等の適切な支援・介入課題分析による効果的な手立て高齢者の自立を目指した支援を行います。

施策５）利用者負担の軽減

所得の低い人は、利用者負担額の支払いが困難という理由から必要なサービスの利用を控えてしまい、重度化する恐れがあります。介護を必要とする人の経済的な不安を解消し、経済状況によらず公平にサービス利用ができるようにするため、利用者の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取り組み】

①　米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
助成数（件）	713	600	610	630	650	670

【概要】

本市独自の低所得者支援策として、居宅介護サービス費等の利用者負担の支払が困難な方を対象とし、当該利用者負担額の一部助成を実施しています。

【第９期方針】

対象者となる人がこの助成事業を利用できるように、広報よねざわへの掲載や、介護認定更新申請案内時に事業内容や対象者を掲載する等、周知を図っていきます。

また、居宅介護支援事業所に対し、対象と思われる利用者への勧奨について働きかけていきます。

①　社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

	第８期(実績)			第９期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
実施法人数	6	5	4	6	7	8
確認証交付件数	9	5	4	8	10	12

【概要】

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者に対して独自に利用者負担額の一部を軽減していますが、その軽減した一部について助成を実施しています。

【第９期方針】

社会福祉法人に対し、低所得者・生計困難者の負担軽減を図ることを目的とした「社会福祉法人による生計困難者等に対する利用負担軽減制度」の主旨を御理解いただき、社会

的役割の一環として御協力をお願いすると共に、該当する方への制度周知を図っていきます。

施策 6）生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活の継続に必要とされるサービスや地域資源の把握、関係者のネットワーク化等を通じて、住民や NPO、民間企業等の多様な主体によるサービス提供が可能となるよう、協働体制の充実・強化を推進していきます。

また、高齢者自身が生活支援の担い手となり、社会参加・社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながっていく、地域の支えあいの体制づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

① 生活支援コーディネーターの配置

ア）生活支援コーディネーター配置数（人）

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
配置数(実人数)	5	5	5	5	5	5

イ）生活支援コーディネーター訪問活動数（回）

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
訪問活動数	865	551	488	600	600	600

ウ）第２層協議体開催数（回）

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
開催数	9	5	5	8	8	8

【概要】

生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置により、支え合いによる地域での活動を推進するとともに、多様な主体による生活支援提供体制の整備を推進しています。

【第 9 期方針】

生活支援コーディネーターが地域を訪問して様々な活動を把握し、支え合い活動の啓発を行うほか、新たな支え合い活動の立ち上げ支援活動に取り組みます。また、地域住民と協働して取組む体制（協議体）を整備することで、支え合い活動の充実を図ります。

さらに、地域包括支援センターや介護支援専門員と連携して、地域で必要とされる生活支援に関する検討を重ねるとともに、支え合い活動や有償無償を問わず生活に必要な様々なサービスや支援を行う事業者や団体等と連携して生活支援の充実を図ります。

② 高齢者等生活支援事業（生活援助員の派遣）

【概要】

在宅の概ね 65 歳以上の単身世帯や高齢者夫婦世帯で、日常生活上の援助が必要な人が介護を必要とする状態になることを予防するために、日常生活において、自宅の軽微な修繕、不用となった日常生活用品の排出等の軽度な支援を行う生活援助員を派遣しています。利用者負担：１時間当たり 80 円（令和５年度からは１回（30 分当たり）45 円に変更）

【第９期方針】

高齢者の在宅生活を支える事業として、継続して実施していきます。

③ 愛の一声事業

【概要】

市内に居住する 70 歳以上の単身または高齢者のみ世帯に対し、乳酸飲料を支給しながらその安否を確認するとともに、日常生活に生きがいと楽しみを与え、在宅福祉の増進を図る目的で実施しています。

【第９期方針】

単身または高齢者のみ世帯の安否確認や見守り機能として、必要な高齢者が円滑に利用できるよう、継続して実施していきます。

④ はり、きゅう、マッサージ等助成

【概要】

70 歳以上の高齢者が、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けた際に、市が一回につき 1,000 円を限度に助成し、高齢者の健康保持を図ることを目的に実施しています。

【第９期方針】

高齢者の健康の保持と心身の安らぎにつながるよう、継続して実施していきます。

⑤　あんしん電話事業

【概要】

概ね 65 歳以上の高齢者等の家庭に緊急通報機器を設置し、家庭内での急病、事故等により救援を必要とする場合、機器を通じて受信センターに通報し、速やかな救援活動を行っています。

【第９期方針】

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、事業の継続を図っていきます。

施策 7）地域共生社会の理念啓発・社会の構築

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現が求められています。

そのために、生活課題が多様化する世帯が増加している状況を踏まえ、本市では、生活困窮・障がい・子ども・高齢者等の分野における相談支援業務をワンストップで行う福祉総合窓口を社会福祉課に設置し、切れ目のない相談支援に取り組んでいます。特に複合的な課題を抱える世帯の対応については、相談内容に応じ、支援対象となる人本人やその世帯の状況を訪問して把握し、関係課との協議により世帯全体の支援方針を決定する伴走的支援を実施しています。

本市では、各課の相談窓口や相談拠点の設置形態、既存事業の連携状況等を踏まえ、現行の組織体制を維持するなかで分野間のシームレスな連携体制を構築しています。必要時の速やかな連携を図るため、各課に連携担当職員を配置するほか、研修等の実施により職員の資質向上に努め、断らない相談・切れ目のない支援に取り組みます。

また、地域の関係機関・団体等と協働し、各分野の支援の取り組みを一体的に実施することにより、分野を超えた多様な支援機関等の関係性の構築、連携強化が期待されます。それらのコーディネートを通じ、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取り組みの促進、社会参加の場の創出等が自発的に生まれる地域の醸成を図り、人と人、人と地域がつながり合う地域共生社会の実現を目指して取り組みます。

施策 8）介護人材確保及び業務効率化の取組

少子高齢化の進展により、介護人材不足は一層深刻な状況になることが懸念されます。

介護職に限らず、介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要です。

まず、介護現場で働きやすい環境づくりを進めるため、介護保険事業所運営指導及び集団指導において、介護事業所に対しハラスメント対策に関する指導を行います。また、介護現場における文書負担軽減のため、国が示す方針に基づき個々の申請様式・添付書類の簡素化を進め、電子申請・届出システムの活用促進を図ります。併せて、介護事業所におけるＩＣＴ推進や介護ロボットの導入に向けて、山形県で実施している導入支援補助金の活用促進を図っていきます。

また、介護職の魅力向上につながる情報発信を、山形県と連携しながら行っていきます。

【主な取り組み】

①　趣旨普及事業【重点】

	第 8 期(実績)		
	R3	R4	R5（見込）
研修会	介護人材確保・育成に向けた研修会 （参加者：22 人）	ケアマネジメント研修会 （参加者：56 人）	介護技術に関する研修会 （参加者見込：60 人）

	第 9 期(目標)		
	R6	R7	R8
予定事業	介護技術に関する研修会 （参加者目標：60 人）	介護職の魅力向上に係る事業	介護職の魅力向上に係る事業

【概要】

介護保険制度の健全かつ円滑な運営に資する事業を企画・実施しています。第 8 期に実施した研修会は上記のとおりです。

【第 9 期方針】

引き続き、研修会の企画・実施や、新たな介護人材確保に向けて市民や学生を対象とした、介護職の魅力向上につながる情報発信を行っていきます。

②　介護保険事業所運営指導及び介護保険事業所集団指導

運営指導（指導事業所数）	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
地域密着型サービス	15	13	11	14	13	11
居宅介護支援事業所	8	9	12	9	10	12

【概要】

介護保険事業所に対する指導監督業務は、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供され

る体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っています。

【第９期方針】

制度の主旨を踏まえ、本市で指定している介護サービス事業所に対し指定期間（6 年間）の間に 2 回(3 年に 1 回）実施できるよう計画・実施していきます。また、苦情・告発等により提供された情報に基づき、個々の事業者に対し指導を行う際には、適正化システムの情報を活用し対応していきます。

介護保険事業所集団指導は、毎年度 1 回実施することとし、制度改正や介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の内容などについて、介護保険事業者に指導・周知していきます。

施策 9）災害や感染症対策に係る体制整備

日頃から介護保険事業所と連携し、避難訓練の実施や感染防止策の周知啓発を行い、不測の事態であっても、適切な対策の実施及び継続的なサービス提供に向けた支援を行っていきます。介護保険事業所では、令和 6 年 4 月から業務継続計画の策定が義務化されました。運営指導等の場面を通じて、業務継続計画に向けた研修や訓練の実施に関し、助言等を行います。併せて、いわゆる災害弱者といわれる避難行動要支援者（要介護 3～5 の認定者）が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ自ら確認しておいていただくために、介護支援専門員と連携し一人一人の状況に合わせて個別避難計画を作成していきます。

また、災害等が発生した場合には、米沢市地域防災計画や米沢市新型インフルエンザ等行動計画等に基づき対処していきます。

【住まい】

中ビジョン 5：自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

（1）第 8 期振り返りと第 9 期の方針

第 8 期では、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れる環境を整備することで、高齢者が自身に合った住まいや住まい方を選択できるようにしました。特に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備を行い、令和 5 年 6 月に開所しました。

第 9 期でも、それぞれの悩みや不安に応じたサービスを提供し、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活していけるような環境整備を支援し、自分に合った住まいや住まい方を選択できるようにしていきます。

（2）各施策について

施策 1）住まいの環境整備の支援

高齢者の多くが、転倒に対する不安をもって生活しています。住まいの環境を整備することで、不安の軽減と日常生活の自立支援を図り、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。

高齢者がいつまでも安全にかつ安心して暮らせるように、多方面からの関わりにより、不安の解消となる事業を推進し、住まいの環境整備を支援します。

【主な取り組み】

① 住宅改修費支給事業

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
助成件数	176	162	180	200	200	200

【概要】

要介護・要支援認定者が行った住宅改修で、市が自立支援や環境整備に資するものと認めたものに対し、20 万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給しています。

【第 9 期方針】

安心･安全な住環境の整備のため､職員が福祉住環境コーディネーターの資格を取得し、専門知識を生かした助言や確認ができる体制を整備していきます。また、住宅改修アドバイザー事業を活用した専門職との連携を強化していきます。利用者に対しては、施工業者の複数見積りについて勧奨し、適正価格での給付について理解を求めていきます。

② 福祉用具購入費支給事業

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
助成件数	309	269	260	280	280	280

【概要】

要介護・要支援認定者が県指定の福祉用具販売事業所から福祉用具を購入したものに対し、同年度で 10 万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給しています。市へは購入後の申請となるため、介護支援専門員や福祉用具専門相談員の判断や助言が重要となります。

【第 9 期方針】

専門職と連携を図りながら、市が専門的な助言や確認ができる体制を整備します。

③ 高齢者等除雪援助員派遣事業

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
登録者数	506	519	520	550	550	550

【概要】

冬期間でも支障なく自立した生活ができるよう、除雪援助員を派遣し、道路から玄関までの生活道を確保しています。範囲は、公道から玄関までの生活道で、回数は 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間で 10 回までです（一部地域は 12 回）。

【第 9 期方針】

担い手不足を解消し事業の継続性が担保できるように、契約業者の新規開拓を目指します。また、申請手続き等について実情に合わせて見直します。

④ 高齢者等雪下ろし助成事業

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
登録者数	1,097	1,020	1,100	1,100	1,100	1,100

【概要】

住居の屋根の雪下ろし等を自力で行うことが困難な単身高齢者等に対して、雪下ろしに要した費用の一部を助成しています。回数は 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間に行った雪下ろしに対して 3 回まで（一部地域は 4 回）、一回当たり 10,000 円を上限に助成します。

【第 9 期方針】

必要とする方に事業の案内が漏れなく届くように、引き続き民生委員や居宅介護支援事業所等に協力を求め、SNS 等の発信手段を工夫することで周知啓発を強化します。また、申請手続き等について実情に合わせて見直します。

施策 2）高齢者の住まいの確保

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅に、生活援助員（ライフサポートアドバイサー）を配置し、高齢者が自立した生活を送ることができるように、生活の相談や緊急時の対応等に応じるとともに、緊急通報システムにより入居者の安否確認等を行います。

また、家庭環境や経済的な理由等により、在宅生活が困難になった高齢者に対して、必要な生活の支援や相談等を行います。

【主な取り組み】

① シルバーハウジング生活援助員派遣等事業（市営住宅塩井町団地におけるライフサポートアドバイザーの配置）

【概要】

市営住宅塩井町住宅の一部の居室に緊急通報装置等を設置し、生活援助員による安否確認、緊急時の対応、生活に関する相談等の支援を行っています。

【第 9 期方針】

研修等で生活援助員の資質向上を図り、対象となる高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援します。

② 老人福祉施設入所

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
入所者数	87	85	85	85	85	85

【概要】

65 歳以上の高齢者で、家庭環境や経済的理由等により在宅生活が困難な人について、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

【第 9 期方針】

身寄りない高齢者や複合的な生活課題を有する高齢者に対して、セーフティーネットとしての役割を果たせるよう、関係機関との情報共有や周知啓発を促進します。

③ 高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）

【概要】

在宅の高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、または高齢者を養護している方が疾病その他の理由により養護することが一時的に困難な場合に、当該高齢者を短期間施設に入所させることで、当該高齢者への指導や支援を行っています。

【第 9 期方針】

高齢者支援に資する事業のため、継続して事業を実施していきます。

施策 3）住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報連携強化

県との間で、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関した情報の連携を強化していきます。

施策 4）令和 22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

サービスを必要とする人が、その人に最も適したサービスを受けることができるよう、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスそれぞれの供給バランスや必要性を重視した施設整備を推進します。

なお、第 9 期計画における介護サービスの基盤整備の方針については、第 4 章に詳細をまとめます。

第４章

介護保険事業の見込

１　日常生活圏域の設定

（１）本市の日常生活圏域

平成 18 年度以降、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を市町村において設定することとなりました。本市では各圏域の面積や人口、介護保険サービスの供給体制などを踏まえ、第 3 期計画期間より中学校区を日常生活圏域としており、引き続き第 9 期計画期間中も設定することにします。

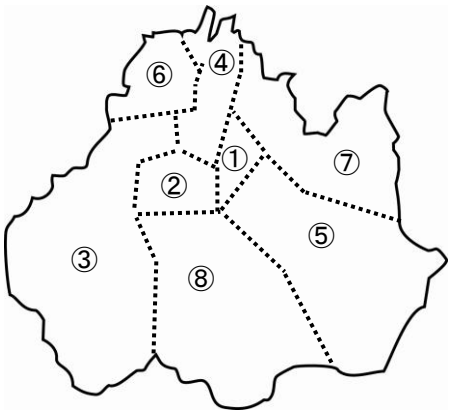

① 第一中学校区圏域
② 第二中学校区圏域
③ 第三中学校区圏域
④ 第四中学校区圏域
⑤ 第五中学校区圏域
⑥ 第六中学校区圏域
⑦ 第七中学校区圏域
⑧ 旧南原中学校区圏域

（２）日常生活圏域の状況

各圏域の状況は、下記のとおりです。

【日常生活圏域毎の人口等】

（単位：人）

		一中	二中	三中	四中	五中	六中	七中	旧南原中	計
人口（A）		11,996	14,246	10,706	13,663	8,583	5,264	8,098	3,623	76,179
高齢者の状況	前期高齢者数(B)	1,772	1,902	1,572	1,983	1,276	916	1,288	697	11,406
	後期高齢者数(C)	2,295	2,296	2,045	2,081	1,592	1,028	1,386	860	13,583
	高齢者数(D)	4,067	4,198	3,617	4,064	2,868	1,944	2,674	1,557	24,989
	前期割合(%)(B)÷(D)	43.6	45.3	43.5	48.8	44.5	47.1	48.2	44.8	45.6
	後期割合(%)(C)÷(D)	56.4	54.7	56.5	51.2	55.5	52.9	51.8	55.2	54.4
	高齢者割合(%)(D)÷(A)	33.9	29.5	33.8	29.7	33.4	36.9	33.0	43.0	32.8
認定の状況	２号	8	13	11	8	9	8	15	5	77
	１号(E)	697	799	644	644	435	425	482	184	4,310
	（前期高齢者数）	60	94	57	74	36	45	40	21	427
	（後期高齢者数）	637	705	587	570	399	380	442	163	3,883
	合計	705	812	655	652	444	433	497	189	4,387
	認定率(%)(E)÷(D)	17.1	19.0	17.8	15.8	15.2	21.9	18.0	11.8	17.2

※時点：令和 5 年 10 月 1 日

【参考】

【中学校統合後の日常生活圏域毎の人口等】

（単位：人）

		（仮称）東中 一中・五中・七中 令和 11 年度統合予定	（仮称）南西中 二中・三中・旧南原中 令和 8 年度統合予定	（仮称）北中 四中・六中 令和 8 年度統合予定	計
人口（A）		28,677	28,575	18,927	76,179
高齢者の状況	前期高齢者数 (B)	4,336	4,171	2,899	11,406
	後期高齢者数 (C)	5,273	5,201	3,109	13,583
	高齢者数 (D)	9,609	9,372	6,008	24,989
	前期割合(%) (B)÷(D)	45.1	44.5	48.3	45.6
	後期割合(%) (C)÷(D)	54.9	55.5	51.7	54.4
	高齢者割合(%) (D)÷(A)	33.5	32.8	31.7	32.8
認定の状況	２号	32	29	16	77
	１号 (E)	1,614	1,627	1,069	4,310
	（前期高齢者数）	136	172	119	427
	（後期高齢者数）	1,478	1,455	950	3,883
	合計	1,646	1,656	1,085	4,387
	認定率(%) (E)÷(D)	16.8	17.4	17.8	17.2

※時点：令和 5 年 10 月 1 日

【日常生活圏域毎の事業所数】

サービス種類	一中	二中	三中	四中	五中	六中	七中	旧南原中	総計
居宅サービス									
訪問介護	2	5	5	8	1	2	3	3	29
訪問入浴介護	0	0	1	3	0	0	0	0	4
訪問看護	2	2	3	1	0	1	0	0	9
訪問リハビリテーション	0	0	1	0	0	0	0	1	2
通所介護	6	2	5	11	1	4	2	2	33
通所リハビリテーション	0	0	2	0	0	0	0	1	3
福祉用具貸与	2	2	1	2	1	0	0	1	9
特定福祉用具購入	2	2	1	2	1	0	0	1	9
短期入所生活介護	1	0	1	0	0	2	2	1	7
短期入所療養介護	0	0	1	0	0	1	0	1	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護※	0	1	2	0	0	0	0	0	3
地域密着型通所介護※	2	1	1	4	0	1	0	0	9
認知症対応型通所介護※	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護※	3	2	1	2	1	0	1	1	11
看護小規模多機能型居宅介護※	0	1	0	0	0	1	0	0	2
居宅療養管理指導	26	28	8	38	4	2	6	0	112
居宅介護支援	7	2	6	6	0	3	4	3	31
介護予防支援	0	0	2	0	0	2	1	0	5
施設・居住系サービス									
認知症対応型共同生活介護※	2	0	1	3	4	2	1	0	13
地域密着型介護老人福祉施設※	0	0	0	0	0	0	0	1	1
特定施設入所者生活介護	0	0	1	2	0	0	0	0	3
介護老人福祉施設	1	0	0	0	0	2	2	1	6
介護老人保健施設	0	0	1	0	0	1	0	1	3
介護医療院	0	0	2	0	0	0	0	0	2

※令和 5 年 10 月 1 日現在（休止中、みなし指定事業所及び基準該当事業所を含む。）
※サービス名の後ろの※は地域密着型サービス

上記のうち、第 8 期計画期間中に整備した事業所は以下のとおりです。※地域密着型サービス整備分のみ

サービス種類	一中	二中	三中	四中	五中	六中	七中	旧南原中	総計
施設・居住系サービス									
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1

２　介護保険サービスの利用状況

（１）介護サービス利用者数の推移

介護サービスの利用者数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和４年以降減少しています。

【居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移】　（各年度８月審査分）

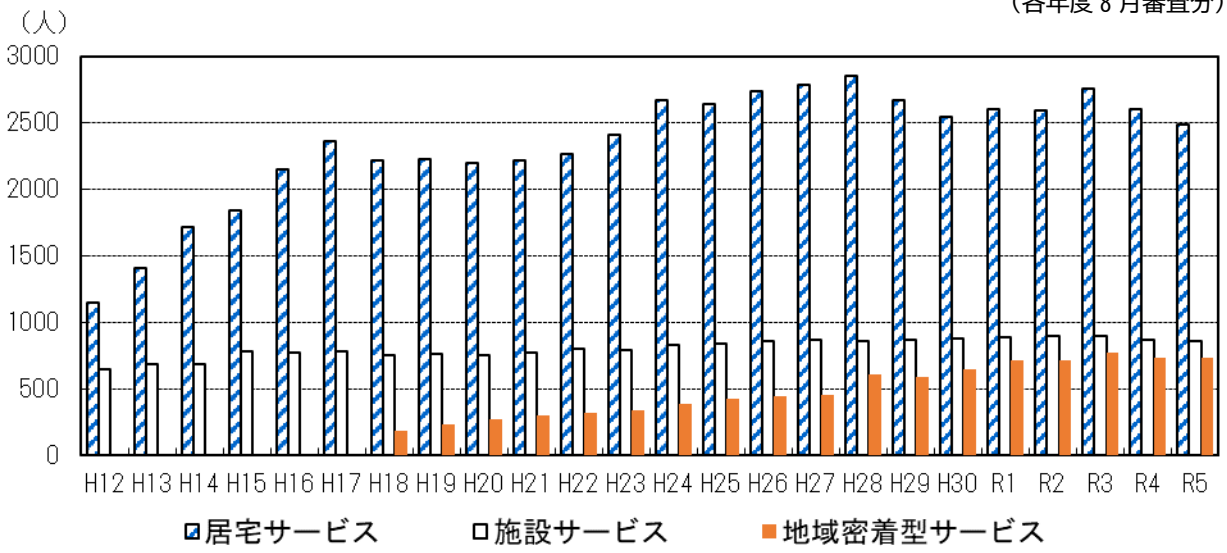

単位：人

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
居宅サービス	1,150	1,406	1,716	1,840	2,150	2,356
施設サービス	643	682	689	778	776	785
地域密着型サービス						

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
居宅サービス	2,220	2,226	2,198	2,212	2,266	2,407
施設サービス	755	765	757	771	797	786
地域密着型サービス	185	230	273	296	320	343

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
居宅サービス	2,669	2,636	2,740	2,782	2,849	2,673
施設サービス	828	841	854	868	855	868
地域密着型サービス	386	421	448	453	604	591

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
居宅サービス	2,547	2,605	2,590	2,759	2,604	2,486
施設サービス	877	887	894	898	870	854
地域密着型サービス	645	710	716	771	732	732

（２）保険給付費の推移

近年は新型コロナウイルス感染症の影響等により、給付費は減少しています。

【給付費の推移】

（各年度 8 月審査分）

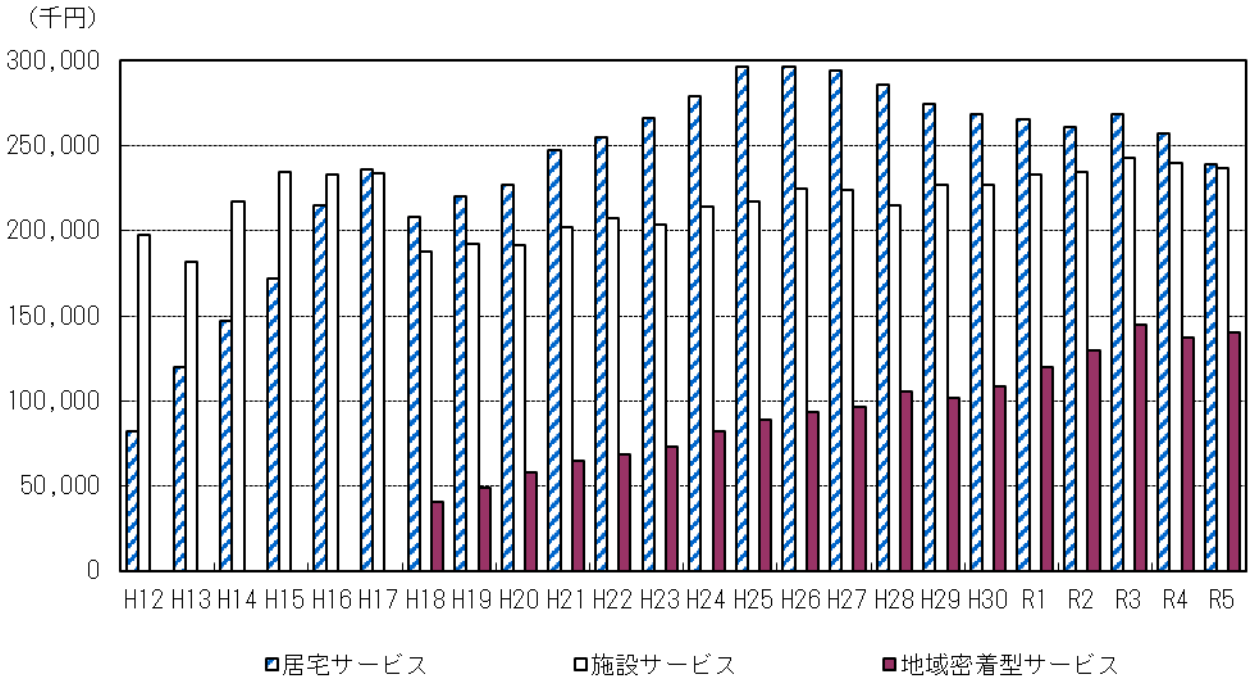

単位：千円

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
居宅サービス	87,973	119,657	147,159	172,289	215,142	236,122
施設サービス	197,327	182,048	217,281	234,521	232,853	233,528
地域密着型サービス						

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
居宅サービス	208,103	220,397	227,403	247,274	255,308	266,102
施設サービス	188,110	192,652	191,541	202,494	207,394	204,015
地域密着型サービス	40,665	49,116	57,775	64,565	68,306	73,093

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
居宅サービス	279,480	296,704	296,294	294,470	285,847	274,911
施設サービス	214,177	217,033	224,692	224,356	215,142	226,908
地域密着型サービス	81,812	88,870	93,468	96,207	105,497	101,832

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
居宅サービス	268,816	265,794	261,070	268,751	257,461	239,148
施設サービス	227,454	233,133	234,288	242,972	239,991	237,079
地域密着型サービス	108,437	119,782	129,383	145,054	137,109	140,421

（３）サービス毎の状況

第 8 期計画期間中において、計画値と比較して利用実績が少なかったサービスが多くみられました。新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと考えられます。

【利用実績の推移】　（単位：円）

居宅サービス・介護予防サービス		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度(見込)
(介護予防)訪問介護	計画値	592,800,000	601,649,000	601,908,000
	実績値	548,575,487	549,960,065	490,136,163
	達成率	92.5%	91.4%	81.4%
(介護予防)訪問入浴介護	計画値	53,904,000	55,439,000	55,439,000
	実績値	53,938,217	50,510,799	49,166,223
	達成率	100.1%	91.1%	88.7%
(介護予防)訪問看護	計画値	137,883,000	141,245,000	144,514,000
	実績値	144,425,185	132,907,855	126,991,052
	達成率	104.7%	94.1%	87.9%
(介護予防)訪問リハビリテーション	計画値	46,649,000	47,159,000	51,794,000
	実績値	40,213,564	44,143,920	50,358,832
	達成率	86.2%	93.6%	97.2%
(介護予防) 居宅療養管理指導	計画値	28,750,000	29,480,000	29,832,000
	実績値	36,920,248	37,068,452	38,477,809
	達成率	128.4%	125.7%	129.0%
(介護予防)通所介護	計画値	1,061,748,000	1,077,333,000	1,080,256,000
	実績値	1,042,816,998	956,457,973	945,409,872
	達成率	98.2%	88.8%	87.5%
(介護予防)通所リハビリテーション	計画値	93,764,000	90,641,000	91,210,000
	実績値	84,639,472	81,764,316	84,614,426
	達成率	90.3%	90.2%	92.8%
(介護予防)短期入所生活介護	計画値	306,288,000	311,819,000	311,830,000
	実績値	271,162,000	254,438,977	245,861,020
	達成率	88.5%	81.6%	78.8%
(介護予防)短期入所療養介護	計画値	27,328,000	27,344,000	27,344,000
	実績値	16,842,002	15,302,877	13,573,284
	達成率	61.6%	56.0%	49.6%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	計画値	280,481,000	281,527,000	283,687,000
	実績値	240,538,944	231,976,444	231,172,168
	達成率	85.8%	82.4%	81.5%
(介護予防)福祉用具貸与	計画値	230,670,000	235,344,000	235,570,000
	実績値	245,864,915	237,948,677	230,920,368
	達成率	106.6%	101.1%	98.0%
(介護予防)特定福祉用具購入	計画値	10,296,000	10,674,000	10,674,000
	実績値	8,120,378	7,770,482	8,526,784
	達成率	78.9%	72.8%	79.9%

地域密着型(介護予防)サービス		令和３年度	令和４年度	令和５年度(見込)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	98,249,000	97,420,000	97,420,000
	実績値	105,008,683	93,789,596	106,959,476
	達成率	106.9%	96.3%	109.8%
夜間対応型訪問介護	計画値	―	―	―
	実績値	―	―	―
	達成率	―	―	―
地域密着型通所介護	計画値	193,044,000	193,151,000	193,151,000
	実績値	175,689,723	167,402,379	184,862,255
	達成率	91.0%	86.7%	95.7%
(介護予防)認知症対応型通所介護	計画値	―	―	―
	実績値	―	―	―
	達成率	―	―	―
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	計画値	674,443,000	690,582,000	693,537,000
	実績値	649,752,498	621,647,353	653,034,726
	達成率	96.3%	90.0%	94.2%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	計画値	672,149,000	672,985,000	672,985,000
	実績値	661,754,391	635,547,185	633,635,523
	達成率	98.5%	94.4%	94.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値	―	―	―
	実績値	―	―	―
	達成率	―	―	―
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値	―	―	97,062,000
	実績値	―	―	25,878,784
	達成率	―	―	26.7%
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	101,241,000	104,854,000	104,854,000
	実績値	109,193,972	105,873,805	112,097,449
	達成率	107.9%	101.0%	106.9%

住宅改修・介護支援サービス

(介護予防)住宅改修	計画値	14,225,000	14,225,000	14,225,000
	実績値	15,096,006	13,744,195	17,031,488
	達成率	106.1%	96.6%	119.7%
居宅介護支援(介護予防支援)	計画値	357,024,000	357,277,000	357,330,000
	実績値	360,707,414	351,493,445	328,845,477
	達成率	101.0%	98.4%	92.0%

施設サービス

介護老人福祉施設	計画値	1,398,228,000	1,399,003,000	1,399,003,000
	実績値	1,388,794,349	1,376,432,787	1,356,725,104
	達成率	99.3%	98.4%	97.0%
介護老人保健施設	計画値	1,441,673,000	1,442,473,000	1,442,473,000
	実績値	1,410,947,379	1,354,252,223	1,339,902,401
	達成率	97.9%	93.9%	92.9%
介護医療院	計画値	71,067,000	71,106,000	92,989,000
	実績値	70,858,699	61,937,859	80,315,003
	達成率	99.7%	87.1%	86.4%

※令和５年度は８月審査分までの実績をもとに見込を算出しています。他年度は年報から算出しています。

３　介護給付等対象サービスの確保と利用量の見込

（１）介護給付等対象サービス基盤整備の方向性について

第 9 期計画では、地域包括ケアの深化と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、団塊の世代がすべて 75 歳に達する令和 7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に団塊ジュニア世代が 65 歳に達し、現役世代が急減する令和 22（2040）年の双方を見据えた中長期的な視野に立った施策等の展開を図ります。

一方、既存の施設については、第 9 期計画以降も、引き続き利用者が安全・安心に利用できる環境の整備を図ります。

なお、「第 8 次医療計画及び第 9 期介護保険事業（支援）計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関からの転換意向調査」によると、本市において第 9 期介護保険事業計画期間中に医療療養病床から介護サービスに移行する病床がないことから、整備分として見込みません。

（２）施設系・居住系サービスの整備方針

第 8 期期間中において、地域密着型介護老人福祉施設及び長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設である介護医療院を整備したことから、更に様々な状態の利用者に応じた対応が可能となる体制が充実しました。

第 8 期計画策定時における、見える化システムの推計では、要支援・要介護認定者数の増加を見込んでいたため、在宅サービスの充実を更に進めるとともに、施設整備を行いましたが、実際の認定者数は推計値を下回り、減少傾向にあります。

第 9 期計画策定時においても、見える化システムの推計では、要支援・要介護認定者数の増加を見込んでいますが、介護老人福祉施設入所申込中の在宅で待機している要介護 3 以上の数は、令和 5 年 6 月 1 日現在で 67 人となっており、減少傾向にあります。

その他、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の住まいを支える居住系の環境整備も整っている現状であり、要介護 3 以上の認定者数は、中長期的に変動はあるものの、施設・居住系、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の定員数を下回る見込みのため、第 9 期計画期間中に新たな整備は見込みません。

ア）介護老人福祉施設の在宅待機者の推移　（単位：人）

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
在宅待機者数	103	122	122	67

※特別養護老人ホームへの入所申込者調査
※令和２年と令和４年は山形県調査により、各年４月１日時点。令和３年と令和５年は米沢市調査により、各年６月１日時点。

イ）米沢市の施設・居住系、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームの定員数

（単位：人）

種別	令和５年
施設・居住系※	1,278
住宅型有料老人ホーム	490
サービス付き高齢者向け住宅	134
小計	1,902
軽費老人ホーム	50
合計	1,952

※令和６年３月31日見込
※施設・居住系
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※住宅型有料老人ホームの定員数に、休止中の事業所及び自立の方のみを受入対象としている施設は含みません。

ウ）要介護３以上の認定者数と、施設・居住系、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の定員数との比較

（単位：人）

	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和12年	令和22年
認定者数	1,631	1,609	1,627	1,681	1,636	1,611
定員数	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902
余剰数	271	293	275	221	266	291

※上記「定員数」に軽費老人ホームは含んでいません（介護軽度者向け施設のため）

（３）居宅系サービスの整備方針

見える化システムから、本市と全国及び山形県のサービス提供事業所数（人口 10 万対）について比較したところ、居宅系サービスについて概ね上回っている状況にあります。

また、高齢者人口や要介護認定者数の推計などから、施設系の供給量は確保されている状況にあります。

加えて、新たに居宅系サービスを整備することにより、被保険者の負担が大きくなるため、新たな整備については、その時点における本市を取り巻く状況を鑑み、慎重に取り扱うこととします。

【サービス提供事業所数（人口 10 万対）】

サービス種類	米沢市	全国	山形県
訪問介護	37.1	28.4	20.1
訪問入浴介護	5.1	1.3	2.6
訪問看護	9.0	11.8	8.2
訪問リハビリテーション	5.1	4.5	3.2
通所介護	30.7	19.9	28.3
通所リハビリテーション	3.8	6.7	7.1
福祉用具貸与	10.2	5.9	8.5
短期入所生活介護	10.2	8.9	13.7
短期入所療養介護	3.8	3.0	4.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3.8	0.9	1.2
地域密着型通所介護	14.1	15.8	9.3
小規模多機能型居宅介護	14.1	4.5	11.9
看護小規模多機能型居宅介護	2.6	0.7	0.7

※時点：令和 3 年度
※見える化システムより算出
※人口 10 万人あたりで、どのくらいの事業所があるかを表しています

①訪問系サービスについて

訪問系サービスのうち、訪問介護については令和 5 年 9 月時点において 27 事業所（休止中の事業所は除く）あります。しかし、訪問ヘルパーの確保については、全国的に困難な状況となってきています。本市においても、訪問介護は高齢者の在宅介護を支えていく上で必要性の高いサービスであることから、事業所及び関係者等の意見を踏まえた対応を検討していきます。

②通所系サービスについて

通所リハビリテーションについては、山形県及び全国と比較してサービス提供事業所数が下回っている状況ではありますが、本市の通所介護において、理学療法士等のリハビリテーション専門職を配置し、利用者の心身機能・活動・参加といった生活機能全般の向上に資する取り組みを行う事業所も複数あり、通所リハビリテーションを補完している状況にあります。

また、通所介護については、山形県及び全国と比較してサービス提供事業所数が上回っていることから、通所系サービスの新たな整備は見込みません。

なお、介護保険法第 70 条第 10 項及び第 11 項において、居宅サービスの指定に関し、介護保険事業計画で定める居宅サービスの種類ごとの量が見込量に達しているか、若しくは居宅サービスを指定することにより達する見込みがある場合には、県に対し協議を求めることができると定められていることから、県指定の通所系サービスについては、県との協議の上で適正な供給を管理していきます。

【通所介護等：定員数】（単位：人）

種別	定員数
通所介護	796
地域密着型通所介護	138
合計	934

※令和 5 年 10 月 1 日時点

（４）サービスごとの利用量の見込

①　施設サービス

第 8 期期間中、地域密着型介護老人福祉施設について 29 床、介護医療院について 60 床新設しました。

また、第 9 期期間中、介護老人福祉施設から地域密着型介護老人福祉施設に 20 床転換する予定のため、地域密着型介護老人福祉施設は 20 床増床し、介護老人福祉施設は 20 床減床します。なお、利用定員の合計に変更はありません。

【施設サービスの見込】

（単位：人）

		令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 22 年
地域密着型介護老人福祉施設	利用定員	49	49	49	49
	年間延利用者数	588	588	588	588
介護老人福祉施設	利用定員	455	455	455	455
	年間延利用者数	5,460	5,460	5,460	5,460
介護老人保健施設	利用定員	369	369	369	369
	年間延利用者数	4,428	4,428	4,428	4,428
介護医療院	利用定員	78	78	78	78
	年間延利用者数	936	936	936	936

※年間延利用者数＝利用定員×12 か月
※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
　食事や排せつなどで常に介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。
　対象：原則要介護３～５の人
※介護老人保健施設（老人保健施設）
　症状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアが必要な人が入所します。
　対象：要介護１～５の人
※介護医療院
　長期の療養を必要とする人のための、医療機関の病床です。
　対象：要介護１～５の人

②　地域密着型サービス

高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして、地域密着型サービスが平成 18 年度から創設されています。

地域密着型サービスには

・原則として米沢市の住民のみが利用可能
・事業所の指定、指導監督は米沢市が行う
・日常生活圏域に配慮して整備が行われる
・地域の実情に応じて国の定める範囲内で弾力的に指定基準・報酬設定が行える

などの特徴があります。

≪定期巡回･随時対応型訪問介護看護≫

要介護者に対して、定期的な巡回により、または随時通報を受けて訪問し、介護福祉士等による入浴、排せつ、食事等の介護や、看護師等による療養上の世話や、診療の補助等を提供するサービスです。

（単位：施設）

年度	日常生活圏域毎の分布（事業所数）									一か月あたりの見込利用者数	延人数
	1 中	2 中	3 中	4 中	5 中	6 中	7 中	旧南原中	計		
令和 6 年	－	1	2	－	－	－	－	－	3	32	384
令和 7 年	－	1	2	－	－	－	－	－	3	35	420
令和 8 年	－	1	2	－	－	－	－	－	3	39	468
令和 22 年	－	1	2	－	－	－	－	－	3	38	456

※延人数＝一か月あたりの見込利用者数（見える化システムより推計）×12 か月

◆定期巡回･随時対応型訪問介護看護のイメージ

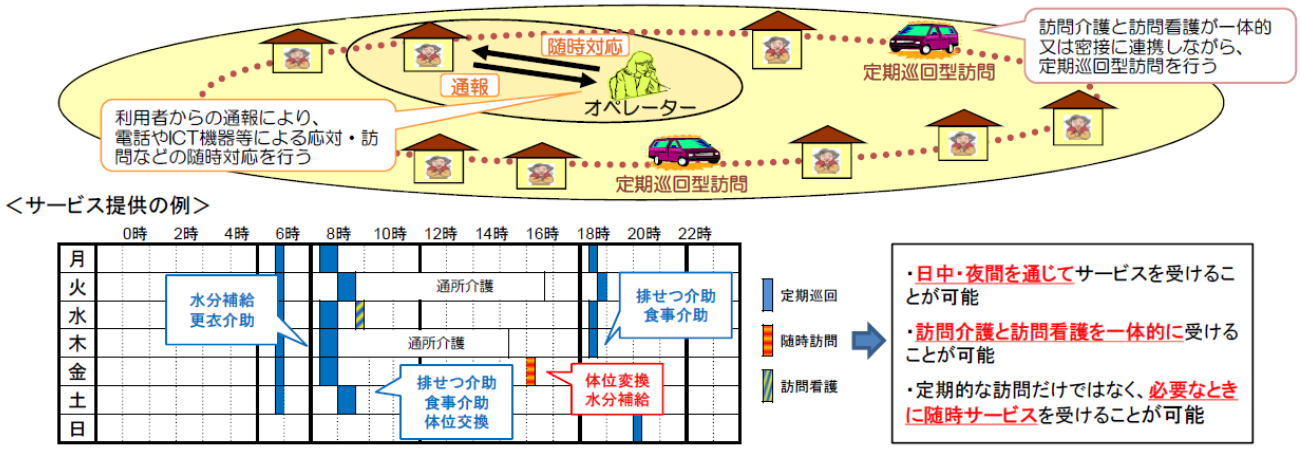

出典：厚生労働省　社保審－介護給付費分科会第 179 回（R2. 7. 8）資料 2 より

≪地域密着型通所介護（定員 18 人以下の通所介護事業所）≫

地域密着型通所介護は、事業所に通ってきてもらい入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供するサービスです。

（単位：人）

年度	日常生活圏域毎の分布（定員数）									延人数
	1 中	2 中	3 中	4 中	5 中	6 中	7 中	旧南原中	計	
令和 6 年	36	10	15	59	0	18	0	0	138	1,656
令和 7 年	36	10	15	59	0	18	0	0	138	1,656
令和 8 年	36	10	15	59	0	18	0	0	138	1,656
令和 22 年	36	10	15	59	0	18	0	0	138	1,656

※延人数＝定員数×12 か月

◆地域密着型通所介護のイメージ

【自宅等】

【送迎】

通い

【地域密着型通所介護事業】
受けられるサービス
・入浴・排泄・食事等の介護
・生活等についての相談・助言
・健康状態の確認等の日常の世話
・機能訓練

≪小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）≫

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組合せ柔軟なサービス提供を行うものです。

（単位：人）

年度	日常生活圏域毎の分布（定員数）									延人数
	1 中	2 中	3 中	4 中	5 中	6 中	7 中	旧南原中	計	
令和 6 年	79	54	29	54	29	－	29	29	303	3,636
令和 7 年	79	54	29	54	29	－	29	29	303	3,636
令和 8 年	79	54	29	54	29	－	29	29	303	3,636
令和 22 年	79	54	29	54	29	－	29	29	303	3,636

※延人数＝定員数×12 か月

◆小規模多機能型居宅介護のイメージ

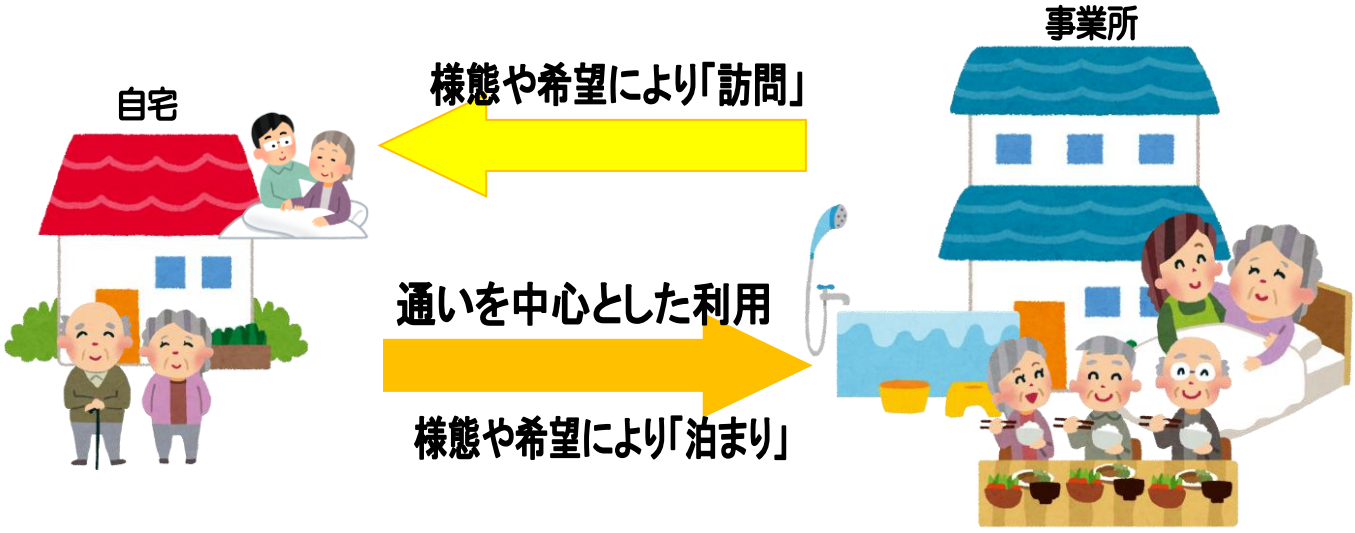

≪認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）≫

認知症の状態にあり、要介護認定を受けた人が 5～9 人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

（単位：人）

年度	日常生活圏域毎の分布（定員数）									延人数
	1 中	2 中	3 中	4 中	5 中	6 中	7 中	旧南原中	計	
令和 6 年	36	0	18	54	54	36	9	0	207	2,484
令和 7 年	36	0	18	54	54	36	9	0	207	2,484
令和 8 年	36	0	18	54	54	36	9	0	207	2,484
令和 22 年	36	0	18	54	54	36	9	0	207	2,484

※延人数＝定員数×12 か月

◆認知症対応型共同生活介護のイメージ

【利用できる人】
・認知症（急性期をのぞく）の高齢者で、少人数での共同生活を営むことに支障がない方

【提供するサービス】
・入浴、排せつ、食事等の介護
・日常生活上の世話
・機能訓練

≪看護小規模多機能型居宅介護≫

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービスです。

（単位：人）

年度	日常生活圏域毎の分布（定員数）									延人数
	1 中	2 中	3 中	4 中	5 中	6 中	7 中	旧南原中	計	
令和 6 年	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636
令和 7 年	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636
令和 8 年	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636
令和 22 年	0	24	0	0	0	29	0	0	53	636

※延人数＝定員数×12 か月

◆看護小規模多機能型居宅介護のイメージ

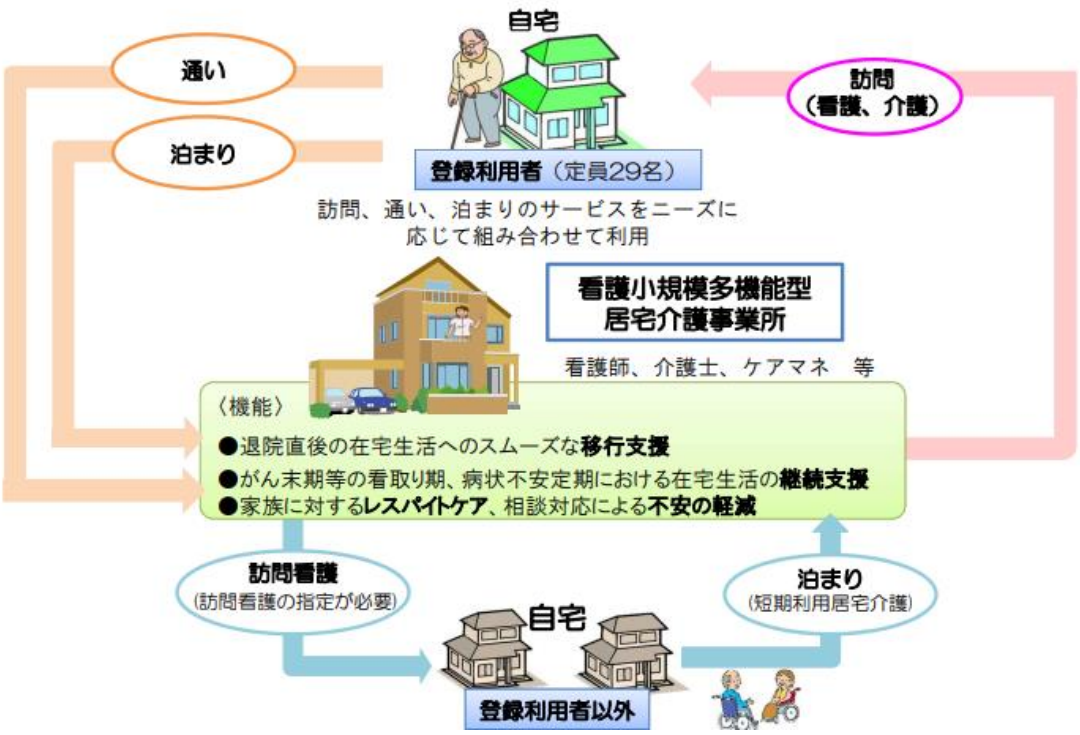

出典：厚生労働省　社保審－介護給付費分科会第 179 回（R2.7.8）資料 5 より

③　基準該当サービス

第 1 期及び第 2 期計画期間においては、サービスの基盤整備が大きな課題となっていたため、施設の新規建設や基準該当サービス※を登録するなどして供給量不足の解消に努めてきましたが、サービスの基盤整備は順調に進み、供給量不足は概ね解消されたと言える状況にあることから、第 9 期事業計画においても、サービス見込み量の推計にあたっては新たな基盤整備を見込まず、既存の基準該当サービスについてのみ見込みます。

※基準該当サービス：都道府県が指定するサービス事業所の要件の一部を満たしていない事業所のうち、一定水準を満たす事業所について、市町村が必要と認めるとき、そのサービスを保険給付の対象とするもの。

④　居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス（要介護 1～5 の認定を受けた人を対象）、介護予防サービス（要支援 1・2 を受けた人を対象）の見込みにあたっては、在宅でのサービス利用者数を基に、サービスごとに利用実績を踏まえ推計しています。

【居宅サービスの見込】

（年間）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
訪問介護	回数	199,322	200,854	201,917	198,857	188,358
	人数	7,044	7,116	7,152	7,068	6,828
訪問入浴介護	回数	3,965	3,965	3,965	3,794	3,524
	人数	816	816	816	780	720
訪問看護	回数	25,604	25,698	25,792	25,050	23,830
	人数	3,588	3,600	3,612	3,504	3,324
訪問リハビリテーション	回数	14,702	14,702	14,822	14,822	14,557
	人数	1,344	1,344	1,356	1,356	1,332
居宅療養管理指導	人数	5,904	5,904	5,916	5,808	5,556
通所介護	回数	116,782	117,546	118,199	116,819	115,247
	人数	13,056	13,140	13,212	13,068	12,900
通所リハビリテーション	回数	8,687	8,687	8,953	8,807	8,734
	人数	1,212	1,212	1,248	1,224	1,212
短期入所生活介護	日数	31,723	31,723	31,831	31,500	30,454
	人数	3,444	3,444	3,456	3,420	3,336
短期入所療養介護	日数	1,336	1,606	1,606	1,606	1,177
	人数	180	204	204	204	156
特定施設入居者生活介護	人数	1,272	1,272	1,272	1,260	1,236
福祉用具貸与	人数	15,684	15,828	14,628	15,504	15,036
特定福祉用具購入	人数	180	180	192	180	156
住宅改修	人数	144	144	156	156	156
居宅介護支援	人数	21,204	21,408	21,648	20,952	20,640

※見える化システムによる推計値

【介護予防サービスの見込】

（年間）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	3,293	3,380	3,380	3,408	3,348
	人数	504	516	516	516	504
介護予防訪問リハビリテーション	回数	2,682	2,682	2,842	2,842	2,842
	人数	216	216	228	228	228
介護予防居宅療養管理指導	人数	324	336	336	324	324
介護予防通所リハビリテーション	人数	264	264	264	252	240
介護予防短期入所生活介護	日数	126	126	126	126	126
	人数	24	24	24	24	24
介護予防短期入所療養介護	日数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	192	192	192	192	180
介護予防福祉用具貸与	人数	2,664	2,676	2,688	2,688	2,652
特定介護予防福祉用具購入	人数	72	72	72	60	60
住宅改修	人数	72	72	84	72	72
介護予防支援	人数	3,024	3,024	3,036	3,012	2,952

※見える化システムによる推計値

⑤　市町村特別給付

市町村特別給付は、市町村が第 1 号被保険者の保険料を財源として、介護保険サービス以外の独自のサービスを実施するものです。

市町村特別給付としては、配食サービス、寝具乾燥サービス、訪問理美容サービスなどが想定されていますが、市町村特別給付の対象者は要介護・要支援者に限定されるため、認定を受けていない方へのサービス提供を行うことが出来ないほか、第 1 号被保険者の保険料のみで実施することになるため、第 1 号被保険者の保険料の増額に直接つながることになります。

これらのことから、本市では市町村特別給付については、第 9 期計画期間中は実施しないこととします。

（５）給付費の見込

各介護サービスの給付費は、厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムにおける将来推計機能を使用し、見込額を設定しました。

【第９期計画期間の年度毎の給付費】

（単位：円）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度	令和22年度
（１）居宅サービス					
訪問介護	548,655,000	553,842,000	556,814,000	548,372,000	519,952,000
訪問入浴介護	53,705,000	53,773,000	53,773,000	51,470,000	47,877,000
訪問看護	120,516,000	121,039,000	121,410,000	117,467,000	110,830,000
訪問リハビリテーション	45,438,000	45,495,000	45,873,000	45,873,000	45,084,000
居宅療養管理指導	59,910,000	59,986,000	60,108,000	58,962,000	56,196,000
通所介護	906,586,000	914,221,000	919,322,000	906,375,000	890,197,000
通所リハビリテーション	74,142,000	74,236,000	76,410,000	74,950,000	74,220,000
短期入所生活介護	257,157,000	257,482,000	258,312,000	255,452,000	245,117,000
短期入所療養介護	13,983,000	17,059,000	17,059,000	17,059,000	12,417,000
特定施設入居者生活介護	251,797,000	252,115,000	252,115,000	249,593,000	244,548,000
福祉用具貸与	217,917,000	220,255,000	193,602,000	213,831,000	205,062,000
特定福祉用具購入	5,472,000	5,472,000	5,827,000	5,503,000	4,759,000
（２）地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	96,496,000	97,960,000	97,960,000	94,577,000	85,651,000
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	174,684,000	175,738,000	175,738,000	171,165,000	168,915,000
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	615,516,000	617,879,000	617,879,000	602,027,000	575,537,000
認知症対応型共同生活介護	647,289,000	648,108,000	648,108,000	648,108,000	638,420,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	164,079,000	164,286,000	164,286,000	164,286,000	164,286,000
看護小規模多機能型居宅介護	113,158,000	113,301,000	115,129,000	110,010,000	105,502,000
（３）住宅改修	13,129,000	13,129,000	14,198,000	14,198,000	14,198,000
（４）居宅介護支援	326,083,000	329,932,000	333,967,000	321,512,000	315,944,000
（５）介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	1,393,830,000	1,396,010,000	1,332,958,000	1,334,475,000	1,335,553,000
介護老人保健施設	1,341,180,000	1,342,877,000	1,342,877,000	1,342,877,000	1,330,621,000
介護医療院	233,035,000	233,329,000	233,329,000	233,329,000	233,329,000
介護給付費計(小計)・・・（Ⅰ）	7,673,757,000	7,707,524,000	7,637,054,000	7,581,471,000	7,424,215,000

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
（1）介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	13,168,000	13,538,000	13,538,000	13,656,000	13,421,000
介護予防訪問リハビリテーション	7,397,000	7,406,000	7,846,000	7,846,000	7,846,000
介護予防居宅療養管理指導	2,629,000	2,729,000	2,729,000	2,632,000	2,632,000
介護予防通所リハビリテーション	8,488,000	8,499,000	8,499,000	7,992,000	7,486,000
介護予防短期入所生活介護	690,000	691,000	691,000	691,000	691,000
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	13,774,000	13,792,000	13,792,000	13,792,000	12,973,000
介護予防福祉用具貸与	18,691,000	18,777,000	18,863,000	18,863,000	18,623,000
介護予防特定福祉用具購入	1,818,000	1,818,000	1,818,000	1,518,000	1,518,000
（2）介護予防地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	14,871,000	14,889,000	16,010,000	16,010,000	15,418,000
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
（3）住宅改修	6,338,000	6,338,000	7,355,000	6,338,000	6,338,000
（4）介護予防支援	13,932,000	13,950,000	14,005,000	13,895,000	13,618,000
予防給付費計(小計)・・・（Ⅱ）	101,796,000	102,427,000	105,146,000	103,233,000	100,564,000

総給付費(合計)・・・(Ⅲ)＝(Ⅰ)＋(Ⅱ)	7,775,553,000	7,809,951,000	7,742,200,000	7,684,704,000	7,524,779,000

【標準給付費見込額の算定】

（単位:円､件）

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
総給付費	7,775,553,000	7,809,951,000	7,742,200,000	7,684,704,000	7,524,779,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響調整後）	225,680,262	227,348,814	229,225,689	223,754,815	221,468,625
高額介護サービス費等給付額（財政影響調整後尾）	155,562,887	156,737,537	158,031,482	153,966,259	152,393,125
高額医療合算介護サービス費等給付額	19,248,376	19,366,180	19,526,058	19,353,558	19,155,816
算定対象審査支払手数料	7,915,968	7,964,352	8,030,160	7,959,168	7,877,880
審査支払手数料支払件数	109,944	110,616	111,530	110,544	109,415
標準給付費見込額（A）	8,183,960,493	8,221,367,883	8,157,013,389	8,089,737,800	7,925,674,446

４　地域支援事業について

（１）地域支援事業の実施

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう支援することを目的として、市町村が実施する事業で、全市町村が行なう必須事業（「介護予防・日常生活支援総合事業」及び「包括的支援事業」）と、市町村の判断により行われる「任意事業」の 3 事業から構成されています。

介護予防・日常生活支援総合事業		介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援も含めた多様な支援を実施する事業
		一般介護予防事業	住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進する事業
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談支援業務	高齢者に関する相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じ地域包括支援センターのその他の業務を含めて支援を行う事業
		権利擁護業務	高齢者に対する虐待の防止及び早期発見のための事業等、権利侵害からの救済、権利侵害防止のための支援、適切な権利行使のための支援を行う事業
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、あらゆる社会資源を切れ目なく活用することができるケアマネジメントの環境整備、個々の介護支援専門員への支援を行う事業
		介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態等になることの予防やその重症化の予防、改善を図り、自立した生活を送れるように支援を行う事業
	社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業	疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら生活を継続できるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種協働により包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を図る事業
		生活支援体制整備事業	高齢者の在宅生活を支えるため、住民主体の活動やボランティア、ＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、協同組合、シルバー人材センター等の多様な事業主体による重層的なサービス提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する事業
		認知症総合支援事業	認知症基本法等を踏まえ、事後的な対応から早期・事前的な対応へとケアの流れを変え、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域の良い環境で生活を継続できる社会の実現を目指す事業
		地域ケア会議推進事業	地域ケア会議での個別事例の検討等を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域課題や有効な支援策を抽出し地域のネットワーク構築を図る等、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備へつなぐ事業
任意事業		介護給付等費用適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業
		家族介護支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
		その他の事業	その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業

（２）地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業については、第 1 号保険料、第 2 号保険料、公費で構成されますが、包括的支援事業・任意事業については、第 1 号保険料と公費で構成されます。

〔地域支援事業の財源構成〕

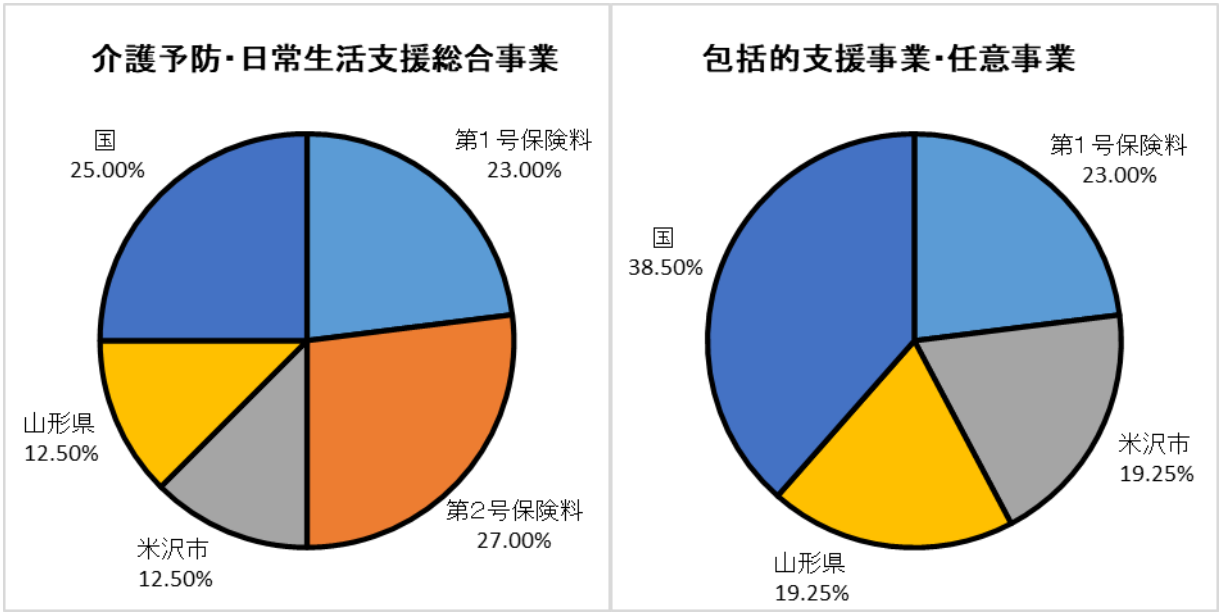

（３）地域支援事業の見込額

（単位：円）

事業名	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	236,969,000	247,824,000	258,879,000	258,879,000	258,879,000
包括的支援事業（地域包括支援センター運営費）及び任意事業費	117,570,000	127,570,000	127,570,000	127,570,000	127,570,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	26,350,000	26,560,000	26,770,000	26,770,000	26,770,000
合　計	380,889,000	401,954,000	413,219,000	413,219,000	413,219,000

※見える化システムによる推計値

５　第９期計画の保険料について

（１）費用の負担割合

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）における介護給付費のうち第1号被保険者の保険料で負担する部分が23％と定められています。

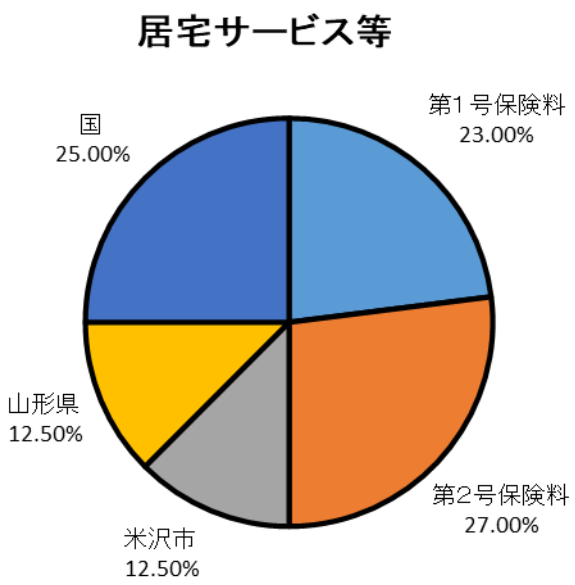

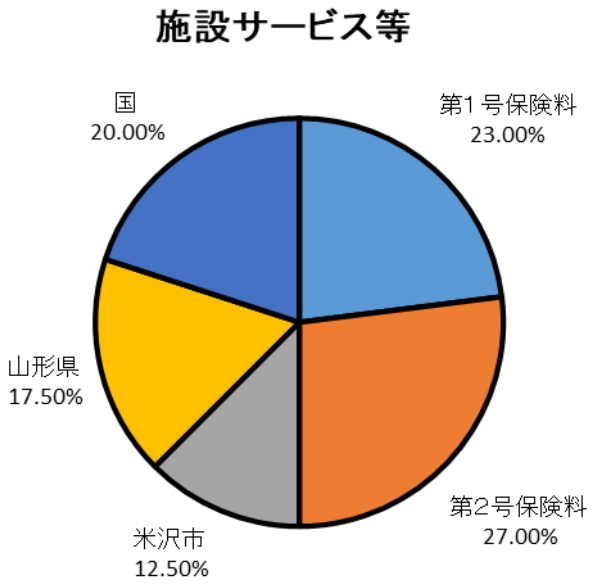

（２）第１号保険料の収納状況

本市の決算時における第 1 号保険料の現年度分収納率は、令和 3 年度・4 年度とも99.52％となっており、横ばいで推移しています。

【保険料収納状況】

（単位：円、％）

区分＼項目		令和３年度			令和４年度		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
1	現年調定分	1,770,733,000	1,762,244,200	99.52	1,754,779,500	1,746,370,257	99.52
	特別徴収	1,642,175,700	1,643,170,900	100.06	1,632,485,800	1,633,399,900	100.06
	普通徴収	128,557,300	119,073,300	92.62	122,293,700	112,970,357	92.38
2	滞納繰越分	21,355,007	4,152,096	19.44	18,091,569	3,104,747	17.16
	合　　計	1,792,088,007	1,766,396,296	98.57	1,772,871,069	1,749,475,004	98.68

（３）介護保険の基金の活用

これまでに積み立てた介護給付費準備基金から繰り入れることにより、介護保険料の上昇を一定程度抑えます。

介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなります。

その際の当該剰余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされています。

（４）保険料段階について

①　標準段階について

本市では、第 6 期計画から介護保険法施行令第 38 条及び第 39 条に定める標準 9 段階を細分化し、11 段階とすることで、負担能力に応じた保険料負担を図ってきました。

第 9 期計画では、下表のとおり、国の定める標準段階（13 段階）に準じることとします。

標準的な段階		対象者
第 1 段階	0.455	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者(合計所得金額＋課税年金収入額≦80 万円)
第 2 段階	0.685	市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円を超えて 120 万円以下）
第 3 段階	0.690	市民税世帯非課税で第 1 段階、第 2 段階以外
第 4 段階	0.90	本人が市民税非課税者（世帯課税　本人の合計所得金額＋課税年金収入額≦80 万円）
第 5 段階	1.00	本人が市民税非課税者（世帯課税）
第 6 段階	1.20	本人が市民税課税(合計所得金額が 120 万円未満の者)
第 7 段階	1.30	本人が市民税課税(合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の者)
第 8 段階	1.50	本人が市民税課税(合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者)
第 9 段階	1.70	本人が市民税課税(合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の者)
第 10 段階	1.90	本人が市民税課税(合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の者)
第 11 段階	2.10	本人が市民税課税(合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の者)
第 12 段階	2.30	本人が市民税課税(合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の者)
第 13 段階	2.40	本人が市民税課税(合計所得金額が 720 万円以上の者)

②　第 8 期保険料との比較

第 9 期計画では、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1 号被保険者間での所得再分配機能を強化することとなりました。

国の定める、標準段階の 9 段階から 13 段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等が改正されたことに伴い、下表のとおり区分を定めます。

【 第 8 期 】		【 第 9 期 】
第 1 段階 標準乗率　0.50	⇒	第 1 段階 標準乗率　0.455
第 2 段階 標準乗率　0.75	⇒	第 2 段階 標準乗率　0.685
第 3 段階 標準乗率　0.75	⇒	第 3 段階 標準乗率　0.690
第 9 段階 本人が市民税課税（合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の者）	⇒	第 9 段階 本人が市民税課税（合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の者）
第 10 段階 標準乗率　1.85 本人が市民税課税（合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者）	⇒	第 10 段階 標準乗率　1.90 本人が市民税課税（合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の者）
第 11 段階 標準乗率　2.00 本人が市民税課税（合計所得金額が 600 万円以上の者）	⇒	第 11 段階 標準乗率　2.10 本人が市民税課税（合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の者）
	⇒	第 12 段階（新設） 標準乗率　2.30 本人が市民税課税（合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の者）
	⇒	第 13 段階（新設） 標準乗率　2.40 本人が市民税課税（合計所得金額が 720 万円以上の者）

③　市民税世帯非課税者への減額制度について

市民税世帯非課税者の負担を軽減するため、国：１／２、県：１／４、市：１／４の負担割合で公費を投入し、第 1 段階から第 3 段階までの保険料を減額します。

このことにより、令和 6 年度から令和 8 年度の保険料の負担割合は以下のとおり減額される予定です。

保険料段階	減額前の負担割合	令和６～８年度の負担割合
第 1 段階	0.455	0.285　（▲0.17）
第 2 段階	0.685	0.485　（▲0.20）
第 3 段階	0.69	0.685　（▲0.005）

（５）保険料の算定方法

第 9 期の保険料は下記の算定方法によって算出されます。

◆保険料収納必要額の算出

標準給付見込み額及び地域支援事業費見込額　×　第 1 号被保険者負担割合（23%）

第 1 号被保険者の負担割合は第 8 期と同様 23%です。

＋　調整交付金相当額

市町村間の格差を是正するために国の負担割合に上乗せする形で交付される交付金。
調整交付金交付割合：標準給付見込み額の 5%

－　調整交付金見込額

標準給付費見込額　×　（後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合を全国平均と比較して算出される調整交付金見込交付割合を 5.9%程度と推計）

＋　財政安定化基金拠出金

県が設置する財政安定化基金に拠出金を支出するものですが、第 4 期以降は拠出率が 0%です。

－　介護給付費準備基金取崩額

介護給付費準備基金は介護保険事業計画期間の保険料の収支を調整するために設置しています。
基金の一部を取り崩して保険料に充てることにより保険料の軽減を図ることができます。

保険料収納必要額

◆保険料額の設定

保険料賦課総額の算出

保険料収納必要額に保険料予定収納率 99.52%（過去 3 年の平均値）を加味して賦課総額を算出します。

所得段階別加入割合補正後被保険者数の算出

所得段階ごとの保険料の負担額に応じて補正した第 1 号被保険者数を算出します。

保険料の基準月額の算出

保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で割り、基準月額を算出します。

所得段階別保険料額の設定

（６）保険料の算定

保険給付費見込額、地域支援事業費等により保険料収納必要額を算出し、保険料基準月額を算出した結果、以下のようになりました。

【第９期介護保険料基準額の算出】

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	合　　計
標準給付費見込額…（A）	8,183,960,493	8,221,367,883	8,157,013,389	24,562,341,765
地域支援事業費…（B）	380,889,000	401,954,000	413,219,000	1,196,062,000
第１号被保険者負担分相当額…（C） （（A）＋（B））×23%	1,969,915,383	1,983,364,033	1,971,153,449	5,924,432,866
調整交付金相当額…（D）	421,046,475	423,459,594	420,794,619	1,265,300,688
調整交付金見込額…（E）	520,413,000	496,295,000	473,815,000	1,490,523,000
準備基金取崩額…（F）				193,000,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額…（G）				20,000,000
保険料収納必要額…（H）　(C)+(D)-(E)-(F)-(G)				5,486,210,554
予定保険料収納率…（I）				99.52%
所得段階別加入割合補正後被保険者数…（J）	25,119	25,132	25,055	75,306 人
保険料（年額）…（K）　　（H）÷（I）÷（J）				73,203 円
保険料（月額）…（L）　　（K）÷12				6,100 円

（７）基金等の繰り入れによる効果額

	令和６年度～令和８年度
介護報酬改定や自然増による基準額（自然体）	6,315 円
介護保険の準備基金繰入による引下げ影響額	215 円
基準額（月額）	6,100 円

（８）保険料の将来推計（保険料段階ごとの対象者分布、負担割合を第 9 期と同一とした場合の推計）

	令和 12 年度	令和 22 年度
所得段階別加入割合補正後被保険者数	24,746 人	23,974 人
保険料（年額）	80,292 円	86,736 円
保険料（月額）	6,691 円	7,228 円

（９）保険料率

令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期計画期間の第 1 号被保険者保険料について、段階ごとに算出し次のように設定しました。

【第8期】

段階	対　象　者	保険料率	年額（円）	構成割合
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者（合計所得金額※＋課税年金収入額≦80 万円）	基準額 ×0.50 →0.30	36,600 →21,900	11.6%
2	市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円を超えて 120 万円以下）	基準額 ×0.75 →0.50	54,900 →36,600	8.5%
3	市民税世帯非課税で第 1 段階、第 2 段階以外	基準額 ×0.75 →0.70	54,900 →51,200	9.3%
4	本人が市民税非課税者（世帯課税　本人の合計所得金額＋課税年金収入額≦80 万円）	基準額 ×0.90	65,800	12.5%
5	本人が市民税非課税者（世帯課税）	基準額 ×1.00	73,200	22.3%
6	本人が市民税課税（合計所得金額が 120 万円未満の者）	基準額 ×1.20	87,800	17.9%
7	本人が市民税課税（合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の者）	基準額 ×1.30	95,100	10.8%
8	本人が市民税課税（合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者）	基準額 ×1.50	109,800	3.4%
9	本人が市民税課税（合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の者）	基準額 ×1.70	124,400	1.1%
10	本人が市民税課税（合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者）	基準額 ×1.85	135,400	1.1%
11	本人が市民税課税（合計所得金額が 600 万円以上の者）	基準額 ×2.00	146,400	1.5%

【第9期】

段階	対　象　者	保険料率	年額（円）	構成割合
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者（合計所得金額※＋課税年金収入額≦80 万円）	基準額 ×0.455 →0.285	33,300 →20,800	11.2%
2	市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円を超えて 120 万円以下）	基準額 ×0.685 →0.485	50,100 →35,500	9.1%
3	市民税世帯非課税で第 1 段階、第 2 段階以外	基準額 ×0.69 →0.685	50,500 →50,100	10.3%
4	本人が市民税非課税者（世帯課税　本人の合計所得金額＋課税年金収入額≦80 万円）	基準額 ×0.90	65,800	10.3%
5	本人が市民税非課税者（世帯課税）	基準額 ×1.00	73,200	21.9%
6	本人が市民税課税（合計所得金額が 120 万円未満の者）	基準額 ×1.20	87,800	18.4%
7	本人が市民税課税（合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の者）	基準額 ×1.30	95,100	10.8%
8	本人が市民税課税（合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者）	基準額 ×1.50	109,800	4.2%
9	本人が市民税課税（合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の者）	基準額 ×1.70	124,400	1.4%
10	本人が市民税課税（合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の者）	基準額 ×1.90	139,000	0.6%
11	本人が市民税課税（合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の者）	基準額 ×2.10	153,700	0.4%
12	本人が市民税課税（合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の者）	基準額 ×2.30	168,300	0.3%
13	本人が市民税課税（合計所得金額が 720 万円以上の者）	基準額 ×2.40	175,600	1.1%

※「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額
（「年金収入に係る所得額」の控除については第 1、2、4 段階のみになります。）
※1　表中の下線部分：軽減後の保険料額です。
※2　100 円未満の保険料は切捨てしています。

第５章

推進体制

◎推進体制

計画の推進にあたり、以下の各種協議会等を開催又は運営し、計画の円滑な進捗と実現を図ります。

１　介護保険運営協議会

米沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、策定後の計画の実施、運営について市民、知識経験者、保健福祉関係者 15 人で構成された米沢市介護保険運営協議会を設置し運営しています。

本計画についても、引き続き運営協議会の意見を求めながら計画の進行管理、点検を行い、次期計画へ向けた本計画の見直しを行っていきます。

２　地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保、人材確保支援等を図るため、地域のサービス事業者や関係団体等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置し、協議、評価を行うこととなっています。

本市では、委員の構成や役割を考慮して、米沢市介護保険運営協議会が地域包括支援センター運営協議会を兼ねるものとします。

３　地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、地域密着型サービス運営委員会を設置し、事業者の指定や独自の基準・介護報酬などを設定する場合に意見を述べるほか必要事項を協議します。

本市では、委員の構成や役割を考慮して、米沢市介護保険運営協議会が地域密着型サービス運営委員会を兼ねるものとします。

４　地域包括支援センター

地域における福祉の増進及び、保健医療の向上を包括的に支援する拠点として、市内を 5 地区に設定し、地区ごとに 1 箇所の整備を図り、事業委託を行います。

市は直営する基幹型センターを運営し、各地区に事業委託したセンターの総合調整、後方支援等の業務を行います。また、各地区に業務委託したセンターは、担当する地区における包括的支援事業、第 1 号介護予防事業及び指定介護予防支援業務、その他の事業を実施します。

資料

米沢市介護保険運営協議会審議経過

	日　時	内　容
第1回	令和3年10月7日	・会長及び副会長の選出 ・米沢市介護保険運営協議会について ・介護保険事業計画について ・令和3年度介護人材確保・育成に向けた研修会について ・地域密着型サービス事業者の公募について ・第8期介護保険事業計画に基づく介護医療院設置について
第2回	令和4年2月3日	・会議の記録の公開について ・地域密着型サービス事業所の指定更新について ・令和3年度地域包括支援センター運営について ・令和4年度地域包括支援センター運営（案）について ・地域密着型サービス事業者の公募結果について（地域密着型特別養護老人ホーム）
第3回	令和4年6月28日	・公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りについて ・令和3年度介護保険事業勘定特別会計決算報告（見込） ・令和4年度介護保険事業勘定特別会計予算報告 ・米沢市第8期介護保険事業計画進捗状況について ・地域密着型サービス事業者の指定更新等について ・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について
第4回	令和4年11月15日	・特別養護老人ホーム回春堂の一部ユニット化に伴う指定（予定）について ・第9期介護保険事業計画策定に向けた各種アンケート調査について ・米沢市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定スケジュール（案）について ・居宅介護支援事業所の指定更新等について ・介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の新規指定について
第5回	令和5年3月17日	・令和4年度地域包括支援センター運営について ・地域密着型特別養護老人ホーム指定予定について（報告） ・地域密着型サービス事業所の指定更新について ・居宅介護支援事業所の指定更新について ・介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の新規指定について ・令和5年度地域包括支援センター設置・運営について（案） ・地域密着型サービス事業所の新規指定について

	日　時	内　容
第 6 回	令和 5 年 6 月 26 日	・高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定にかかる諮問 ・令和 4 年度介護保険事業勘定特別会計決算報告（見込） ・令和 5 年度介護保険事業勘定特別会計予算報告 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号事業）者の指定更新等について ・アンケート調査結果（速報値）について ・高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の施策・事業の評価と課題について ・居宅介護支援事業所の新規指定について ・今年度の運営協議会の日程について（第 9 期介護保険事業計画策定に向けて）
第 7 回	令和 5 年 8 月 29 日	・居宅介護支援事業所の新規指定について ・各種アンケート調査結果について ・高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の構成について
第 8 回	令和 5 年 10 月 5 日	・介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号事業）の指定更新について ・居宅介護支援事業所の休止について ・高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画のパブリックコメント（案）について
第 9 回	令和 6 年 2 月 6 日	・小規模多機能型居宅介護事業所の指定更新について ・令和 5 年度介護職員向け介護技術研修会について ・介護医療院の新規開設について ・第 9 期介護保険料（案）について ・高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）及び当計画パブリックコメントの結果について
※	令和 6 年 2 月 6 日	・答申

米沢市介護保険運営協議会条例

平成12年6月27日条例第48号

（設置）

第1条　市長の附属機関として、米沢市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条　協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(1)　介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に関する事項

(2)　事業計画の実施に関する事項

(3)　介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項

(4)　介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスの指定等に関する事項

(5)　その他介護保険の運営に関する事項

（組織）

第3条　協議会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　知識経験を有する者

(2)　関係団体を代表する者

(3)　介護保険法第9条に規定する被保険者

（任期）

第4条　委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（臨時委員）

第5条　第3条に規定する委員のほか、事業計画の策定に当たって必要があるときは、協議会に5人以内の臨時委員を置くことができる。

2　臨時委員は、市長が委嘱する。

3　臨時委員は、事業計画の策定に関する事項の調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第6条　協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条　協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2　協議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3　協議会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（関係者の出席等）

第8条　協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

（その他）

第9条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成12年7月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

米沢市介護保険運営協議会委員名簿

（敬称略）

委員区分	役職	所 属 団 体 等	氏　　名
1号委員	会長	米沢栄養大学　教授	加 藤　守 匡
	委員	米沢市医師会　理事	田 中　雄 二 （仁 科　盛 之）
	〃	社会福祉法人米沢弘和会	丸 山　憲 嗣
	副会長	米沢市歯科医師会　副会長	渡 部　宏 一
2号委員	委員	米沢市老人クラブ連合会　副会長	石 田　しづ子
	〃	米沢市民生委員児童委員連合協議会　副会長	岡 崎　　正 （長 岡　信 浩）
	〃	米沢市ボランティア連絡協議会　会長	草 苅　美 紀
	〃	米沢市社会福祉協議会　総務係長兼権利擁護センター長	田 島　美佐子
	〃	米沢市地域包括支援センター連絡会　会長	多 田　智 美
	〃	米沢市介護支援専門員連絡協議会　会長	長 沼　勇 作
	〃	山形県置賜総合支庁地域保健福祉課 地域福祉専門員	平 山　万貴子 （二 瓶　久 志）
	〃	米沢市コミュニティセンター館長会　会長	房 間　修 一 （尾 形　　進） （金 谷　惠 一）
3号委員	委員	被保険者代表	五十嵐　　勝
	〃	被保険者代表	木 村　幸 子
	〃	被保険者代表	情 野　　薫

※1 号委員、2 号委員、3 号委員ごとに五十音順

※（　　）は前任者

※本協議会の女性委員割合 40.0%（6 名／15 名）

本市では、米沢市男女共同参画基本計画に基づき、各種審議会等の女性委員割合を令和 8 年度までに 40%にする目標を掲げ、取り組んでいます。

用語の解説

あ行

あんしん電話事業

家庭用緊急通報機器を貸与・設置し、高齢者の日常生活における緊急事態への不安の解消を目的として行うものです。

一般介護予防事業

住民主体の通いの場を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す事業です。介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・地域リハビリテーション活動支援事業等から構成されます。

オレンジガーデニングプロジェクト

「認知症になっても暮らしやすいまちをみんなで創っていこう！」という思いを共有しながら、認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の花を咲かせるプロジェクトです。

オレンジライトアップ

認知症への正しい理解が進むことを目的に、日本各地で様々な建物等を、認知症啓発のイメージカラーであるオレンジ色にライトアップする取組みです。

か行

介護医療院

平成 30 年 4 月に新たに創設された介護保険施設で、長期にわたり療養が必要である人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を行います。介護療養型医療施設の転換先に含まれます。

介護給付適正化

介護給付を必要とする人を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業所が適切に提供するよう促すことです。

介護教室

介護の不安や悩みを軽減するために、介護技術や介護者の健康づくり、要介護状態にならないための予防方法、家族介護に備えるための情報を発信していくものです。

介護相談員派遣事業

介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、利用者からの相談や苦情の対応を行うとともに、サービスの実態を把握し、利用者と事業所の橋渡しを行うことでサービスの質の向上を図るものです。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス等から構成されます。

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へとつなげるものです。

介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的知識の情報提供、教室開催による実践指導等により、介護予防活動の普及・啓発を行うものです。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、「特別養護老人ホーム」がこれにあたります。常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つで、状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。

家族介護者交流支援事業

温泉旅館等の宿泊施設を活用した事業で、在宅介護をしている家族を介護から一時的に解放し、介護者同士の相互交流を図ることで、身体的・精神的負担の軽減を目的に行うものです。

紙おむつ給付事業

市内の指定店から購入できる紙おむつ給付券を交付し、高齢者介護における経済的な負担を軽減することを目的に行うものです。

基本チェックリスト

生活機能が低下しているかを把握するための簡単な質問票で、この結果などを参考に介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を選定しています。

協議体

生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターや生活支援等サービス提供主体による定期的な情報共有及び連携強化の場であり、協働による資源開発等を推進するものです。

居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援（訪問介護及び通所介護を除き、いずれも介護予防サービスを含みます）サービスです。

業務継続計画

自然災害、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことです。

ケアプラン（介護サービス計画）

介護保険において介護サービスを利用する際に、要支援・要介護者に対して作成される計画です。要支援・要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望をふまえて作成され、利用する施設や担当する居宅介護支援事業所等に作成が義務付けられています。

ケアマネジメント

施設や居宅介護支援事業所等に所属するケアマネジャー（介護支援専門員）が、要支援・要介護者や家族のニーズと公私にわたる様々な社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけつつ、継続的なサービスの提供を確保し、要支援・要介護者の自立支援や生活の質の維持・向上を目指すことです。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援･要介護者を対象に､相談援助をはじめ､その心身の状況に応じて適切なサービスを受けることができるよう、

ケアプランの作成、市町村・介護サービス事業者との連絡調整等を行う者で、専門職として厚生労働省令で定められています。

権利擁護業務

高齢者の虐待防止及び対応、消費者見守りサポーター養成講座を中心とした消費者被害防止及び対応、判断能力が十分でない方への成年後見申立支援等を必要に応じて行うものです。

口腔機能

食べる・話す・感じる・唾液を分泌するなどの口腔が担っている機能のことです。

厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

高齢者いきいきデイサービス事業

コミュニティセンターを会場として、軽体操や交流を通じて、加齢に伴う筋力の低下など心身が衰えた状態になること（フレイル）を予防し、社会的孤立感の解消に資する事業を行うものです。

高齢者温泉利用福祉事業

高齢者等に対しての福祉サービスの提供（高齢者への憩いの場の提供、いきいきデイサービスの会場の提供、介助が必要な障がい者への入浴提供、低料金での入浴提供等）について、民間事業所に委託し高齢者福祉に資する事業を行うものです。

高齢者生活支援生活援助員派遣事業

日常生活における軽微な支援を必要とする場合（ゴミ出し、暖房機器等への給油等）に、生活支援員を派遣するものです。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

医療保険制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業を一体的に実施することにより、フレイルの恐れのある高齢者を包括的に支援していく事業です。

高齢者はり，きゆう，マッサージ等助成事業

はり，きゆう，マッサージ等の施術を受けた際に利用できる助成券を交付するものです。

高齢者見守り支援事業

週１回程度、支援員が高齢者宅を訪問し、玄関先で安否確認や短時間の話し相手となり、必要に応じて関係機関に繋ぐ役割を果たすものです。

コーホート変化率法

過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

さ行

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するものです。

社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、生計が困難な低所得者の利用者負担額の一部を軽減し、軽減した総額が基準を超えた場合に、市が助成を行います。利用者は、社会福祉法人から勧められて市へ申請し、利用者負担軽減

確認証の交付を受けます。

シューイチ体操倶楽部

週一回、米沢市が作成した「米沢はっぴい体操」や、「いきいき 100 歳体操」に取り組む住民主体のグループです。

住宅改修アドバイザー事業

介護保険サービスの住宅改修を希望する人に、リハビリの専門職を派遣し、住宅改修に関する助言及び指導を行う事業です。

消費者見守りサポーター

高齢者の消費者被害に早期に気づき、声をかけ、相談窓口につなぐ人です。「消費者見守りサポーター養成講座」を受講した人がサポーターとなります。

シルバー人材センター

高齢者のライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現・地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する公益法人です。

シルバーハウジング

高齢者に配慮された設備や構造を備え、緊急通報システム等が整備された公営賃貸住宅のことで、生活相談員（ライフサポートアドバイザー）による、日常生活の支援が受けられます。

住民主体の通いの場

住民が運営主体となって、集会所などの身近な場所に集まり、体操や趣味活動等の介護予防と地域づくりに資する取組を行うものです。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域においてネットワーク構築や資源開発などのコーディネート機能を担う人です。

生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置、協議体の設置等を通じ、民間企業、ＮＰＯ、協同組合、社会福祉法人、ボランティア（地域住民）など、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくり及び生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するものです。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、福祉サービスや施設の入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく理解できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。成年後見制度はこのような判断能力の不十分な方々を保護し、支援を行うものです。

層化無作為抽出法

アンケート調査などで調査対象者の中から実際に調査に回答する人を抽出する方法の一つです。調査対象者全体を年齢や性別などのいくつかの属性に区分し、属性の区分（層と言います）ごとに、調査に回答してもらう人を無作為に抽出する方法です。

総合相談支援業務

地域の高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的に支援を行うものです。

た行

第１号介護予防支援事業

要支援者等の多様な生活支援等のニーズに対応する介護予防・日常生活支援サービスを行い、生きがい・やりがいを持って生活できる地域の実現を目指し一般介護予防事業（65 歳以上の人のみが対象）を行うものです。

第１号被保険者

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の人です。

第２号被保険者

市町村の区域内に住所を有する、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者です。

団塊の世代

一般的に、昭和 22 年から昭和 24 年にかけての第一次ベビーブームに生まれた世代をいいます。

団塊ジュニア世代

一般的に、昭和 46 年から昭和 49 年にかけての第二次ベビーブームに生まれた世代をいいます。

短期入所療養介護

居宅で能力に応じ自立した生活を営めるよう、要支援・要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動組織への支援、住民主体の通いの場の立上げ等、介護予防に資する活動の支援を実施するものです。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域ケア会議

地域住民や介護支援専門員等の専門職の声を地域包括ケア推進に活かし、地域の実態に合致した地域包括ケアシステムを構築するための手法のひとつで、個別の事例について検討する「地域ケア個別会議」と、個別事例の検討等から明らかになった地域の課題などへの対応を検討する「地域ケア推進会議」とに分けられます。

地域支援事業

被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う介護保険制度上の事業のことです。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことをいいます。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援を行う総合機関で、センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が配置されています。

地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場や、介護予防事業実施事業所への研修会等へリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援するものです。

通所リハビリテーション

居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、要支援・要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通いながら、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションの提供を受け、心身の機能の維持回復を図るものです。

特定入所者介護サービス費

施設入所の食費・居住費が利用者の自己負担となったことに伴い創設された給付費で、所得の低い人の施設利用が困難とならないように、申請により所得の段階に応じて負担限度額を設け、これを超える食費・居住費は特定入所者介護サービス費として給付されます。

な行

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本市では、中学校圏域としています。

認知症

後天的な脳の器質的障害により、記憶機能及びその他の認知機能が低下し、日常生活上の支障がおよそ 6 か月以上継続している状態をいいます。

認知症になってもあんしん 米沢版サポートブック

認知症予防から症状、いつ・どこで・どのようなサービスが受けられるか、丸ごと分かるサポートブックです。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。「認知症サポーター養成講座」を受講した人がサポーターとなります。

認知症初期集中支援チーム

認知症の疑われる人又は認知症の人で医療サービス・介護サービスを受けていない人、または中断している人等に対し、受診や治療等の必要な支援につなぐため関与する専門職チーム。チームは専門医・看護師等で構成されています。

認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族を対象とした相談支援、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の連携支援等を行う者です。本市では各地域包括支援センターに配置しています。

は行

徘徊高齢者等支援事業（事前登録制度「かえっぺ」）

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の名前や特徴、写真等の情報を事前に登録し、早期発見・保護時の身元確認を行うものです。

福祉用具・住宅改修支援事業

居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない要介護等認定者に対し、住宅改修を行うに際し必要な相談及び助言を行うことによって住宅改修費の支給に至った場合に、その居宅介護支援事業所等へ理由書作成経費の助成を行うものです。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者個々の状況の変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを可能とするため、介護支援専門員に対する支援を行うものです。

包括的支援事業

地域支援事業のうちの必須事業の一つで、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施する事業です。地域包括支援センターの運営のほか、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業にて構成されています。

訪問介護

訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護等日常生活の世話を行うサービスです。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問リハビリテーション

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要支援・要介護者の自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

訪問理美容助成事業

訪問理美容助成券を交付し、自宅での理髪に係る費用の一部を助成するものです。

や行

米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業

介護保険居宅サービスの利用者負担が困難な利用者に対して、自己負担分の一部を市が助成するものです。市単独事業です。

ら行

ライフサポートアドバイザー

高齢者向け公営賃貸住宅等に居住している高齢者に対して、必要に応じて日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを行います。

ＲＵＮ 伴

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症の方と一緒に襷をつなぐ日本縦断のプロジェクトです。

老人クラブ活動推進事業

地域を基盤とする高齢者の自主組織である老人クラブの活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくり、知識や経験を活かした社会活動を推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資する事業を行うものです。

老人体育レクリエーション大会事業

スポーツ・レクリエーションを通じて、心身の健康の保持増進と相互の親睦を図り、明るい長寿社会づくり・保健福祉の向上に努めることを目的として開催する事業です。

米沢市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画

令和 6 年 3 月

編集：米沢市高齢福祉部高齢福祉課

発行：米沢市

〒992-8501　米沢市金池五丁目 2 番 25 号